

# 石井町地域防災計画

【資料編】

令和4年3月

石井町防災会議



# 目次

<b>1</b>	<b>災害記録に関する資料</b> .....	<b>3</b>
1	北海道大地震被害分布図.....	3
2	過去の気象状況.....	4
3	主な大地震一覧表.....	6
<b>2</b>	<b>気象等に関する資料</b> .....	<b>19</b>
1	気象庁震度階級関連解説表.....	19
2	注意報、警報、地震情報等の伝達系統図.....	24
3	津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図（F ネット）.....	25
4	徳島県の細分区域図.....	26
5	地震情報に用いる海域図.....	27
6	災害の一般的豆知識.....	28
7	徳島県に影響のある活断層.....	31
<b>3</b>	<b>通信施設に関する資料</b> .....	<b>35</b>
1	徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成.....	35
2	徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱.....	36
3	徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線系統.....	54
4	県警察関係通信系統図.....	55
5	無線局局名録.....	56
6	災害対策基本法施行令第22条に基づく協定.....	62
7	災害対策用移動通信機器の貸与制度（総務省）.....	63
8	災害対策用移動電源車の貸与制度（総務省）.....	64
<b>4</b>	<b>災害危険地域等に関する資料</b> .....	<b>67</b>
1	地すべり危険箇所一覧表.....	67
2	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	67
3	急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等.....	69
4	土石流危険渓流一覧表.....	70
5	土石流対策雨量基準.....	71
6	山地に起因する災害危険箇所一覧表.....	71
7	砂防指定地一覧表.....	72
8	土砂災害（特別）警戒区域 石井町.....	73
9	重要水防箇所評定基準（案）.....	76
10	徳島県管理河川重要水防区域評価基準（水位周知河川）（案）.....	78
11	重要水防区域一覧表.....	81
12	地震時に緊急点検を行う「農業用ため池」の一覧表.....	83
13	保安林配備一覧表.....	83
<b>5</b>	<b>危険物等に関する資料</b> .....	<b>87</b>
1	危険物取扱事業所一覧表.....	87
2	高圧ガス大量保有事業所一覧表.....	89
2	第一種貯蔵所.....	90
3	石井町毒物・劇物取扱施設数.....	90

4	放射性同位元素保有事業者一覧表.....	90
<b>6</b>	<b>防災資器材等に関する.....</b>	<b>93</b>
1	水防倉庫設置および備蓄資材の状況.....	93
2	林野火災用空中消火資機材等保有状況.....	94
3	給水容器の備蓄状況.....	95
4	応急食料及び副食調味料調達先一覧表.....	95
5	災害救助物資備蓄数.....	96
6	木材保有数.....	97
<b>7</b>	<b>報道体制に関する資料.....</b>	<b>101</b>
1	日本放送協会の災害報道体制.....	101
2	四国放送非常事態対策要綱.....	102
3	エフエム徳島非常事態対策要綱.....	104
4	緊急警報放送.....	107
<b>8</b>	<b>災害救助に関する資料.....</b>	<b>111</b>
1	災害救助法の適用基準.....	111
2	平成29年度災害救助基準.....	112
3	災害救助法による救助の実施機関.....	116
<b>9</b>	<b>医療・防疫に関する資料.....</b>	<b>119</b>
1	病院及び病床数（医療機関一覧表）.....	119
2	特定施設に係る医療機関一覧表.....	121
3	救急病院等一覧表.....	122
4	石井町救急自動車・（患者輸送車）保有状況.....	125
5	県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧.....	125
6	防疫用機材保有数.....	126
<b>10</b>	<b>交通に関する資料.....</b>	<b>129</b>
1	輸送確保に関する責任者及び連絡方法.....	129
2	主要道路交通途絶予想箇所一覧表.....	129
3	荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）.....	130
4	町有自動車数.....	130
5	徳島県雪害防止対策要綱.....	131
<b>11</b>	<b>自衛隊に関する資料.....</b>	<b>135</b>
1	災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表.....	135
<b>12</b>	<b>石井町災害対策本部等に関する資料.....</b>	<b>139</b>
1	石井町災害対策本部条例.....	139
2	石井町災害対策本部運営規程.....	140
<b>13</b>	<b>石井町防災会議及び防災関係機関に関する資料.....</b>	<b>145</b>
1	石井町防災会議条例.....	145
2	石井町防災会議運営規程.....	146
3	石井町防災会議委員名簿.....	147
4	防災関係機関連絡一覧表.....	148
5	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定.....	152
6	災害・事故等時の医療救護に関する協定書.....	155
7	災害時相互応援に関する協定.....	158

8	災害時相互応援に関する協定実施細目.....	160
9	災害時における相互応援に関する協定書.....	162
<b>14</b>	<b>その他の資料.....</b>	<b>167</b>
1	町内大規模災害発生時における支援活動に関する協定締結業者.....	167
2	石井町内の指定工事事業者.....	168
3	一部事務組合（消防）一覧表.....	169
4	避難場所一覧表.....	172
5	指定緊急避難場所一覧表.....	176
6	消防水利一覧表.....	179
7	石井町消防団組織.....	180
8	車両等現有一覧表.....	181
9	主な消防器材の配置状況.....	182
10	重要給水施設.....	183
11	要配慮者利用施設.....	184



# 1 災害記録に関する資料







## 2 過去の気象状況

### (1) 降水量・地震発生回数

種別	降水量					地震				
項目	降水量(mm)徳島					有感地震(回)高川原				
年 月	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
1	49.0	36.5	37.5	15.5	80.0	0	0	0	1	0
2	100.5	11.5	71.0	47.5	30.0	0	1	0	1	0
3	83.0	41.5	165.0	84.0	82.0	0	0	0	1	0
4	125.5	91.0	50.5	119.5	117.0	3	1	0	0	0
5	143.5	62.5	194.0	190.0	103.0	0	0	0	0	1
6	230.5	166.0	207.0	204.0	159.0	0	1	0	0	0
7	85.0	124.0	258.5	266.5	308.5	0	0	1	0	0
8	88.5	143.0	166.5	192.5	19.0	1	0	0	0	2
9	510.0	119.5	443.0	64.0	303.5	0	1	0	0	0
10	129.5	630.0	78.5	289.0	387.5	1	1	0	0	0
11	83.5	51.5	31.5	7.5	45.0	1	0	0	1	0
12	86.0	19.0	57.0	63.0	9.5	0	0	0	0	0
計	1715.0	1496.0	1760.0	1543.0	1644.0	6	5	1	4	3

※ 有感地震回数については、以下に設置の震度計で観測した回数

石井町高川原（気象庁設置 1990 観測開始）

※ 降水量・有感地震回数については、徳島地方気象台より参照。

(2) 気象注意報等発表回数 気象注意報発表回数 (徳島地方気象台「徳島県の年報」(石井町)より)

種別 \ 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
風雪注意報	3	3	4	0	4
強風注意報	13	22	27	10	14
大雨注意報	22	13	13	8	4
大雪注意報	2	1	3	2	2
高潮注意報	0	0	0	0	0
波浪注意報	0	0	0	0	0
洪水注意報	22	7	6	1	22
着雪注意報	1	0	2	0	1
乾燥注意報	20	29	19	25	20
濃霧注意報	1	1	0	1	1
霜注意報	21	24	21	28	31
なだれ注意報	0	0	0	0	0
融雪注意報	0	0	0	0	0
低温注意報	1	0	3	0	1
着氷注意報	0	0	0	0	0
雷注意報	102	70	69	76	68
計	208	170	167	151	168

(3) 気象警報発表回数 (徳島地方気象台「徳島県の年報」(石井町)より)

種別 \ 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
暴風警報	1	3	4	1	0
暴風雪警報	0	0	0	0	0
大雨警報	3	3	5	1	2
大雪警報	0	0	0	0	0
高潮警報	0	0	0	0	0
波浪警報	0	0	0	0	0
洪水警報	3	1	1	0	0
計	7	7	10	2	2

(4) 気象特別警報発表回数 (徳島地方気象台「徳島県の年報」(石井町)より)

種別 \ 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
暴風特別警報	0	0	0	0	0
暴風雪特別警報	0	0	0	0	0
大雨特別警報	0	0	0	0	0
大雪特別警報	0	0	0	0	0
高潮特別警報	0	0	0	0	0
波浪特別警報	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

### 3 主な大地震一覧表

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
684. 11. 29	天武13		土佐その他 南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺、人畜の死傷者多く、津波来襲南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
684. 11. 11	天武 13	M8. 4	土佐その他 南海・東海・西海 諸道	山くずれ、河湧き家屋社寺等の破壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の船多数沈没。土佐で田園約 12m 海中に沈む。
887. 8. 26	仁和 3	M8. 6	五畿・七道	京都の民家官庁の倒壊多く、圧死者多数。津波襲来し、摂津で被害最大、余震が 8 月末まで続いた。
1096. 12. 17	永長 1	8～ 8. 5	畿内・東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家400余流出、東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	承德 3	M8. 0	畿内	興福寺西金堂倒れ、大門が倒れた。土佐で田千余町皆海底に沈む。
1331. 8. 15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360. 11. 22	正平15	7. 5 ～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平16	M8. 4	畿内・土佐・阿波	山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多かった。津波被害は摂津、土佐、阿波で多く、阿波雪湊で流出 1, 700 戸、流死 60 人余、余震多数。
1498. 9. 20	明応 7	8. 2～ 8. 4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死 4 万 1 千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正13	7. 8	磯内・東海・東山 ・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1605. 2. 3	慶長 9	M7. 9	東海・南海・西海 諸道 (慶長地震)	震害の記録としては、淡路島、安坂村、千光寺で諸堂倒れ仏像が飛散る。津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で死 57 人、三崎で溺者 153 人、浜名湖付近の橋本で 100 戸中 80 戸流出し、死多く、紀州西岸広村で 1,700 戸中 700 戸流出。阿波の鞆浦で波高 10 丈、死 100 人余、宍喰で波高 2 丈、死 1,500 人、土佐甲浦で死 350 人余、崎浜で 50 人余、室戸岬付近で 400 人余、九州では、東目(大隈)より西目(薩摩)に大波が寄せ、死者があった。
1707. 10. 28	宝永 4	M8. 4	五畿・七道 (宝永地震)	全体で潰家 29,000、死 4,900 人、家屋倒壊範囲は、東海道から中国、九州に及ぶ。震害は、東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく袋井全壊、田辺で、431 戸中 158 戸もつぶれ、大阪潰家 1,061、死 734 人、徳島で 630 戸倒壊。津波は紀伊半島から九州に至る沿岸を襲い、瀬戸内海にも達した。土佐で流家 11,170、死 1,844 人、尾鷲で死 1,000 人余。波高は室戸、種崎 23m(溺死 700 余)、久礼 25.7m。室戸で 1.5m、串本で 1.2m、御前崎で 1~2m 隆起し、高知市の東 20 km が最大 2m 以下、海水に侵された。遠州灘沖および紀伊半島沖の 2 つの地震とも考えられる。
1789. 5. 11	寛政 1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	嘉永 7	M8. 4	東海・東山・ 南海諸道 (安政地震)	家屋倒壊範囲は伊豆から伊勢に至る沿岸と、甲斐、信濃、近江、越前、加賀に及ぶ。津波は、房総から土佐に至る沿岸を襲い、下田で 875 戸中 841 戸流出、碇泊中のロシア軍艦ディアナ号大破、27 日沈没。波高は甲賀 10m、鳥羽 5~6m、錦浦で 6m 余、仁木島 9m、尾鷲 6m、御前崎で 80~100cm 隆起、浜名湖北端、渥美湾沿岸は沈下した。全体で倒壊流出 8,300 余、消失 600、圧死 300 人、流死 300 人。

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1854. 12. 24	嘉永 7 安政 1	M8. 4	畿内・東海・ 東山・北陸・ 南海・山陰・ 山陽道(安政南海 地震)	前の地震の 32 時間後。被害は、近畿、中国、四国全部と九州、中部地方の一部に及び、津波は房総から九州に至る海岸を襲った。全壊 20,000、半壊 40,000、焼失 6,000、流出 15,000、死者約 3,000 人。波高は久礼 16.1m、種崎 11m、室戸 3.3m、宍喰 5~6m。室戸、串本で 1.2m 隆起、甲浦、加太で約 1m 沈下、浸水。
1855. 11. 11	安政 2	M6. 9	江戸および 付近 (江戸地震)	江戸とその東、径 20 km の範囲に被害大。山手で被害少なく、下町被害大。江戸の被害、壊家焼失 14,364、町人の死 4,000 人余。有感半径 500 km に達した。出火 30 余カ所。焼失面積 2.3 m <sup>2</sup> 。
1891. 10. 28	明治 24	M8. 4 (7. 9)	岐阜・愛知 (濃尾地震)	仙台以南で地震を感じた。建物全壊 142,177、半壊 80,184、死 7,273 人、山くずれ 1 万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水鳥(みどり)で、上下に 6m、水平に 2m ずれた。25 年 1 月 3 日、9 月 7 日、27 年 1 月 10 日の余震で家屋損壊など被害があった。
1896. 6. 15	明治 29	M7. 6 (7. 1)	三陸沖 (三陸沖地震 津波)	震害はない。津波は北海道より牡鹿半島に至る海岸に襲来し、死者 27,122 人、家屋流出全半壊 8,891、船の被害 7,032、波高は吉浜 24.9m、田老 14.6m など、津波はハワイ、カルフォルニアに達した。
1905. 6. 2	明治 38		安芸難	芸予地震、死者 11、家屋全壊 64
1923. 9. 1	大正 12	M7. 9	関東南部(関東大 震災)	東京で観測した最大振幅 14~20cm。地震後火災が発生し、被害を増大した。死 99,331 人、行方不明 43,476 人、家屋全壊 128,266、半壊 126,233、焼失 447,128。山くずれ、崖くずれが多い。房総方面(木更津 32cm、北条 157cm) 神奈川南部(大磯 182 cm、藤沢 75 センチ)は隆起し、東京付近以西は隆起、神奈川北方は沈下した。また、相模湾、小田原-布良線以北は隆起、南は沈下した。関東沿岸に津波が襲来し、波高は三崎で 6m、洲の崎で 8.1m。

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1927. 3. 7	昭和 2	M7. 3	京都府北西部(北丹後地震)	被害は淡路、福井、岡山、米子、徳島、三重、香川、大阪に及ぶ。死 2, 925 人、家屋全壊 12, 584、焼失 3, 711。郷村断層(長さ 18km、水平ずれ最大 2. 7m)と、それに直行する山田断層(長さ 7m)を生じた。
1930. 5. 11	昭和 5	M7. 3	伊豆北部(北伊豆地震)	2～5月伊藤地震群。11日より地震があった。余震多く、死 272 人、家屋全壊 2, 165、山くずれ、崖くずれが多く、丹郡断層(長さ 35km、横ずれ最大 2～3m)と、直交する姫之湯断層を生じた。
1933. 3. 3	昭和 8	M8. 1	三陸沖(三陸地震津波)	震害はなかった。津波が太平洋を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。死 3, 008 人、家屋流失 4, 034、倒壊 1, 817、浸水 4, 018、船舶流出 7, 303。波高は、田老 10. 1m、白浜 23. 0m、綾里 25. 0m、銚子 0. 2m
1943. 9. 1	昭和 18	M7. 2	鳥取市付近(鳥取地震)	死 1, 083 人、家屋全壊 7, 485、半壊 6, 158、鹿野断層(長さ 8km、横ずれ最大 150cm)吉野断層(長さ 4. 5 km)を生じた。地割れ、地変が多かった。
1944. 12. 7	昭和 19	M7. 9	東海道沖(東南海地震)	静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県、特に名古屋重工業地区に被害が多かった。死 998 人、住家全壊 26, 130、半壊 46, 950、流出 3, 059。津波が各地に襲来した。波高は熊野灘沿岸 8～10m、木の本、新宮間 3m、御前崎、下田 2m、紀伊半島東岸で 30～40cm。地盤沈降。
1946. 12. 21	昭和 21	8. 0	南海道沖(南海地震)	被害は、中部以西日本各地にわたり、死 1, 330 人、行方不明 113 人、家屋全壊 11, 591、半壊 23, 487、流出 2, 349、津波は静岡県より九州に至る海岸に襲来し、高知、三重、徳島沿岸で 4～6m に達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で 1. 27m、潮ノ岬で 0. 7m 上昇、須崎、甲浦で 1. 0m 沈下。高知付近で田園 15k m <sup>2</sup> が海面下に没した。

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1948. 6. 28	昭和23	M7. 1	福井平野 (福井地震)	被害は福井平野およびその付近に限られ、死 3, 848 人、不明 10 人、家屋倒壊 36, 184、半壊 11, 816、焼失 3, 851。南北に地割の連続としての断層(延長約 25 km)が生じた。
1952. 3. 4	昭和 27	M8. 2	十勝沖 (十勝沖地震)	北海道南部、東北地方北部に被害があり、津波が関東地方に及ぶ。波高は厚岸湾 3~4m、八戸 2m。死 28 人、不明 5 人、家屋全壊 815、半壊 1, 324、流出 91。
1955. 7. 27	昭和30	6. 4	徳島県南部	死者 1、負傷者 8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和35	M8. 5	チリ沖 (チリ地震津波)	24 日 2 時頃から津波日本沿岸各地に襲来。波高は三陸沿岸 5~6m、その他で 3~4m。北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死 119 人、行方不明 20 人、家屋全壊 1, 571、半壊 2, 183、流出 1, 259。
1964. 6. 16	昭和 39	M7. 5	新潟県沖 (新潟地震)	新潟、秋田、山形の各県に被害があり、死者 26 人、家屋全壊 1, 960、半壊 6, 640、浸水 15, 298、船舶、道路の被害が多かった。新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった。津波が日本海沿岸一帯を襲い波高大島崎で 5m、両津 3m、粟島で 0. 8~1. 5m 隆起。
1968. 2. 21	昭和 43	M6. 1	霧島山麓麓 (えびの地震)	同日再震、翌日再再震、死者 3 人、傷 42 人、建物全壊 368、半壊 636、山くずれが多かった。3 月 25 日に 2 回地震、建物全壊 18、半壊 147。
1974. 5. 9	昭和 49	M6. 9	伊豆半島南端 (1974 年伊豆半島沖地震)	伊豆半島南端に被害。死・不明 30 人、傷 102 人、家屋全壊 134、同半壊 240、同一部破損 711、同全半壊 7。御前崎に最大波高 22cm の津波。
1978. 1. 14	昭和 53	M7. 0	伊豆大島近海 (1978 年伊豆大島近海地震)	死 25 人、傷 139 人、家屋全壊 96、同半壊 616 戸、道路損壊 1, 141 ヲ所、崖くずれ 211 ヲ所。持越鉾山の鉾さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。



年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
※1978. 6. 12	昭和 53	M7. 4	宮城県沖 (1978年宮城 県沖地震)	被害は宮城県に多く、全体で死 28 人、傷 11,028 人、 建物全壊 1,383、同半壊 6,238、道路損壊 2,350 ヲ所、 山崖くずれ 476 ヲ所、新興開発地に被害が集中した。
※1983. 5. 26	昭和 58	M7. 7	秋田県沖 (昭和58年 〔1983年〕 日本海中部 地震)	被害は秋田県に最も多く、青森、北海道がこれに次ぐ。 死者 104(100)人、傷 324 人、住家全壊 1,584、同半壊 3, 515、同一部損壊 5,962、で括弧内は、津波による死者 である。津波は早い所では津波警報発令以前に沿岸に 到着した。石川・京都・島根の遠方の府県にも津波に よる被害が発生した。
※1984. 9. 14	昭和 59	M6. 8	長野県西部 (昭和59年 〔1984年〕 長野県西部 地震)	大滝村に大きな被害をもたらした。死・不明 29 人、傷 10 人、建物全壊・流出 14、同半壊 73、同一部破損 565、 道路損壊 258、他。死者および建物流出は、主として大 滝川、濁川などの地域に発生した大規模な崖くずれと 土石流によるものである。
※1993. 1. 15	平成 5	M7. 8	釧路沖(平成 5年〔1993年〕釧 路沖地震)	死 2 人、傷 967 人、住家全壊 53、同半壊 255、同一部 破損、5,313 など。北海道の下に沈む太平洋プレートの 内部で発生した深さ約 100 kmの地震で、この型の地震 としては例外的に大きかった。
※1993. 7. 12	平成 5	M7. 8	北海道南西 沖(平成5年 〔1993年〕 北海道南西沖 地震)	死 202 人、不明 28 人、傷 323 人。住家全壊 601、同半 壊 408、同一部破損 5,490 など。特に地震後間もなく津 波に襲われた奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地 区は火災もあって壊滅状態。夜 10 時すぎの闇のなかで 多くの人命、家屋等が失われた。津波の高さは青苗の 市街地で 10m を超えたところがある。
※1994. 10. 4	平成 6	M8. 1	北海道東方沖 地震(平成6年〔1 994年〕北海道東 方沖 地震)	傷 437 人、家屋全壊 61、同半壊 348、同一部破損 7,09 5 など。幸い死者はなく、先の釧路沖地震の経験から家 具等の固定を行っていること等により、人的被害は比 較的少なかった。しかし、ライフライン特に水道施設 に大きな被害が生じた。

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
※1994. 12. 28	平成 6	M7. 5	三陸はるか沖(平成6年 [1994年] 三陸はるか沖地震)	死 3 人、傷 788 人、家屋全壊 72、同半壊 429、同一部半壊 9, 021 等。青森県八戸市を中心とした地域において水道施設等のライフライン及び鉄道に大きな被害が出て、住民の生活に支障をきたした。
1995. 1. 17	平成 7	M7. 2	淡路島(平成7年 [1995年] 兵庫県南部地震)	死 6, 430 人、不明 3 人、傷 43, 773 人、住家全壊 104, 900、同半壊 144, 256、同一部半壊 263, 690 など。このほか、ライフラインの寸断、交通システムの麻痺など戦後最悪の被害をもたらす典型的な都市型災害となった。(平成 9 年 12 月 24 日現在)
※2000. 10. 6	平成 12	M7. 3	鳥取県西部(平成12年 [2000] 鳥取県西部地震)	傷 147 人、住家全壊 410、同半壊 2, 904、同一部破損 16, 235 などの被害を出した。
※2001. 3. 24	平成 13	M6. 4	安芸灘(平成13年 [2001] 芸予地震)	死 2 人、傷 262 人、住家全壊 46、同半壊 233、同一部破損 31, 180 など。広島県、愛媛県の瀬戸内海側を中心とした地域において水道施設等のライフラインに大きな被害が出て、住民の生活に支障をきたした。
※2003. 5. 26	平成 15	M7. 1	宮城県沖	傷 174 人、住宅全壊 2、同半壊 21、同一部破損 2, 404、床下浸水 1 などの被害を出した。被害は宮城・岩手・山形・秋田・福島・青森の東北 6 県に及んだ。
※2003. 7. 26	平成 15	M5. 6 M6. 4 M5. 5	宮城県北部	傷 677 人、住宅全壊 1, 276、同半壊 3, 809、同一部破損 10, 976 などの被害を出した。一日に震度 6 弱以上を観測する地震が 3 回発生し、被害は宮城・岩手・山形・福島の東北 4 県に及んだ。

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
※2003. 9. 26	平成 15	M8. 0 M7. 1	釧路沖 十勝沖 (平成15年 〔2003年〕 十勝沖地震)	平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震行方不明 2 人、傷 849 人、住宅全壊 116、同半壊 368、同一部破損 1,580、床下浸水 9 などの被害を出した。北海道苫小牧市内の製油所において、大規模な石油タンク火災が発生するなど、被害は北海道・青森・宮城・岩手の 4 道県に及んだ。
2004. 10. 23	平成 16	M6. 8	新潟県中越 地方(新潟県 中越地震)	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震 死 49 人、傷 4,804 人、住家全壊 3,185、半壊 13,703、火災 9 などの被害を出した。(平成 17 年 9 月 16 日現在) 内陸の活褶曲帯で発生した逆断層型地震「新潟 - 神戸歪み集中型」に属するが、既知の活断層とは直接対応しなかった。規模の大きな余震が多数発生 (M6 以上 4 余震) して被害を助長した。川口町で震度 7、2 余震で最大震度 6 強、別の 2 余震で 6 弱。震源域の地質を反映して地すべりの被害が目立った。
2005. 3. 20	平成 17	M7. 0	福岡県西方沖(福 岡県西方沖地震)	死 1 人、傷 1,087 人、住家全壊 133、半壊 244 の被害を出した。(平成 17 年 5 月 12 日現在) 福岡県沿岸海域の左横ずれ断層型地殻内地震。観測された最大震度は九州本土の 6 弱、しかしアスペリティ直上の玄界島では大きな被害があり、それ以上の震度の可能性があるが、揺れだけでなく急傾斜地での地盤崩壊による被害を含む。
2005. 8. 16	平成 17	M7. 2	宮城県沖	日本海溝沿いや陸寄り (深さ 42km) のプレート境界地震で、1978 年の震源域の南半分で発生。傷 100、全壊 1、半壊 0、最大計測震度 6 弱 (宮城県川崎町) 東北地方太平洋岸で最大 13cm (石巻市) の津波
2007. 3. 25	平成 19	M6. 9	能登半島沖	平成 19 年能登半島地震 海陸境界域の横ずれ成分を含む逆断層型地殻内地震。 死 1、傷 359、住家全壊 638、半壊 1563 (平成 19 年 6 月 14 日) 最大計測震度 6 強 (石川県内 3 市町) 珠洲と金沢で 0.2m の津波。

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
※2007. 7. 16	平成19	M6. 8	新潟県上中越沖	平成 19 年新潟県中越沖地震 新潟県沿岸海域の逆断層型地殻内地震 2004 年中越地震の近くで発生したが余震活動は不活発。震源域に原子力発電所があった初めての例。死 11、傷 2343、住家全壊 1244、半壊 5241、火災 3（平成 19 年 10 月 9 日現在）最大計測震度 6 強（新潟県内 3 市村、長野県 1 町）地盤変状・液状化などが目立った。日本海沿岸で最大 35cm（柏崎）の津波。
※2008. 6. 14	平成 20	M7. 2	岩手県内陸南部	平成 20 年岩手・宮城内陸地震 死 13 人、傷 451 人、住家全壊 30、同半壊 143、同一部破損 2, 380 などの被害を出した。 岩手県奥州市及び宮城県栗原市で最大震度 6 強を観測したほか、震度 5 弱を観測する余震が発生するなど活発な余震活動を伴い、被害は岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の 5 県に及んだ。（平成 21 年 1 月 13 日現在）
※2008. 7. 24	平成 20	M6. 8	岩手県沿岸北部	死 1 人、傷 211 人、住家全壊 1、同一部破損 379 などの被害を出した。青森県八戸市、五戸町、階上町及び岩手県野田村で最大震度 6 弱を観測した。（平成 21 年 1 月 13 日現在）
※2011. 3. 11 14 : 46頃	平成23	M9. 0	三陸沖	人的被害（死者 18, 703 人、行方不明者 2, 674 人、負傷者 6, 220 人） 物的被害（全壊 126, 574 棟、半壊 272, 302 棟、一部破損 759, 831 棟） （平成 25 年 9 月 9 日現在） 宮城県栗原市で最大震度 7 を観測した。 14:49 大津波警報発表（気象庁）
2016. 4. 14～	平成28	M7. 3	熊本県	人的被害（死者 255 人、負傷者 2, 792 人） 物的被害（全壊 8, 675 棟、半壊 34, 620 棟、一部破損 162, 346 棟） （平成 29 年 12 月 14 日現在） 熊本県益城町、西原村で最大震度 7 を観測した 4 月 14 日 M6. 5 4 月 16 日 M7. 3

2018.9.6	平成30	M6.7	北海道胆振東部	平成30年9月6日03時07分に、胆振(いぶり)地方中東部を震源とするマグニチュード(M)6.7の地震が発生し、北海道厚真町(あつまちょう)で震度7、安平町(あびらちょう)、むかわ町で震度6強を観測したほか、北海道から中部地方の一部にかけて震度6弱～1を観測した。 北海道全域においてブラックアウトが発生。
----------	------	------	---------	--

- (注)1. 以上理科年表(国立天文台編)より一部抜粋。
2. 大正12年関東大震災以降の地震については、人的被害の生じた地震のうち主なものを掲げている。
  3. 大正13年から昭和43年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。
  4. ※の被害状況については、消防庁調べのデータである。



## 2 気象等に関する資料





## 2 気象等に関する資料

### 1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的の内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況 斜面等の状況	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

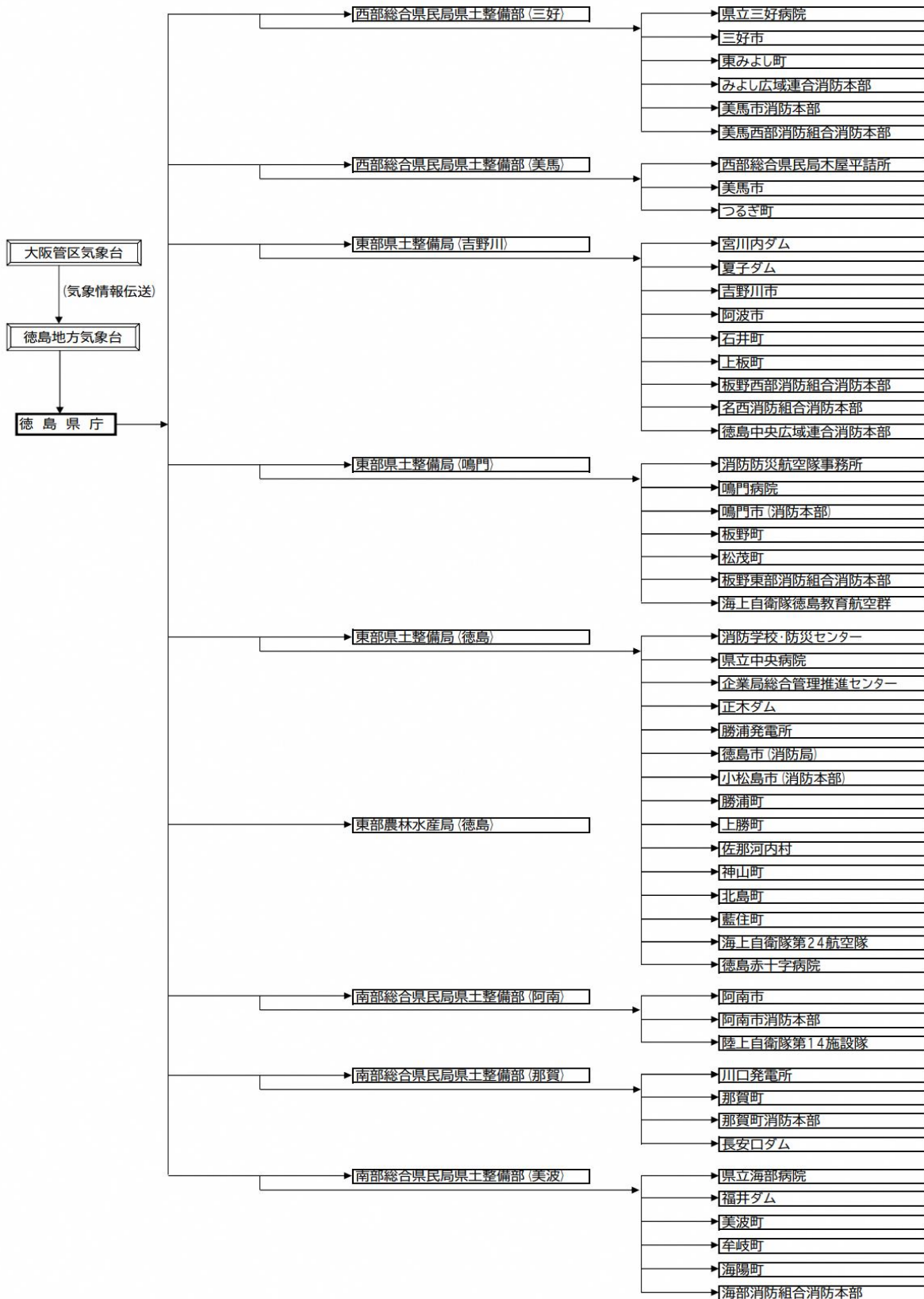
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

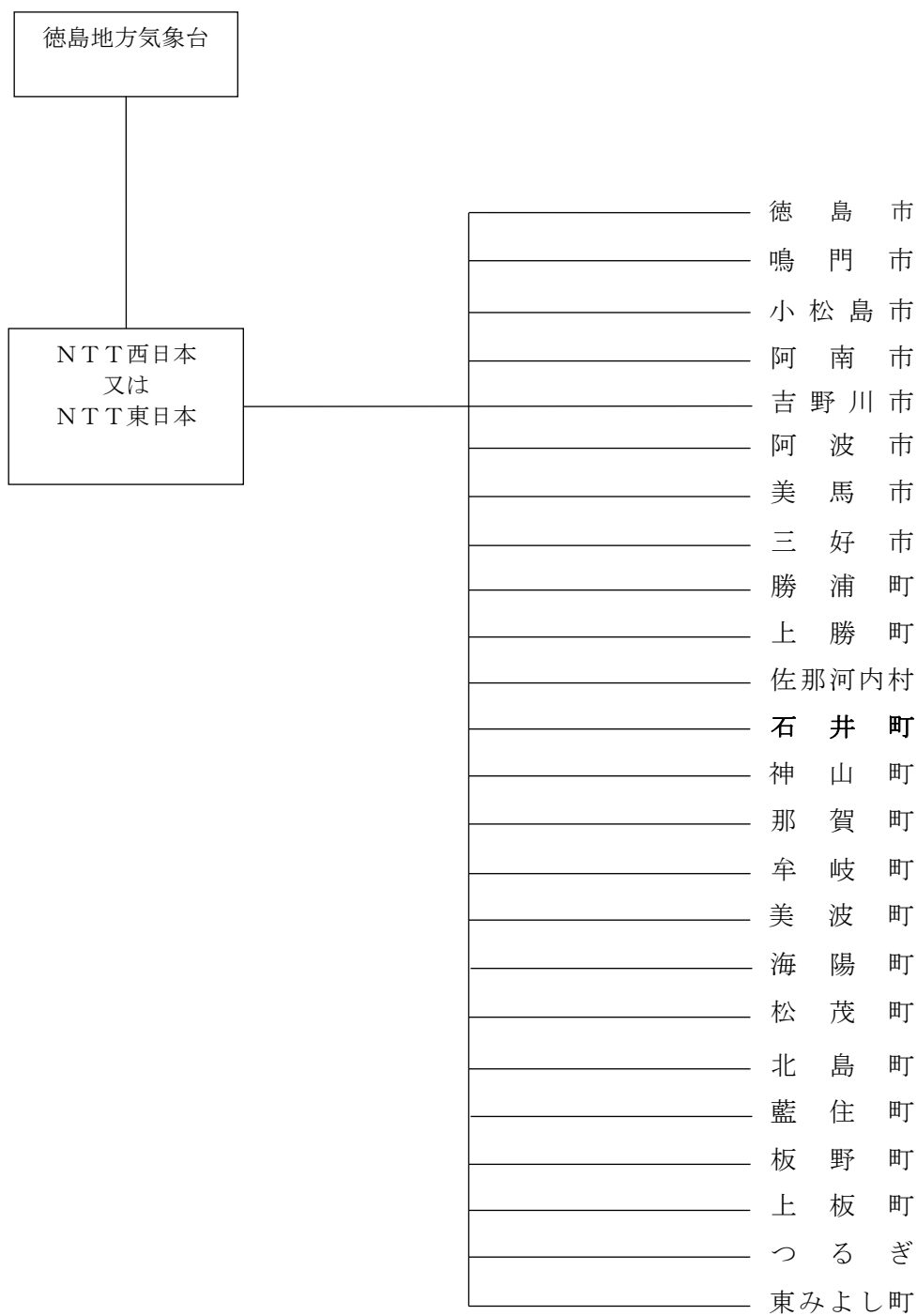
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 2 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図 (徳島県総合情報通信ネットワークシステム)



※ファクシミリに自動送信される情報  
徳島県の注意報、警報、特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報、震度速報及び地震情報

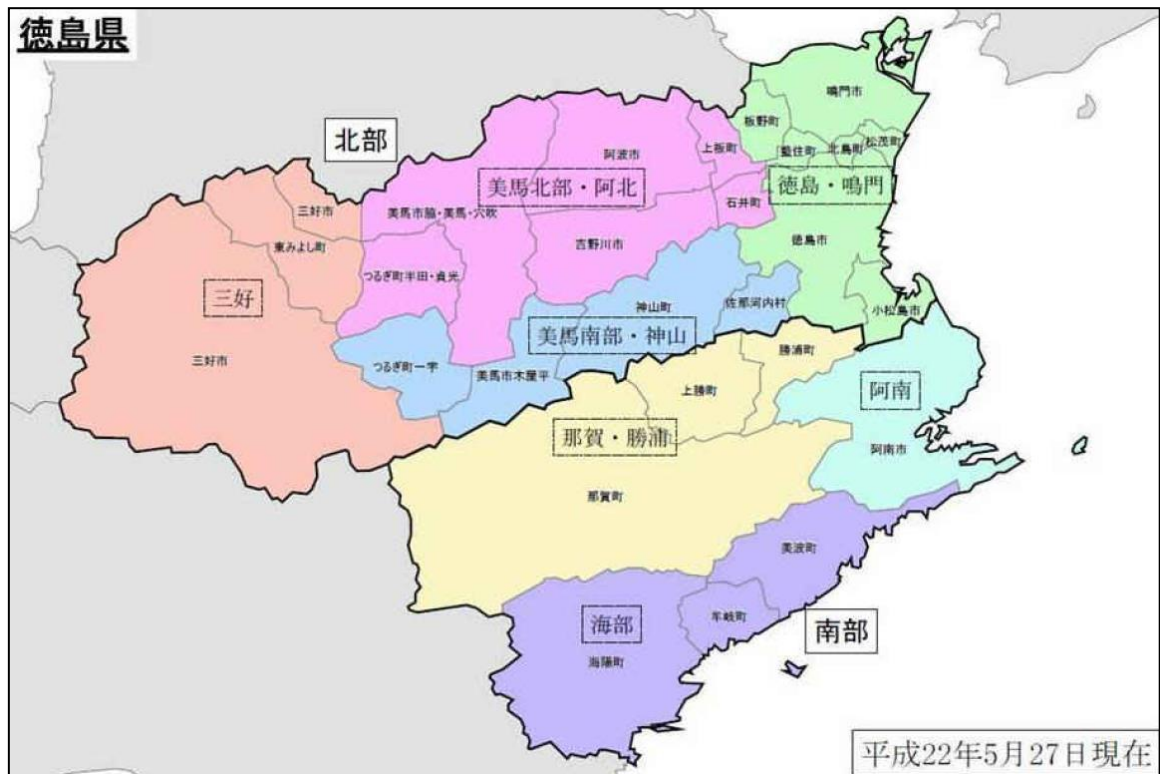
### 3 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図 (F ネット)



#### 4 徳島県の細分区域図

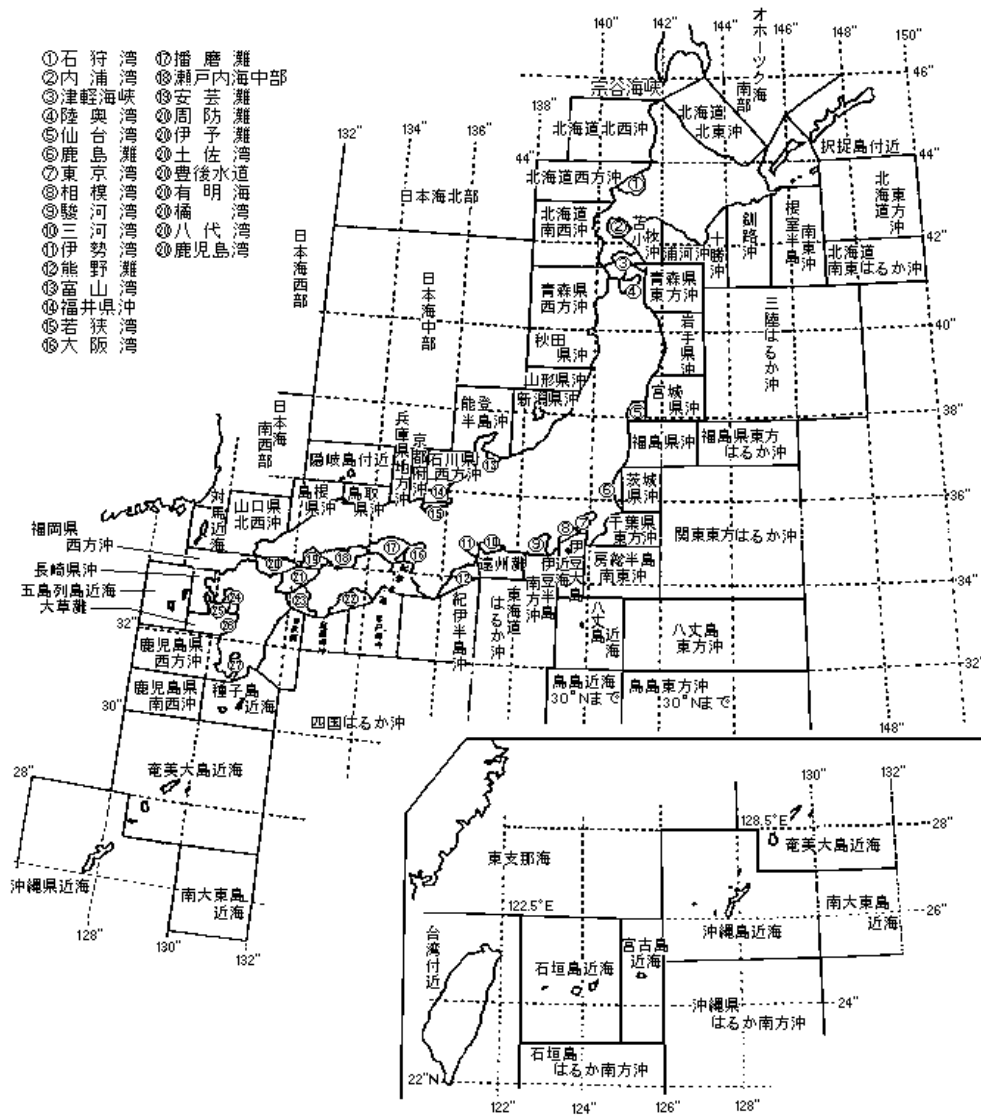
府県予報区	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域の名称	二次細分区域名
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市
			鳴門市
			小松島市
			松茂町
			北島町
			藍住町
			板野町
		美馬北部・阿北	吉野川市
			阿波市
			美馬市脇・美馬・穴吹
	美馬南部・神山	石井町	
		上板町	
		つるぎ町半田・貞光	
		美馬市木屋平	
	三好	佐那河内村	
		神山町	
	南部	阿南	つるぎ町一字
三好市			
那賀・勝浦		東みよし市	
		阿南市	
		勝浦町	
海部		上勝町	
		那賀町	
	牟岐町		
		美波町	
		海陽町	

(気象庁のホームページより引用)





## 5 地震情報に用いる海域図



## 6 災害の一般的豆知識

### 気 圧

気圧とは、地球をとりまく空気が地表面で押しつけている圧力のことで、一般に海面にかかる気圧を平均すると 1,013hPa（水銀柱は 760 mmの数値を示す）これを 1 気圧としている。平地においては 1 cm<sup>3</sup>当り 1 kg程度の強さである。

### 高 気 圧

周囲より気圧の高い範囲。つまり高い低いとは相対的なもので、標準気圧 1,013hPa より低い場合でも周囲に比べて高ければ高気圧と呼ぶ。

また、高気圧からの風の吹き出しは、北半球では時計の回り方と同じで比較的晴天の場合が多い。

### 低 気 圧

高気圧とは反対に周囲より気圧の低い範囲で標準気圧、1,013hPa よりも高くても、周囲より低ければこれを低気圧と呼ぶ。

低気圧への風の吹き込みは、北半球では時計の回り方と逆で、中心付近では上昇気流となり、雲を作り雨を降らせては天気は悪い場合が多い。

### 台 風

熱帯地方で発生する低気圧で、中心付近の最大風速が 17m/秒以上に発達した熱帯低気圧を台風と呼んでいる。

#### ●熱帯低気圧と台風の区別

階級	最大風速
熱帯低気圧	17m/s 未満
台風	17m/s 以上

#### ●大きさの階級分け

階級	風速 15m/s 以上の半径
表現なし	500 km未満
大型(大きい)	500 km以上 800 km未満
超大型(非常に大きい)	800 km以上

#### ●強さの階級分け

階級	最大風速
表現なし	17m/s 以上 33m/s 未満
強い	33m/s 以上 44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

# 風の強さと吹き方

(平成12年8月気象庁資料による 平成29年9月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよそ その 時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木の 様子	走行中の車	建造物	おおよ その瞬 間風速 (m/s)			
やや 強い風	10 以上 15 未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって 歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺 れ始める。電 線が揺れ始め る。	道路の吹流し の角度が水平 になり、高速 運転中では横 風に流される 感覚を受け る。	樋(とい)が揺 れ始める。	20			
				風に向かって 歩けなくなり、転倒する 人も出る。 高所での作業 はきわめて危 険。	電線が鳴り始 める。 看板やトタン 板が外れ始め る。	高速運転中 では、横風に流 される感覚が 大きくなる。	屋根瓦・屋根葺 材がはがれる ものがある。 雨戸やシャッ ターが揺れる。				
非常に 強い風	20 以上 25 未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかま っていないと 立っていられ ない。 飛来物によっ て負傷するお それがある。	細い木の幹が 折れたり、根 の張っていない 木が倒れ始め る。 看板が落下・ 飛散する。 道路標識が傾 く。	通常ので速度 で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺 材が飛散する ものがある。 固定されてい ないプレハブ 小屋が移動、転 倒する。 ビニールハウ スのフィルム (被覆材)が広 範囲に破れる。	30			
				25 以上 30 未満					～ 110km	屋外での行動 は極めて危 険。	走行中のトラ ックが横転す る。
猛烈 な風	30 以上 35 未満	～ 125km	特急電車	屋外での行動 は極めて危 険。	多くの樹木が 倒れる。 電柱や街灯で 倒れるもの がある。 ブロック壁で 倒壊するもの がある。	走行中のトラ ックが横転す る。	外装材が広範 囲にわたって 飛散し、下地材 が露出するも のがある。	40			
									35 以上 40 未満	～ 140km	住家で倒壊す るものがある。 鉄骨構造物で 変形するもの がある。
									40 以上	140km ～	60

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

## 雨 量

一般には、24時間の間に降った雨が、どこにも流れず、吸い込まれもせずにとまっていたら“何ミリメートル”になるかという数値（日降水量）。

1時間20mmの量を越えると危険だとされている。また、日降水量70mmくらいになると被害が出始める。日本における降水量の極値は、1時間雨量で187mm（昭和57年7月豪雨、長崎県長与 1982.7.23）1日雨量では、1,317mm（台風10・11号、徳島県海川 2004.8.1）である。

## 雨の強さと降り方

（平成12年8月気象庁資料による 平成29年9月一部改正）

1時間雨量 (mm)	予報 用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや 強い雨	ザーザー と降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話し声 が良く聞き取れ ない	地面一面に 水たまりが できる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさして いてもぬれ る	寝ている人の半数 くらいが雨に気が つく		ワイパーを速くしても見づ らい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひ っくり返し たように降 る			道路が川の ようになる	高速走行時、車輪と路面の 間に水膜が生じブレーキが 効かなくなる（ハイドロブ レーニング現象）
50以上～ 80未満	非常に 激しい雨	滝のように 降る（ゴー ゴーと降り 続く）	傘は全く役 に立たなく なる		水しぶきで あたり一面 が白っぽく なり、視界 が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫感があ る。恐怖を 感ずる				

（注1）大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

（注2）数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。





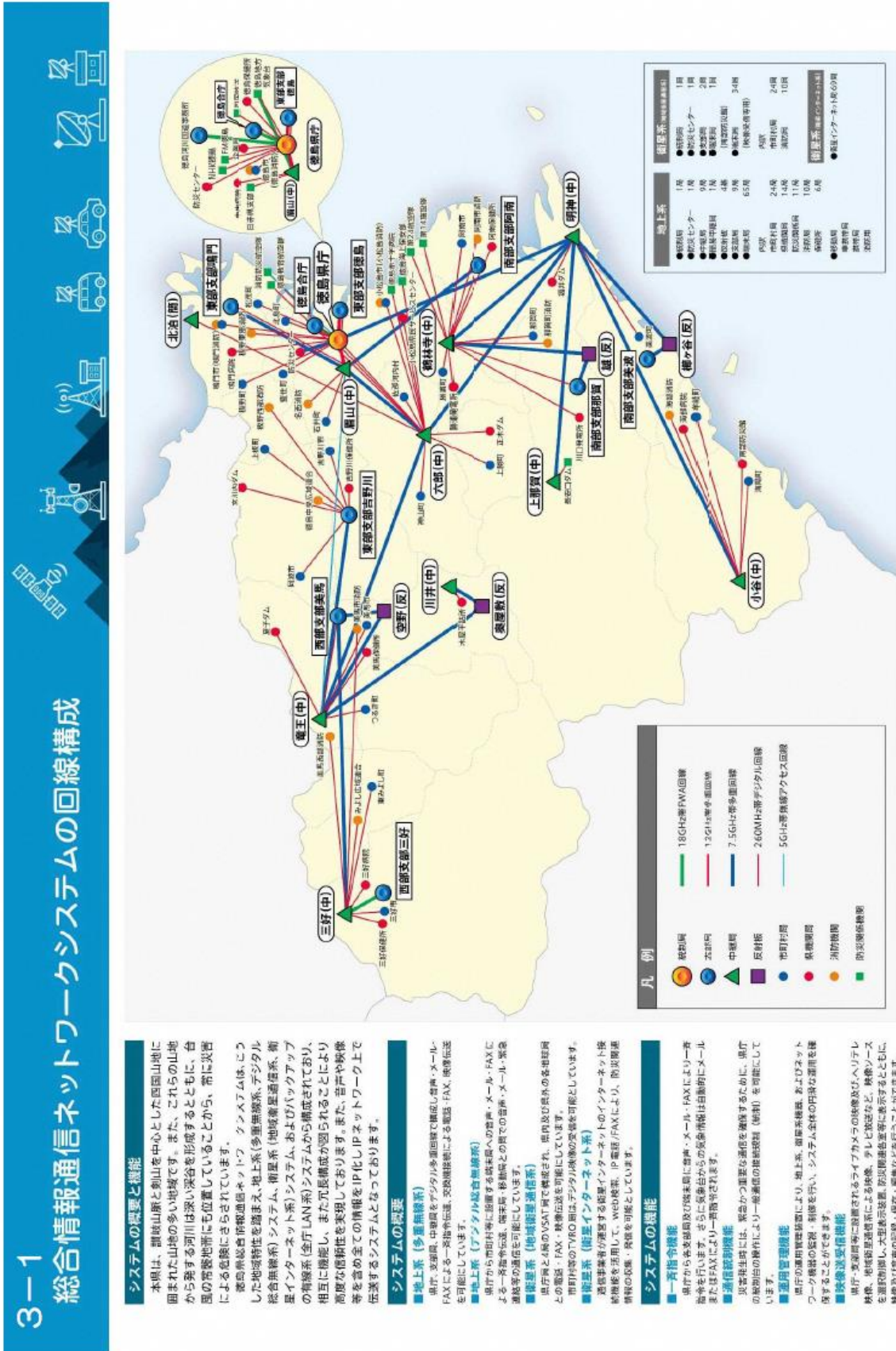
### 3 通信施設に関する資料





### 3 通信施設に関する資料

#### 1 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成



## 2 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱

### 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、電気通信事業法、有線電気通信法、一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等、アイピースタージャパン株式会社が定めるIPSTAR衛星ブロードバンド・サービス契約約款及びそれに基づく契約・規定等によるほかこの要綱に定めるところによる。

(無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の設置場所等一覧は、別表1-1のとおりとする。

2 登録電気通信事業者の一般財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-2のとおりとする。

3 登録電気通信事業者のアイピースタージャパン株式会社が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-3のとおりとする。

(統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

2 統制管理者は、徳島県危機管理環境部長をもって充てる。

3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。

4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

(使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

2 使用管理者は、別表1-1に掲げる者をもって充てる。

3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。

4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。

5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。

6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。

7 一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。

8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

## 第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、一般財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書1部を返送するものとする。

- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- 5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
  - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
  - イ 録画された記録媒体を再生伝送すること。
- 6 一般財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込(承諾)書2部(録画の場合は、記録媒体を添付すること。)を統制管理者に提出するものとする。
- 7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込(承諾)書1部を返送するものとする。

#### (防災カメラの取扱い)

第11条 防災カメラの運用は、次により取り扱うものとする。

- 1 防災カメラとは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムを構成する映像伝送装置として、本県が支部局、中継局に設置する撮像カメラをいい、設置場所一覧は、別表2のとおりとする。
- 2 防災カメラの映像は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの通信回線の運用状態を把握することを目的とするとともに、災害時における防災業務を円滑に遂行することを目的として運用等を行うものである。
- 3 防災カメラにより収集する映像は、前項の運用等の目的を達成するために必要な防災カメラ設置場所周辺の防災業務上把握が必要な映像とする。
- 4 防災カメラの運用は統制管理者が行う。
- 5 統制管理者は、防災カメラの撮像について、災害時等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、特定の民家等を意図的にその対象としてはならず、個人が特定されるべき利用がなされないように十分留意するものとする。
- 6 防災カメラの映像を利用する者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、プライバシーの保護に十分注意して、防災カメラの映像を利用するものとする。
- 7 統制管理者は、前項の防災カメラの利用上の心得について、防災カメラの映像を利用する者による適切でないと思われる映像利用の事実を確認した場合には、直ちに、その利用者に対して防災カメラの映像利用の是正を求めることができる。
- 8 前項の他、統制管理者は、防災カメラの映像を利用する者がプライバシーの保護について十分注意することを促すため、防災カメラの利用について必要な措置を取ることができる。
- 9 防災カメラの映像は、防災関係機関等との情報共有を図るため、統制管理者の判断の下、外部提供できるものとする。
- 10 防災カメラについて、これを設置する近隣住民等から苦情等が寄せられた場合は、統制管理者において適切に対応するものとする。
- 11 統制管理者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、必要に応じて、防災カメラの映像及び利用状況を記録保存することができる。

(保守運用)

第12条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。

機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

(電話番号)

第13条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

第14条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
- 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
- 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名

申込者氏名

申込者課名

申込者電話番号

一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

第15条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
- 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
- 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないうとき
- 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
- 5 その他通信の統制を害するとき

### 第3章 管理

#### (通信担当者の職務)

第16条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

#### (整備点検)

第17条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

#### (備付け書類)

第18条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

2 前項に掲げる無線局に備え付けを必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し
- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選解任届の写し
- (8) その他、関係書類

#### (事故に対する措置)

第19条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

#### (無線設備の変更の申出)

第20条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

#### (通信担当者の変更の報告)

第21条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。



別表1-1

設置場所等一覧及び使用管理者名簿

	種 別	識 別 信 号	設 置 場 所	所 属	使 用 管 理 者
1	統 制 局	ぼうさいとくしまほんぶ	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁	とくしまゼロ作戦課長
2	中 継 局	〃 びざん	徳島市眉山町茂助ヶ原7		〃
3	〃	〃 みよし	三好市池田町佐馬路馬場816-4		〃
4	〃	〃 りゅうおう	美馬市美馬町字入倉813 番地の46		〃
5	〃	〃 かわい	美馬市木屋平字大北402-1		〃
6	〃	〃 きたどまり	鳴門市瀬戸町北泊529-1		〃
7	〃	〃 みょうじん	海部郡美波町阿部カシガフチ592-4		〃
8	〃	〃 かくりんじ	勝浦郡勝浦町大字生名字鷲ヶ尾14		〃
9	〃	〃 かみなか	那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ谷77-2		〃
10	〃	〃 こたに	海部郡海陽町相川字笹無谷58-2		〃
11	〃	〃 ろくろう	勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻37-13		〃
1	支 部 局	〃 とうぶしぶとくしま	徳島市南末広町37-13	東部県土整備局徳島庁舎	東部県土整備局長
2	〃	〃 とうぶしぶなると	鳴門市撫養町立岩七枚19-1	鳴門合同庁舎	東部県土整備局副局長
3	〃	〃 とうぶしぶよしのがわ	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	吉野川合同庁舎	東部県土整備局副局長
4	〃	〃 せいぶしぶみま	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局美馬庁舎	西部総合県民局長
5	〃	〃 せいぶしぶみよし	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局三好庁舎	西部総合県民局長
6	〃	〃 なんぶしぶあなん	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局阿南庁舎	南部総合県民局長
7	〃	〃 なんぶしぶみなみ	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	南部総合県民局美波庁舎	南部総合県民局長
8	〃	〃 なんぶしぶなか	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局那賀庁舎	南部総合県民局長
9	(準) 支部局	〃 とくしまごうちょう	徳島市新蔵町1丁目35	徳島合同庁舎	東部農林水産局長
10	〃	〃 せんたーとくしま	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター	とくしまゼロ作戦課長

【アナログ無線】

識別信号 (眉山移動系)	所 属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま 300, 302~309	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 301	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良 43	南部総合県民局津波減災部長
ぼうさいとくしま 700	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利/口 103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま 212, 215	海上自衛隊徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	海上自衛隊徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま 213, 214	海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町字洲端 4-3	海上自衛隊第24航空隊運用司令
ぼうさいとくしまこうくうたい 400, 401, 413, 414, 417	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2	とくしまゼロ作戦課長
(全県移動系)			
ぼうさいとくしま 10~15, 17, 20~24, 30~39, 48, 68, 72, 75, 78, 89, 93, 95~97, 118, 123, 124, 204~208,	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 600, 601~604, 609~637	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西 165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 139, 605, 606	南部総合県民局地域創生防災部	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 201	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良 43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 135, 136	南部総合県民局県土整備部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 607, 608	西部総合県民局地域創生観光部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま 45, 46, 153, 154	西部総合県民局県土整備部三好庁舎	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 42, 44	西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所	三好市西祖谷山村一字 280-6	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 57, 58, 156	西部総合県民局県土整備部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 55	西部総合県民局県土整備部木屋平詰所	美馬市木屋平字川井 161	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 56	西部総合県民局県土整備部一字詰所	美馬郡つるぎ町一字字蔭 475-9	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしまこうくうたい 1~4, 410, 411, 415, 416	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2	とくしまゼロ作戦課長
(防災相互系)			
ぼうさいとくしまけん 231, 500, 508~516, 518, 519	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん 520, 521	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん 501	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良 43	南部総合県民局地域創生防災部長
(ヘリテレ)			
ぼうさいとくしま	ヘリテレ	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2
(多重系)			
ぼうさいとくしま 1000, 1001	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長

【デジタル無線】

識別信号	所 属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま 211, 500~507, 511~ 513, 515~543, 701~ 736, 739~752, 830, 831	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 377, 510	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西 165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 140, 141	北泊中継局	鳴門市瀬戸町北泊字北泊 528-41	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 231, 559~561	東部農林水産局徳島庁舎	徳島市新蔵町 3-80	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま 361, 545~553, 755~758	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町 37-13	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 341, 562~565, 759~762	東部県土整備局鳴門庁舎	鳴門市撫養町立岩 7 枚 19-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 574	東部農林水産局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須 736-1	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま 311, 567~572, 763~766	東部県土整備局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須 736-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 462, 589, 785~787	南部総合県民局地域創生防災部	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 588	南部総合県民局地域創生部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局地域創生部長
ぼうさいとくしま 587	南部総合県民局農林水産部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 461, 580~586, 780~784	南部総合県民局県土整備部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 664	南部総合県民局地域創生部阿南庁舎	阿南市富岡町あ玉谷 46	南部総合県民局地域創生部長
ぼうさいとくしま 662, 663	南部総合県民局農林水産部阿南庁舎	阿南市富岡町あ玉谷 46	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 411, 655~660, 794~798	南部総合県民局県土整備部阿南庁舎	阿南市富岡町あ玉谷 46	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 597, 793	南部総合県民局農林水産部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 431, 590~596, 788~792	南部総合県民局県土整備部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 272, 678, 679, 813~815	西部総合県民局地域創生観光部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま 676, 677	西部総合県民局農林水産部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 271, 670~674, 810~812	西部総合県民局県土整備部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 689	西部総合県民局地域創生観光部三好庁舎	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま 688	西部総合県民局農林水産部三好庁舎	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 241, 682~686, 816~819	西部総合県民局県土整備部三好庁舎	三好市池田町マチ 2415	西部県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 378, 508, 509, 753, 754	消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 487	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良 43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 292, 675, 820	西部総合県民局県土整備部木屋平詰所	美馬市木屋平字川井 161 番地	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 387	中央病院	徳島市蔵本町 1-10-3	中央病院長
ぼうさいとくしま 259	三好病院	三好市池田町シマ 815-2	三好病院長
ぼうさいとくしま 481, 801	海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村 75-1	海部病院長
ぼうさいとくしま 356	鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32	鳴門病院長
ぼうさいとくしま 331, 573, 768	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間 58	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 471, 661, 799	福井ダム	阿南市福井町中連 71-1	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 321, 823	夏子ダム	美馬市脇町字西俣名 2570	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 376	企業局総合管理推進センター	徳島市新蔵町 1-86	総合管理推進センター所長

識別信号	所 属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま 391, 554, 555, 767	正木ダム	勝浦郡上勝町正木	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 451, 695, 840	川口発電所	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷 72-1	総合管理推進センター所長
ぼうさいとくしま 392	勝浦発電所	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川 9-7	総合管理推進センター所長
ぼうさいとくしま 687, 822	西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所	〃 西祖谷山村一字 280-6	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 821	西部総合県民局県土整備部一字詰所	美馬郡つるぎ町一字字蔭 475-9	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 389, 556~558, 769	徳島保健所	徳島市新蔵町 3-80	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 399, 771	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町 1-27	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 328, 575, 770	吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島 106-2	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 287, 680, 681, 824	美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連 23	西部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 250, 690, 691, 825	三好保健所	三好市池田町字マチ 2542-4	西部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 426, 665, 666, 800	南部総合県民局保健福祉部阿南庁舎	阿南市領家町野神 319	南部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 381, 161, 850	徳島市役所	徳島市幸町 2-5	徳島市長
ぼうさいとくしま 351, 162, 851	鳴門市役所	鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2	鳴門市長
ぼうさいとくしま 393, 163, 852	小松島市役所	小松島市横須町 1-1	小松島市長
ぼうさいとくしま 421, 164, 853	阿南市役所	阿南市富岡町トノ町 12-3	阿南市長
ぼうさいとくしま 322, 165, 854	吉野川市役所	吉野川市鴨島町鴨島 115-1	吉野川市長
ぼうさいとくしま 337, 166, 855	阿波市役所	阿波市市場町切幡字古田 201-1	阿波市長
ぼうさいとくしま 286, 167, 856	美馬市役所	美馬市穴吹字九反地 5	美馬市長
ぼうさいとくしま 251, 168, 857	三好市役所	三好市池田町シンマチ 1500-2	三好市長
ぼうさいとくしま 394, 169, 858	勝浦町役場	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3	勝浦町長
ぼうさいとくしま 395, 170, 859	上勝町役場	〃 上勝町大字福原字下横峰 3-1	上勝町長
ぼうさいとくしま 382, 171, 860	佐那河内村役場	名東郡佐那河内村字中辺 71-1	佐那河内村長
ぼうさいとくしま 323, 172, 861	石井町役場	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	石井町長
ぼうさいとくしま 383, 173, 862	神山町役場	〃 神山町神領字本野間 100	神山町長
ぼうさいとくしま 452, 174, 863	那賀町役場	那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1	那賀町長
ぼうさいとくしま 485, 175, 185, 864	牟岐町役場	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4	牟岐町長
ぼうさいとくしま 473, 176, 865	美波町役場	〃 美波町奥河内字本村 18-1	美波町長
ぼうさいとくしま 486, 177, 866	海陽町役場	〃 海陽町大里字上中須 128	海陽町長
ぼうさいとくしま 352, 178, 867	松茂町役場	板野郡松茂町広島字東裏 30	松茂町長
ぼうさいとくしま 384, 179, 868	北島町役場	〃 北島町中村字上地 23-1	北島町長
ぼうさいとくしま 385, 180, 869	藍住町役場	〃 藍住町奥野矢上前 52-1	藍住町長
ぼうさいとくしま 353, 181, 870	板野町役場	〃 板野町吹田字町南 22-2	板野町長
ぼうさいとくしま 333, 182, 871	上板町役場	〃 上板町七条字経塚 42	上板町長
ぼうさいとくしま 284, 183, 872	つるぎ町役場	美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3	つるぎ町長
ぼうさいとくしま 256, 184, 873	東みよし町役場	三好郡東みよし町加茂 3360	東みよし町長
ぼうさいとくしま 424	阿南市消防本部	阿南市辰巳町 1-33	阿南市長
ぼうさいとくしま 257	美馬市消防本部	美馬市脇町字拜原 1742-1	美馬市長

識別信号	所 属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま454	那賀町消防本部	那賀郡那賀町百合字石橋 250	那賀町長
ぼうさいとくしま484	海部消防組合消防本部	海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98-1	海部消防組合管理者
ぼうさいとくしま354	板野東部消防組合消防本部	板野郡北島町北村字大開 11-1	板野東部消防組合管理者
ぼうさいとくしま338	板野西部消防組合消防本部	板野郡板野町羅漢字前田 35	板野西部消防組合管理者
ぼうさいとくしま327	名西消防組合消防本部	名西郡石井町高川原字高川原 66-8	名西消防組合管理者
ぼうさいとくしま326	徳島中央広域連合消防本部	徳島県吉野川市鴨島町上下島 21 番地 1	徳島中央広域連合長
ぼうさいとくしま258	美馬西部消防組合消防本部	美馬市美馬町字天神 119	美馬西部消防組合管理者
ぼうさいとくしま255	みよし広域連合消防本部	三好郡東みよし町足代 345-1	みよし広域連合長
ぼうさいとくしま441	長安口ダム	那賀郡那賀町小浜字立石 5-4	那賀川河川事務所事業計画課長
ぼうさいとくしま221	徳島地方气象台	徳島市大和町 2-3-36	徳島地方气象台長
ぼうさいとくしま396	徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開 1-11	徳島海上保安部長
ぼうさいとくしま425	第 1 4 施設隊	阿南市那賀川町小延 413-1	陸上自衛隊第 14 施設隊長
ぼうさいとくしま355	徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	海上自衛隊徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま397	第 2 4 航空隊	小松島市和田島町洲端 4-3	海上自衛隊第 24 航空隊司令
ぼうさいとくしま388	日赤県支部	徳島市庄町 3 丁目 12-1	日本赤十字社徳島県支部長
ぼうさいとくしま398	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま372	NHK 徳島放送局	徳島市寺島本町東 1 丁目 28	NHK 徳島放送局長
ぼうさいとくしま373	四国放送	徳島市中徳島町 2-5-2	四国放送株式会社社長
ぼうさいとくしま375	エフエム徳島	徳島市幸町 1 丁目 6	株式会社エフエム徳島社長
ぼうさいとくしま900	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2-50-1	徳島大学病院長
ぼうさいとくしま901	徳島市民病院	徳島市北常三島 2-34	徳島市民病院長
ぼうさいとくしま902	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	吉野川医療センター院長
ぼうさいとくしま903	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原 2	阿南医師会中央病院長
ぼうさいとくしま904	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	海南病院長
ぼうさいとくしま905	半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1	半田病院長
ぼうさいとくしま906	田岡病院	徳島市万代町 4-2-2	田岡病院長
ぼうさいとくしま907	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ 36	阿南共栄病院長
ぼうさいとくしま908	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪ノ尻字八幡神社下南 130-3	ホウエツ病院長
ぼうさいとくしま909	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下 190-1	阿波市病院長
ぼうさいとくしま910	上那賀病院	那賀郡那賀町小浜 137-1	上那賀病院長
ぼうさいとくしま911	市立三野病院	三好市三野町芝生 1270-30	市立三野病院長
ぼうさいとくしま912	国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地 1354	徳島病院長
ぼうさいとくしま913	国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北 1-1	東徳島医療センター院長

別表1-2

## 地球局の設置場所等（一般財団法人自治体衛星通信機構）

	設置場所 (地球局)	局番号	住 所
1	徳島県庁	36-211	徳島市万代町1丁目1番地
2	防災センター	36-377	板野郡北島町鯛浜字大西 165
3	南部総合県民局美波庁舎	36-461	海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1
4	西部総合県民局美馬庁舎	36-271	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
5	徳島県立南部防災館	36-487	海部郡海陽町浅川字西福良 4 3
6	徳島県衛星可搬局 2	36-213	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2
7	徳島県衛星可搬局 3	36-214	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2
8	東みよし町三好庁舎	36-263	三好郡東みよし町昼間 3673-1
	(受信専用局)		
1	徳島県衛星可搬局	36-002	徳島市万代町1丁目1番地
2	徳島市役所	36-023	徳島市幸町 2-5
3	鳴門市役所	36-024	鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2
4	小松島市役所	36-026	小松島市横須町 1-1
5	阿南市役所	36-021	阿南市富岡町トノ町 12-3
6	吉野川市役所	36-040	吉野川市鴨島町鴨島 115-1
7	阿波市役所	36-039	阿波市市場町切幡字古田 201-1
8	美馬市役所	36-042	美馬市穴吹字九反地 5
9	三好市役所	36-043	三好市池田町シンマチ 1500-2
10	勝浦町役場	36-009	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
11	上勝町役場	36-028	〃 上勝町大字福原字下横峰 3-1
12	佐那河内村役場	36-029	名東郡佐那河内村字中辺 71-1
13	石井町役場	36-022	名西郡石井町高川原字高川原 121-1
14	神山町役場	36-030	〃 神山町神領字本野間 100
15	那賀町役場	36-031	那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1
16	牟岐町役場	36-033	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4
17	美波町役場	36-032	〃 美波町奥河内字本村 18-1
18	海陽町役場	36-034	〃 海陽町大里字上中須 128
19	松茂町役場	36-010	板野郡松茂町広島字東裏 30
20	北島町役場	36-035	〃 北島町中村字上地 23-1
21	藍住町役場	36-036	〃 藍住町奥野矢上前 52-1
22	板野町役場	36-037	〃 板野町吹田字町南 22-2
23	上板町役場	36-038	〃 上板町七条字経塚 42
24	つるぎ町役場	36-041	美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3
25	東みよし町役場	36-044	三好郡東みよし町加茂 3360
26	鳴門市消防本部	36-025	鳴門市撫養町南浜字東浜 170
27	小松島市消防本部	36-027	小松島市横須町 1-1
28	阿南市消防本部	36-018	阿南市辰巳町 1-33
29	美馬市消防本部	36-016	美馬市脇町字拝原 1742-1
30	那賀町消防本部	36-019	那賀郡那賀町百合字石橋 250

	設置場所	局番号	住 所
	(受信専用局)		
31	海部消防組合消防本部	36-020	海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98-1
32	板野東部消防組合消防本部	36-013	板野郡北島町北村字大開 11-1
33	板野西部消防組合消防本部	36-012	板野郡板野町羅漢字前田 35
34	名西消防組合消防本部	36-014	名西郡石井町高川原字高川原 66-8
35	徳島中央広域連合消防本部	36-011	徳島県吉野川市鴨島町上下島 21 番地 1
36	美馬西部消防組合消防本部	36-017	美馬市美馬町字天神 119
37	みよし広域連合消防本部	36-015	三好郡東みよし町足代 345-1

	設置場所
1	徳島県庁 徳島市万代町1丁目1番地
2	徳島合同庁舎 徳島市新蔵町1丁目35
3	鳴門合同庁舎 鳴門市撫養町立岩七枚 19-1
4	吉野川合同庁舎 吉野川市川島町宮島字南中須 736-1
5	東部県土整備局徳島庁舎 徳島市南未広町 37-13
6	南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷 46
7	南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1
8	南部総合県民局那賀庁舎 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1
9	西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
10	西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ 2415
11	防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西 165
12	消防防災航空隊 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2
13	南部防災館 海部郡海陽町浅川字西福良 43
14	木屋平話所 美馬市木屋平字川井 161 番地
15	中央病院 徳島市蔵本町 1-10-3
16	三好病院 三好市池田町シマ 815-2
17	海部病院 海部郡牟岐町大字中村字本村 75-1
18	鳴門病院 鳴門市撫養町黒崎字小谷 32
19	宮川内ダム 阿波市土成町宮川内字平間 58
20	福井ダム 阿南市福井町中連 71-1
21	企業局総合管理推進センター 徳島市新蔵町 1-86
22	正木ダム 勝浦郡上勝町正木
23	川口発電所 那賀郡那賀町吉野字イヤ谷 72-1
24	勝浦発電所 勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川 9-7
25	西部防災館 美馬市美馬町字中島
26	徳島市 徳島市幸町 2-5
27	鳴門市 鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2
28	小松島市 小松島市横須町 1-1
29	阿南市 阿南市富岡町トノ町 12-3
30	吉野川市 吉野川市鴨島町鴨島 115-1
31	阿波市 阿波市市場町切幡字古田 201-1
32	美馬市 美馬市穴吹字九反地 5
33	三好市 三好市池田町シンマチ 1500-2
34	勝浦町 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
35	上勝町 // 上勝町大字福原字下横峰 3-1
36	佐那河内村 名東郡佐那河内村字中辺 71-1
37	石井町 名西郡石井町高川原字高川原 121-1

	設置場所
37	神山町 // 神山町神領字本野間 100
38	那賀町 那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1
39	牟岐町 // 牟岐町大字中村字本村 7-4
40	美波町 // 美波町奥河内字本村 18-1
41	海陽町 // 海陽町大里字上中須 128
42	松茂町 板野郡松茂町広島字東裏 30
43	北島町 // 北島町中村字上地 23-1
44	藍住町 // 藍住町奥野矢上前 52-1
45	板野町 板野郡板野町吹田字町南 22-2
46	上板町 // 上板町七条字経塚 42
47	つるぎ町 美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3
48	東みよし町 三好郡東みよし町加茂 3360
49	徳島市消防局 徳島市新蔵町 1-88
50	鳴門市消防 鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2
51	小松島市消防 小松島市横須町 1-1
52	阿南市消防 阿南市富岡町トノ町 1-1
53	美馬市消防 美馬市脇町字拝原 1742-1
54	那賀町消防 那賀郡那賀町百合字石橋 250
55	名西消防 名西郡石井町高川原字高川原 66-8
56	海部消防 海部郡牟岐町大字川長真光寺 98-1
57	板野東部消防 板野郡松茂町広島字西川向 25
58	板野西部消防 板野郡板野町羅漢字前田 35
59	中央広域連合 吉野川市鴨島町鴨島 115-1
60	美馬西部消防 美馬市美馬町字天神 119
61	みよし広域連合 三好郡東みよし町足代 345-1
62	長安口ダム 那賀郡那賀町小浜字立石 5-4
63	徳島地方气象台 徳島市大和町 2-3-36
64	徳島海上保安部 小松島市小松島町字外開 1-11
65	第1 4 施設隊 阿南市那賀川町小延 413-1
66	徳島教育航空群 板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38
67	第2 4 航空隊 小松島市和田島町洲端 4-3
68	日赤県支部 徳島市庄町 3 丁目 12-1
69	徳島赤十字病院 小松島市小松島町字井利ノ口 103
70	NHK 徳島放送局 徳島市寺島本町東 1 丁目 28
71	四国放送 徳島市中徳島町 2-5-2
72	エフエム徳島 徳島市幸町 1 丁目 6



別表2 防災カメラ設置場所一覧

設置場所		
1	眉山中継局	徳島市眉山町茂助ヶ原 7
2	三好中継局	三好市池田町佐馬路馬場 816-4
3	明神中継局	海部郡美波町阿部カシガフチ 592-4
4	六郎山中継局	勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻 37-13
5	県庁	徳島市万代町 1 丁目 1 番地
6	鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩七枚 19-1
7	吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須 736-1
8	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町 37-13
9	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷 46
10	南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1
11	南部総合県民局那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1
12	西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
13	西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町マチ 2415
14	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西 165

# デジタル画像伝送予約申込（完了通知）書

年 月 日

様

申込課（室）

課（室）長名

担当者職・氏名

連絡先電話番号

印

下記のとおりデジタル画像の伝送をした  
いので申し込みます。

記

1 伝送方法（該当方法を○で囲む。）

（1）テレビカメラ映像の生放送

（2）記録媒体の再生放送

2 伝送に要する時間（カラーバー及び調整音の送信時間10分を加えること。）時間  
分

3 伝送希望日時

平成 年 月 日 時 分～ 時  
分4 伝送目的及び内容（簡単に記入する。）

---

## 予約完了通知書

平成 年 月 日

下記のとおり予約を完了したので通知します。

記

1 伝送時間

平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 使用チャンネル

送信 CH 受信 CH

3 備考

印

デジタル画像視聴、録画申込（承諾）書

年 月 日

様

申込課（室）

課（室）長名

担当者職・氏名

連絡先電話番号

下記のとおりデジタル画像の視聴、録画を申し込みます。

記

1 視聴、録画番組名及び放送日時

番組名

放送日時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 視聴人員

名

3 記録媒体

媒体種類、本

4 備考

視聴、録画承諾書

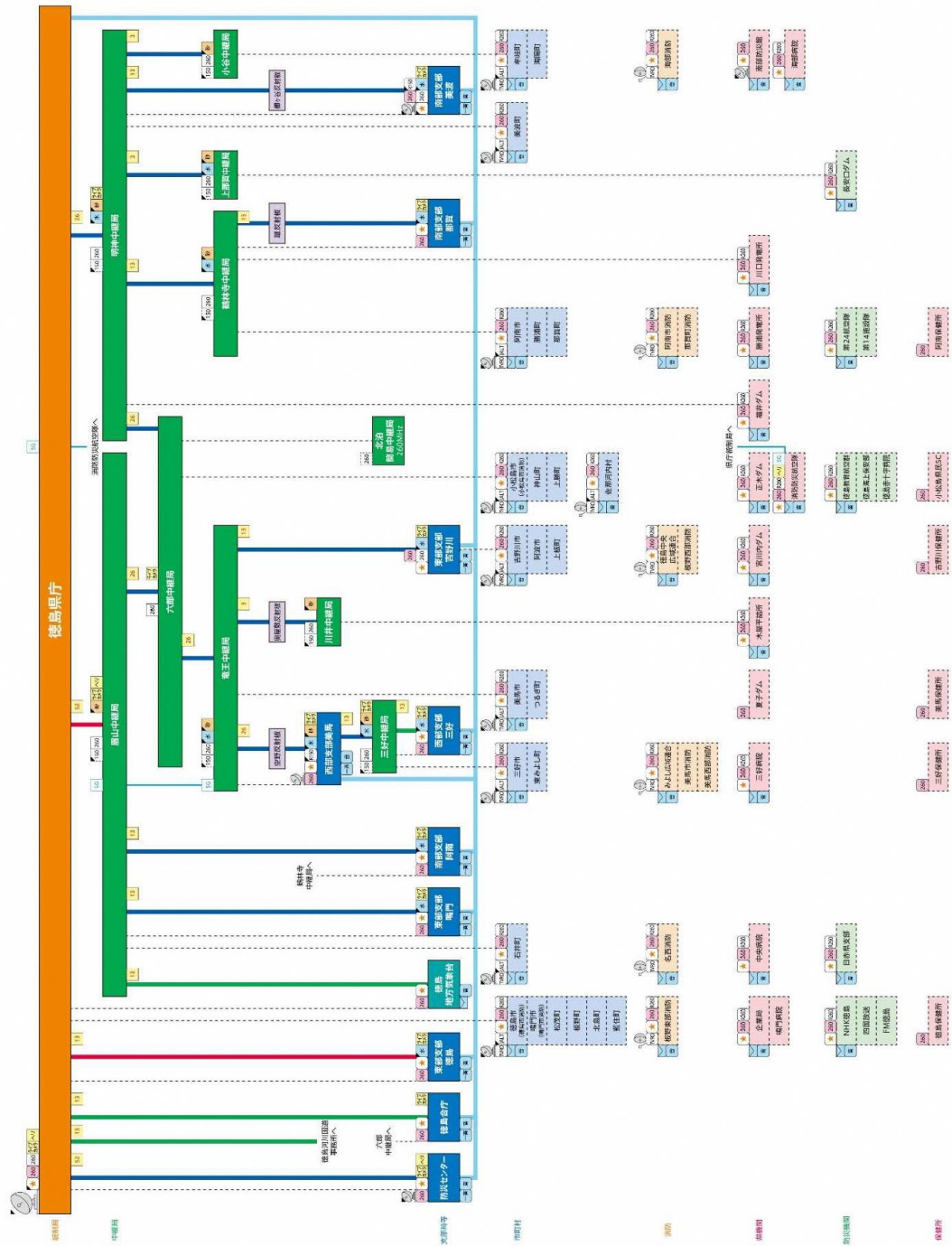
平成 年 月 日

上記の申込を承諾しました。

### 3 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線系統

## 総合情報通信ネットワークシステムの回線系統

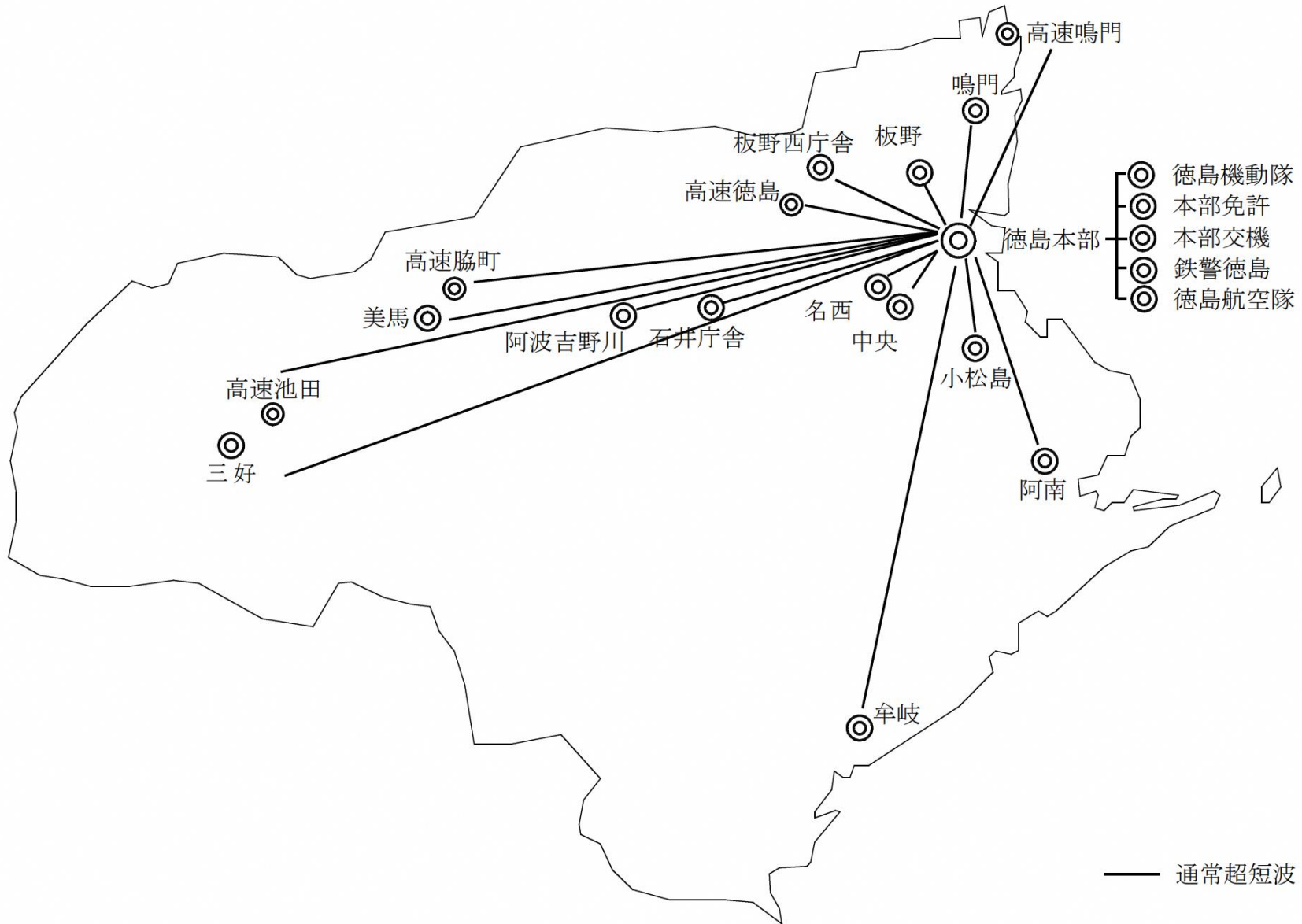
徳島県総合情報通信ネットワークシステムは、地上系システム、衛星系システム、およびバックアップ有線系（全庁LAN）システムにより構成されています。地上系システムは県庁を統制局に、防災センター1局、支部局9局、端末局65局（市町村局24局、県機関14局、防災関係局11局、消防局10局、保健所6局）、中継局9局、簡易中継局1局、移動局300局（車携帯局150局、携帯局10局）、消防用移動局12局（可搬局2局、携帯局10局）また、衛星系システムは、県庁1局、防災センター1局、支部局2局、端末局（市町村24局、消防局10局）、端末局（市町村24局、消防局10局）、衛星インターネット局69局でネットワークし、確実な情報収集伝達手段として県内をくまなくカバーしています。



標準規格(TDMA) 1500W  
標準規格(SS-SS) 2.4GHz  
標準規格(SS-SS) 2.4GHz  
標準規格(SS-SS) 2.4GHz

凡例	一斉システム	既設システム	衛星	地上端末局
一斉システム	データFAX-着 メール-着 音声-着	消防庁用カメラ 水防(河川)カメラ J/ALERT 150MHz帯内移動基地局 150MHz帯通話専用	VSAT TVRO受信アンテナ TVRO IPSTAR(PC,IP電話,IPFAX)	多量端末局 260MHz基地局 260MHz携帯中継局 5GHz帯無線アセス
既設システム				多量端末局 260MHz基地局 260MHz携帯中継局 5GHz帯無線アセス
衛星				
地上端末局				
回線系統				
移動局				

#### 4 県警察関係通信系統図



## 5 無線局局名録

### (1) 消防関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市八万町	徳島市	眉山基地局	
〃	鳴門市	鳴門消防眉山基地局	
鳴門市瀬戸町	〃	鳴門消防基地局	
小松島市横須町	小松島市	小松島消防基地局	
阿南市辰己町	阿南市消防本部	阿南消防基地局	
海部郡美波町	〃	阿南消防明神基地局	
徳島市八万町	名西消防組合	眉山基地局	
名西郡神山町	〃	名西消防神山基地局	
那賀郡那賀町	那賀町消防本部	那賀消防本部基地局	
		大戸基地局	
		掛盤基地局	
		黒野田基地局	
海部郡美波町	海部消防組合	海部消防明神山基地局	
海部郡牟岐町	〃	海部消防牟岐基地局	
海部郡海陽町	〃	海部消防小谷山基地局	
		海部消防海南基地局	
板野郡北島町	板野東部消防組合	板野東部消防本部基地局	
板野郡藍住町	〃	板野東部消防藍住基地局	
板野郡板野町	板野西部消防組合	板野西部眉山基地局	
吉野川市鴨島町	徳島中央広域連合	徳島中央消防本部基地局	
吉野川市山川町	〃	美郷前進基地局	
美馬市脇町	美馬市	空野前進基地局	
美馬市木屋平	〃	大北前進基地局	
美馬市美馬町	美馬西部消防組合	美馬西部消防組合基地局	
	美馬市	美馬西部前進基地局	
美馬郡つるぎ町	美馬西部消防組合	美馬西部消防一字基地局	
	美馬市	一字前進基地局	
三好郡東みよし町	みよし広域連合	みよし消防水の丸基地局	
		みよし消防本部	

所在地	免許人	無線局名	備考
三好市池田町	〃	みよし消防三好基地局	
		みよし消防池田	
三好市山城町	〃	みよし消防西	
三好市西祖谷山村	〃	みよし消防後山基地局	
三好市東祖谷	〃	みよし消防榎峯基地局	
		みよし消防祖谷	

(2) 警察関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市万代町	警察庁長官	徳島本部固定局	超短波
徳島市中洲町	〃	中央固定局	〃
徳島市庄町	〃	名西固定局	〃
名西郡石井町		石井庁舎固定局	
板野郡北島町	〃	板野固定局	〃
板野郡板野町		板野西庁舎固定局	
鳴門市大津町	〃	鳴門固定局	〃
小松島市日開野町	〃	小松島固定局	〃
阿南市富岡町	〃	阿南固定局	〃
海部郡牟岐町	〃	牟岐固定局	〃
吉野川市川島町	〃	阿波吉野川固定局	〃
美馬市脇町	〃	美馬固定局	〃
三好市池田町	〃	三好固定局	〃
徳島市宍神町	〃	高速徳島固定局	〃
美馬市脇町	〃	高速脇町固定局	〃
三好市井川町	〃	高速池田固定局	〃
鳴門市鳴門町	〃	高速鳴門固定局	〃
板野郡松茂町	〃	本部免許固定局	〃
板野郡松茂町	〃	本部交機固定局	〃
徳島市論田町	〃	徳島機動隊固定局	〃
徳島市寺島本町	〃	鉄警徳島固定局	〃
板野郡松茂町	〃	徳島航空隊固定局	〃
徳島市万代町	〃	とくけい 1901 陸上移動局・携帯局	防災相互波を保有
徳島市万代町	〃	とくけい 1902 陸上移動局・携帯局	〃
徳島市万代町	〃	とくけい 1903 陸上移動局・携帯局	〃

## (3) 国土交通省関係

所在地	免許人	無線局名	備考
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬固定局	対馬場
〃	〃	〃	対貞光
美馬市美馬町	〃	建設美馬基地局	
吉野川市鴨島町	〃	建設鴨島固定局	対上板
〃	〃	〃	対竜王
板野郡藍住町	〃	建設藍住固定局	対徳島
板野郡松茂町	〃	建設松茂固定局	対徳島
海部郡美波町	〃	建設明神固定局	対高城山
〃	〃	〃	対日和佐
〃	〃	〃	対長安
〃	〃	〃 基地局	
美馬市美馬町	〃	建設竜王固定局	対徳島
〃	〃	〃	対新高松
〃	〃	〃	対梶ヶ森
〃	〃	〃	対丸亀
〃	〃	〃	対鬼無
〃	〃	〃	対鴨島
〃	〃	〃	対貞光
徳島市上吉野町	〃	建設徳島第2固定局	対鳴門
〃	〃	建設徳島基地局	
〃	〃	建設徳島固定局	対淡路
〃	〃	〃	対上板
〃	〃	〃	対藍住
〃	〃	〃	対竜王
〃	〃	〃	対松茂
〃	〃	〃	対徳島県
〃	〃	〃	対天ヶ津
〃	〃	〃	対川内
阿南市領家町	〃	建設那賀川固定局	対天ヶ津
〃	〃	〃	
美馬郡つるぎ町	〃	建設貞光固定局	対美馬
〃	〃	〃	対竜王



所在地	免許人	無線局名	備考
三好市池田町	国土交通省	建設池田国道固定局	対池田
〃	〃	〃	対馬場
〃	〃	建設馬場固定局	対池田国道
〃	〃	〃	対国政
〃	〃	〃	対美馬
〃	〃	建設馬場基地局	
三好市山城町	〃	建設国政固定局	対馬場
〃	〃	〃	対下名
〃	〃	建設下名固定局	対国政
〃	〃	〃 基地局	
板野郡上板町	〃	建設上板固定局	対徳島
〃	〃	〃	対鴨島
鳴門市大麻町	〃	建設天ヶ津固定局	対徳島
〃	〃	〃	対高城山
〃	〃	〃	対那賀川
海部郡美波町	〃	建設日和佐固定局	対明神
〃	〃	〃 第2固定局	対那佐第2
海部郡海陽町	〃	建設那佐固定局	対内妻
〃	〃	〃 第2固定局	対日和佐第2
〃	〃	〃 基地局	
鳴門市瀬戸町	〃	建設鳴門固定局	対徳島第2
鳴門市瀬戸町	〃	建設鳴門基地局	
三好市池田町	〃	建設池田固定局	対雲辺寺
〃	〃	〃	対吉野川
〃	〃	〃	対池田国道
三好市井川町	〃	建設吉野川固定局	対池田
〃	〃	〃	対高城山
〃	〃	〃	対梶ヶ森
那賀郡那賀町	〃	建設高城山固定局	対天ヶ津
〃	〃	〃	対吉野川
〃	〃	建設長安口固定局	対明神

## (4) 西日本電信電話株式会社関係 孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

設置場所	呼出番号	備考
伊島漁協	042-521-4134	超小型衛星

## (5) 報道関係

所在地	免許人	種別	備考
徳島市寺島本町	日本放送協会	基地局	
徳島市中徳島町	四国放送(株)	〃	
〃	(社) 徳島新聞社	〃	
徳島市中洲町	(株) 読売新聞社	〃	
徳島市八百屋町	(株) 朝日新聞社	〃	

## (6) 海岸局関係

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
海部郡牟岐町	徳島県	牟岐海岸局	50 200	J3E 1778.5 2182 2394.5 2582 3340 KHz J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795 KHz	
〃	徳島県無線漁業協同組合	〃	50 200 1 25 6	J3E 1778.5 2182 2582 3340 KHz J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795 KHz A3E 27524 27836 26776 26840 26872 26888 26896 26928 26944 27548 27556 27628 27644 27652 27660 27676 27724 27740 27748 27764 27780 27852 27884 27892 27908 27916 27932 27940 27956 27964 27980 27988 KHz J3E 27338.5 H3E 27524 KHz	
海部郡海陽町穴喰浦	〃	穴喰海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
海部郡海陽町鞆浦	〃	鞆浦海岸局	1 1	A3E 27524 27884 27956 KHz A3E 27524 27884 27956 KHz	山頂局
海部郡海陽町浅川	〃	浅川海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
海部郡美波町日和佐浦	日和佐町漁業協同組合	日和佐海岸局	1	A3E 27524 27740 27908 KHz	
海部郡美波町木岐	徳島県無線漁業協同組合	木岐海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
海部郡美波町港町	〃	由岐海岸局	1	A3E 27524 27980 KHz	

海部郡美波町阿部	〃	阿部海岸局	1	A3E 27524 27644	KHz	
阿南市椿町	〃	阿南海岸局	1	A3E 27524 27908	KHz	
阿南市椿泊町	〃	椿泊海岸局	1	A3E 27524 27852	KHz	
阿南市伊島町	〃	伊島海岸局	1	A3E 27524 26928	KHz	
阿南市橘町	〃	橘海岸局	1	A3E 27524 26776 27748	KHz	
阿南市中林町	〃	中林海岸局	1	A3E 27524 27748	KHz	
小松島市和田島町	〃	和田島海岸局	1	A3E 27524 27836 27956	KHz	
小松島市南小松島	〃	小松島海岸局	1	A3E 27524 27884	KHz	
徳島市津田町	〃	徳島市海岸局	1	A3E 27524 27980	KHz	
鳴門市瀬戸町	〃	北泊海岸局	1	A3E 27524 27644	KHz	
鳴門市北灘町	〃	北灘海岸局	1	A3E 27524 27884	KHz	

(7) アマチュア無線関係

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 徳島県支部  
 支部長 吉田 稔 (JA5NC 板野町)  
 防災・非常通信担当役員 滝口 豊 (JA5ENN 徳島市)

市	局数	町	局数	町、村	局数
徳島市	935	勝浦町	61	松茂町	62
鳴門市	246	上勝町	35	北島町	85
小松島市	347	石井町	102	藍住町	125
阿南市	527	神山町	23	板野町	82
吉野川市	195	那賀町	234	上板町	60
阿波市	259	牟岐町	39	つるぎ町	86
美馬市	234	美波町	46	東みよし町	89
三好市	285	海陽町	133	佐那河内村	39

## 6 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 徳島県知事が災害対策基本法（以下「法」という）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは有線設備を（以下「警察通信設備の使用等」という）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。
- 第3 徳島県知事が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、警察有線電話及び警察無線電話にあっては、徳島県警察本部警務部警務課長警察無線電話にあっては、徳島県警察本部警備部外勤課長（以下「通信統制官」という）に対し、次の事項を申し出て承認をうけるものとする。
1. 使用等しようとする警察通信設備
  2. 使用等しようとする理由
  3. 通信の内容
  4. 発信者及び受信者
- 第4 通信統制官は、当該申し込みの内容が第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。
- この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は通信統制官が当該通信の緊急性・通信の内容、受け付け順位等を斟酌して決定するものとする。
- 第5 徳島県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ通信統制官に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

### 附 則

この協定は、昭和39年3月14日から施行する。

昭和39年3月14日

徳島県知事  
徳島県警察本部長

原 菊太郎  
降 矢 時 雄

## 7 災害対策用移動通信機器の貸与制度（総務省）

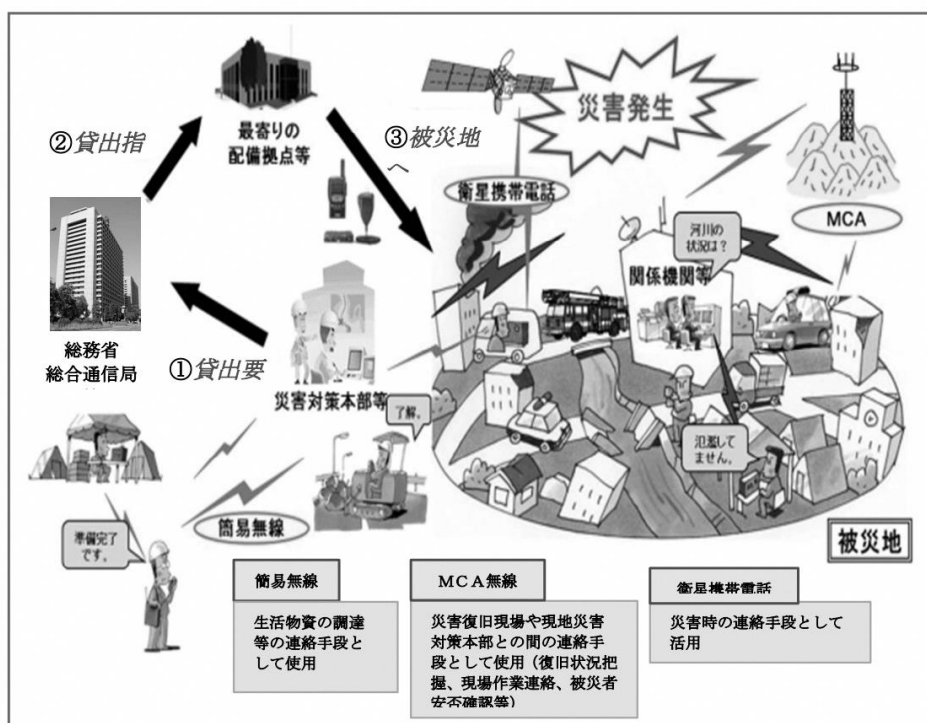
### 1 無償貸与の概要

非常災害時に、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な通信の確保を図るため、総務省では、地方公共団体及び災害復旧関係者に貸与する移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）を全国11か所に分散備蓄しています。

四国総合通信局等において申込みを受け付け、貸与します。

＜災害対策用移動無線機器に係る連絡先＞	
四国総合通信局 無線通信部 陸上課	
電話 089-936-5066（直通） 〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	
総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室	
電話 03-5253-5888（直通） 〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	

### 2 災害対策用移動通信機器の貸与イメージ



衛星携帯電話



MCA無線 簡易無線

## 8 災害対策用移動電源車の貸与制度（総務省）

### 1 無償貸与の概要

非常災害時に停電が発生しても通信・放送設備が機能停止することのないよう電源供給することを目的に、総務省では、地方公共団体、電気通信事業者又は放送事業者に貸与する移動電源車を全国の総合通信局に分散配備しています。非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。（地方公共団体：無償、民間事業者：有償）

＜災害対策用移動電源車に係る連絡先＞	
四国総合通信局 総務部 総務課	
電話 089-936-5010（直通） 〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	

### 2 移動電源車の概要

	小型移動電源車	中型移動電源車
車両外観	 4WDオフロードタイプ	 2tトラックタイプ
車両	全長 4.70m 全幅 1.80m 全高 1.90m	全長 4.85m 全幅 1.80m 全高 2.40m
発電	出力：5.5kVA 端子：100V 稼働：36時間（満タン、1/2負荷）	出力：100kVA 端子：100V・200V 稼働：10時間（満タン、1/2負荷）
燃料	無鉛レギュラーガソリン ※燃料タンクは車両・発電機共用	軽油 ※燃料タンクは車両・発電機共用
配備	北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿、四国の各総合通信局	東海、中国、九州の各総合通信局

## 4 災害危険地域等に関する資料





## 4 災害危険地域等に関する資料

### 1 地すべり危険箇所一覧表

整理番号	箇所名	河川名			位置			面積(ha)
		水系名	幹川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	
97	石井上浦	吉野川	飯尾川	曲突谷	石井町		上浦	25.50

### 2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

#### 定義

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が 5 戸以上(5 戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む)ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が 1~4 戸ある箇所

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-770	自然斜面	北尼寺	石井町		石井	尼寺
I-771	自然斜面	東尼寺	石井町		石井	尼寺
I-772	自然斜面	南尼寺	石井町		石井	尼寺
I-773	自然斜面	尼寺(1)	石井町		石井	尼寺
I-774	自然斜面	内谷(1)	石井町		石井	内谷
I-775	自然斜面	内谷(2)	石井町		石井	内谷
I-776	自然斜面	内谷(3)	石井町		石井	内谷
I-777	自然斜面	内谷(4)	石井町		石井	内谷
I-778	自然斜面	白鳥(1)	石井町		石井	白鳥
I-779	自然斜面	白鳥(2)	石井町		石井	白鳥
I-780	自然斜面	白鳥(3)	石井町		石井	白鳥
I-781	自然斜面	(石井)利包	石井町		石井	石井
I-782	自然斜面	山路	石井町		石井	石井

I-783	自然斜面	石井(1)	石井町		石井	石井
I-784	自然斜面	石井(2)	石井町		石井	石井
I-785	自然斜面	石井(3)	石井町		石井	石井
I-786	自然斜面	城ノ内(1)	石井町		石井	城ノ内
I-787	自然斜面	下浦(1)	石井町		浦庄	下浦
I-788	自然斜面	下浦(2)	石井町		浦庄	下浦
I-2028	人工斜面	石井(4)	石井町		石井	石井

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

(平成26年1月1日現在)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3734	自然斜面	尼寺(2)	石井町		石井	尼寺
Ⅱ-3735	自然斜面	尼寺(3)	石井町		石井	尼寺
Ⅱ-3736	自然斜面	尼寺(4)	石井町		石井	尼寺
Ⅱ-3737	自然斜面	石井(5)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3738	自然斜面	石井(6)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3739	自然斜面	石井(7)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3740	自然斜面	城ノ内(2)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3741	自然斜面	下浦(3)	石井町		浦庄	下浦
Ⅱ-3742	自然斜面	下浦(4)	石井町		浦庄	下浦
Ⅱ-3743	自然斜面	上浦(1)	石井町		浦庄	上浦
Ⅱ-7751	人工斜面	石井(8)	石井町		石井	石井

### 3 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考に  
して、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）

危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。

イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が 100mm 以上であった場合	前日までの連続雨量が 40 ～100mm あった場合	前日までの降雨がない場 合
第1警戒態勢	当日の日雨量が 50mm を越 えたとき	当日の日雨量が 80mm を越 えたとき	当日の日雨量が 100mm を 越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が 50mm を越 え、時雨量 30mm 程度の強 雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80mm をこ え、時雨量 30mm 程度の強 雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100mm を こえ、時雨量 30mm 程度の 強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

## 4 土石流危険渓流一覧表

### 定義

- 土石流危険渓流Ⅰ 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流
- 土石流危険渓流Ⅱ 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流

(土石流危険渓流Ⅰ)

(平成26年1月1日現在)

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積 k m <sup>2</sup>
341-I-001	吉野川	渡内川	米山谷川	石井町		下浦	0.30	0.08
341-I-002	吉野川	渡内川	中米山谷川	石井町		下浦	0.34	0.04
341-I-003	吉野川	渡内川	米山谷川	石井町		下浦	0.34	0.09
341-I-004	吉野川	渡内川	(童学寺谷)	石井町		城ノ内	0.33	0.05
341-I-005	吉野川	飯尾川	清成谷川	石井町		山路	0.32	0.06
341-I-006	吉野川	飯尾川	清水越谷川	石井町		山路	0.28	0.04
341-I-007	吉野川	飯尾川	蟹谷川	石井町		山路	0.12	0.03
341-I-008	吉野川	渡内川	(カンヤケ南谷)	石井町		山路	0.35	0.07
341-I-009	吉野川	渡内川	カンヤケ谷川	石井町		利包	0.15	0.02
341-I-010	吉野川	渡内川	神宅谷川	石井町		利包	0.15	0.02
341-I-011	吉野川	渡内川	尼寺谷川	石井町		鳥坂	0.23	0.11
341-I-012	吉野川	渡内川	内谷川	石井町		鳥坂	0.25	0.06

(土石流危険渓流Ⅱ)

(平成26年1月1日現在)

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積 k m <sup>2</sup>
341-II-001	吉野川	飯尾川	(上浦谷)	石井町		上浦	0.70	0.16
341-II-002	吉野川	渡内川	(下浦谷)	石井町		下浦	0.35	0.09
341-II-003	吉野川	渡内川	(東王子谷)	石井町		山路	0.27	0.05
341-II-004	吉野川	渡内川	白鳥谷川	石井町		白鳥	0.32	0.05

(土石流危険渓流に準ずる渓流)

(平成26年1月1日現在)

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積 k m <sup>2</sup>
341-III-001	吉野川	渡内川		石井町		下浦		0.04

## 5 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm 以上	300mm 以上
日量	150mm 以上	200mm 以上
6時間量	120mm 以上	180mm 以上
4時間量	100mm 以上	150mm 以上
2時間量	70mm 以上	100mm 以上
1時間量	50mm 以上	60mm 以上

## 6 山地に起因する災害危険箇所一覧表

山腹崩壊危険地区

令和3年4月1日現在

番号	山腹崩壊危険 地区箇所名	所在地			面積 (ha)
		都市	町村	字	
1	下浦	名西郡	石井町	下浦	4.00
2	童学寺	名西郡	石井町	城ノ内	6.00
3	城ノ内	名西郡	石井町	城之内	3.00
4	山路西	名西郡	石井町	石井山路	2.00
5	山路	名西郡	石井町	石井山路	4.00
6	天堂	名西郡	石井町	石井山路	7.00
7	利包	名西郡	石井町	利包	5.00
8	茶臼山	名西郡	石井町	白鳥	4.00
9	尼寺	名西郡	石井町	尼寺	3.00
10	内谷	名西郡	石井町	石井	12.00
11	高良池	名西郡	石井町	石井2652ほか	11.00
	計11箇所				61.00

## 崩壊土砂流出危険地区

令和3年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区箇所名	所在地			面積 (ha)
		都市	町村	字	
1	上浦西 1	名西郡	石井町	上浦1068	0.30
2	上浦中西	名西郡	石井町	上浦1005	0.45
3	上浦中	名西郡	石井町	下浦1399	0.45
4	上浦東	名西郡	石井町	下浦1386	0.45
5	下浦西 2	名西郡	石井町	下浦877-2	0.15
6	下浦南	名西郡	石井町	下浦1496	0.60
	計6箇所				2.40

## 7 砂防指定地一覧表

令和2年6月9日現在

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 ha	備考
	現市町村名	旧市町村名							
1	石井町		吉野川	飯尾川	曲突谷	S42.03.31	1,181	58.3500	
2	石井町		吉野川	飯尾川	西山谷	S45.09.14	1,390	1.9500	
3	石井町		吉野川	渡内川	米山谷	S63.11.11	2,198	0.8800	
4	石井町		吉野川	渡内川	清成谷	H05.11.19	2,192	0.5400	

## 8 土砂災害（特別）警戒区域 石井町

### 石井町指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

令和3年3月31日現在

危険箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	箇所番号	郡・市	町・村			字	年月日	番号	年月日
I-781	名西郡	石井町	石井字石井	利包	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-783	名西郡	石井町	石井字石井	石井(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-784	名西郡	石井町	石井字石井	石井(2)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
I-785	名西郡	石井町	石井字石井	石井(3)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-2028	名西郡	石井町	石井字石井	石井(4)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-3737	名西郡	石井町	石井字石井	石井(5)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-3738	名西郡	石井町	石井字石井	石井(6)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-3739	名西郡	石井町	石井字石井	石井(7)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-7751	名西郡	石井町	石井字石井	石井(8)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-782	名西郡	石井町	石井字石井	山路	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-770	名西郡	石井町	石井字尼寺	北尼寺(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-771	名西郡	石井町	石井字尼寺	東尼寺(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-772	名西郡	石井町	石井字尼寺	南尼寺(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-773	名西郡	石井町	石井字尼寺	尼寺(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-3736	名西郡	石井町	石井字尼寺	尼寺(4)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-3734	名西郡	石井町	石井字内谷	尼寺(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-3735	名西郡	石井町	石井字内谷	尼寺(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-775	名西郡	石井町	石井字内谷	内谷(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-776	名西郡	石井町	石井字内谷	内谷(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-777	名西郡	石井町	石井字内谷	内谷(4)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-778	名西郡	石井町	石井字白鳥	白鳥(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-779	名西郡	石井町	石井字白鳥	白鳥(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-780	名西郡	石井町	石井字白鳥	白鳥(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-786	名西郡	石井町	石井字城ノ内	城ノ内(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3740	名西郡	石井町	石井字城ノ内	城ノ内(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3743	名西郡	石井町	浦庄字上浦	上浦(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-787	名西郡	石井町	浦庄字下浦	下浦(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170

I-788	名西郡	石井町	浦庄字下浦	下浦(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3741	名西郡	石井町	浦庄字下浦	下浦(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
III-3	名西郡	石井町	石井字内谷	内谷(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-4	名西郡	石井町	石井字尼寺	尼寺(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-5	名西郡	石井町	石井字石井・ 白鳥	石井(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-6	名西郡	石井町	石井字石井	石井(10)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-7	名西郡	石井町	石井字石井	石井(11)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-8	名西郡	石井町	石井字石井	石井(12)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-9	名西郡	石井町	石井字石井	石井(13)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-11	名西郡	石井町	石井字城ノ内	城ノ内(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-12	名西郡	石井町	石井字城ノ内	城ノ内(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-13	名西郡	石井町	浦庄字下浦	下浦(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-14	名西郡	石井町	浦庄字下浦	下浦(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-15	名西郡	石井町	浦庄字下浦	下浦(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396		
III-16	名西郡	石井町	浦庄字下浦	下浦(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-17	名西郡	石井町	浦庄字上浦	上浦(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-18	名西郡	石井町	浦庄字上浦	上浦(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-19	名西郡	石井町	浦庄字上浦	上浦(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398



<土石流>

危険箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	箇所番号	郡・市	町・村			字	年月日	番号	年月日
341-II-03	名西郡	石井町	石井字石井	東王子谷	土石流	H22.6.17	362	H23.3.24	170
341-I-05	名西郡	石井町	石井字石井	清成谷川	土石流	H22.10.6	584	H22.10.6	585
341-I-06	名西郡	石井町	石井字石井	清水越谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
341-I-07	名西郡	石井町	石井字石井	蟹谷川	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
341-I-08	名西郡	石井町	石井字石井	農大南谷	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311
341-I-09	名西郡	石井町	石井字石井	カンヤケ谷	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311
341-I-10	名西郡	石井町	石井字石井	神宅谷川	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311
341-I-11	名西郡	石井町	石井字鳥坂	尼寺谷川	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
341-I-12	名西郡	石井町	石井字鳥坂	内谷川	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
341-II-04	名西郡	石井町	石井字白鳥	白鳥谷川	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
341-I-04	名西郡	石井町	石井字城ノ内	童学寺谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
341-II-01	名西郡	石井町	浦庄字上浦	瑞泉寺谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
341-I-01	名西郡	石井町	浦庄字下浦	米山谷	土石流	H23.3.24	168	—	—
341-I-02	名西郡	石井町	浦庄字下浦	中米山谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
341-I-03	名西郡	石井町	浦庄字下浦	東米山谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
341-II-02	名西郡	石井町	浦庄字下浦	下浦谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
341-III-001	名西郡	石井町	浦庄字下浦	西山谷(1)	土石流	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号 なし	名西郡	石井町	浦庄字下浦	西山谷(2)	土石流	R1.9.24	396		

<地すべり>

381	名西郡	石井町	浦庄字上浦	石井上浦	地すべり	R1.9.24	396		
-----	-----	-----	-------	------	------	---------	-----	--	--

## 9 重要水防箇所評定基準（案） （徳島河川国道事務所）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達  
最終改正：平成31年2月27日 国水環保第19号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏洩が生じる可能性が特に高いと考えられている箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 開			陸開が設置されている箇所。

平成21年12月4日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

# 10 徳島県管理河川重要水防区域評価基準（水位周知河川）（案）

平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知

最終改正：令和3年4月1日 河第41号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない場所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある場所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 防 漏 水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の	

	水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水が発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床下浸水が発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	

工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する 工事箇所又は仮締切り等によ り本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤 跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施 工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇 所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

## 1 1 重要水防区域一覧表

東部県土整備局（吉野川）管内

（ ）は重複距離・人数

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	担当水防管理団体の名称	重要水防区域					種別	対策 水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置			備考
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)			地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
15	吉野川	右	国	石井町	第十藍畑	1960	557	167 (557) 236 800	200 第十堰	堤体漏水 基盤漏水  洗堀 水衝・洗堀 工作物(堰)	月の輪工 " 捨てブロック " —	第十藍畑 東覚円 (一部)	733	2,437	藍畑分団 68	藍畑小学校 高川原小学校 藍畑分館	320 390 70	
60	飯尾川	左右	県	石井町	徳島市界 ～ 吉野川 市界	18,800	10,800 (1350)	8,000 (17450)		堤防高 洪水痕跡	積土のう工	石井・城ノ内 重松・下浦 上浦・諏訪 国実・大万 天神・南島 高川原 天神	5,794 (3906)	17,020 (11273)	石井分団 88 高川原分団 68 浦庄分団 68	石井小学校 石井中学校 浦庄小学校 高浦中学校 石井町中央公民館 石井分館 石井町地域防災交流センター 浦庄分館 名西高校 フジグラン石井	490 960 290 740 290 70 50 60 400 1,000	
61	渡内川	左右	県	石井町	飯尾川 合流点～ 上流端	10,800	1,700	9,100		堤防高	積土のう工	城ノ内 白鳥 市楽 桜間 下浦 加茂野	1,743 (1109)	5,142 (3244)	石井分団 (88) 高川原分団 (68) 浦庄分団 (68)	石井小学校 徳島県立農林水産 総合技術支援センター 浦庄小学校 浦庄分館 高川原小学校 高川原分館 社会福祉法人有誠福祉会	(490) 370  (290) (60) (390) 70 100	

付 図 番 号	河川名 海岸名 湾岸別	左 右 岸	区 分	担当水 防管理 団体の 名称	重要水防区域					対策	関係区域			危険な場合の措置			備考		
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		種別	水防対 策後方	地区名医	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)		避難場所	収容 能力 (人)
62	神宮入江川	左右	県	石井町	吉野川 合流点～ 上流端	10,800		10,800		堤防高	積土のう工	関 中 平 高	須 島 畑	761	2,472	高原分団 48 藍畑分団 (68)	高原小学校 藍畑小学校 藍畑分館	(360) (320) (70)	
63	立石谷川	右	県	石井町	上浦	1,000	350	650		堤防高	積土のう工	上 浦	(50)	(200)	浦庄分団 (68)	浦庄小学校	(290)		
64	立石谷川	左右	県	石井町	飯尾川 合流点～ 浦庄字下浦	1,700		1,700		洪水痕跡	積土のう工	上 浦	(250)	(681)	浦庄分団 (68)	浦庄小学校 浦庄分館	(290) (60)		



## 1 2 地震時に緊急点検を行う「農業用ため池」の一覧表

震度 5 弱以上

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m3)	受益地 (ha)	管理者	所有者	届出 年月日	防災重点ため池選定の有無
1	曾我氏池	石井字城ノ内 819	8.2	66.0	9,000	2.3	自然人	国	R1.1.24	有
2	童学寺池	石井字城ノ内 606,607	7.7	93.0	21,700	8.7	自然人	国	R1.1.24	有
3	高良池	石井字石井 2232	6.7	78.0	3,000	1.9	自然人	石井町	R1.1.24	有
4	東王子池	石井字石井 2036-1, 2036-2	6.7	96.0	14,000	2.0	自然人	石井町	R1.1.24	有
5	原田池	石井字石井 1525-1 地先	5.9	122.0	10,000	0	石井町	国	不要	有

## 1 3 保安林配備一覧表

民有保安林配備現況表

令和 2 年 4 月 1 日現在

県民局 事務所名	保安林の 種類 市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		その他の 防災保安林		計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
東部 (徳島)	石井町	2	20	0	0			2	20

国有保安林配備現況表

令和 2 年 4 月 1 日現在

県民局 事務所名	保安林の 種類 市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		国有 (ha)	官有 (ha)	計 (ha)
		国有 (ha)	官有 (ha)	国有 (ha)	官有 (ha)			
東部 (徳島)	石井町					0	0	0



## 5 危険物等に関する資料



## 5 危険物等に関する資料

### 1 危険物取扱事業所一覧表

事業所名	所在地	施設等の区分
(有)石井石油 (石井SS)	石井字石井822-1	給油取扱所 移動タンク貯蔵所
(有)姫田石油 (藍畑SS)	藍畑字高畑635	給油取扱所 一般取扱所 屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所
(有)姫田石油 (桜間ハハスSS)	高川原字桜間226-3	給油取扱所
(有)藍畑石油 (ちろりん村SS)	藍畑字高畑1044-1	給油取扱所
桑内石油 (高川原SS)	高川原字市楽97-1	給油取扱所
天羽石油	浦庄字下浦114-1	一般取扱所
(有)柏木石油	石井字白鳥306-1	給油取扱所(自家用)
富士石油 (東石井SS)	石井字石井715-4	給油取扱所
徳島石油(株) (石井北SS)	高川原字加茂野314-1	給油取扱所
(株)川島石油 (財・汐SS)	石井字城ノ内152-1	給油取扱所
日商有田(株) (セルフイックス徳島石井SS)	高川原字南島198-1	給油取扱所
太陽石油販売(株) (セルフ石井SS)	高川原字高川原2271-1	給油取扱所
(株)名神急送 (東覚円)	藍畑字東覚円636-4	給油取扱所(自家用)
(株)石井急行運送	高川原字高川原1523-1	給油取扱所(自家用)
(株)NK関西住建	藍畑字西覚円944-1	給油取扱所(自家用)
マルナガ運輸(有)	高原字中須11-1	給油取扱所(自家用)
石井自動車学校	石井字重松9	給油取扱所(自家用)
(株)日本ハムファクトリー 徳島工場	高川原字高川原838-1	一般取扱所 屋外タンク貯蔵所 一般高圧ガス貯蔵(LPG)

(株)マリン大王石井工場	高原字平島678-1	一般取扱所 地下タンク貯蔵所 屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所
盛田株式会社 徳島工場	浦庄字国実247-2	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所
石井養鶏農協	石井字白鳥310-1	屋外タンク貯蔵所
四国地方整備局 (各排水機場)	藍畑字西覚円、第十	地下タンク貯蔵所 (飯尾川、神宮入江川、新飯尾川) 屋外タンク貯蔵所 (江川)
石井町役場清掃センター	石井字石井3025-1	屋内タンク貯蔵所
県農林水産総合技術支援センター	石井字石井1660	屋内貯蔵所
徳島市水道局第十浄水場	藍畑字第十262-4	地下タンク貯蔵所
有誠福祉会 障害者支援施設 有誠園	石井字城ノ内563	地下タンク貯蔵所
石井町中央公民館	石井字石井480-1	地下タンク貯蔵所
飯尾川公園石井ドーム	高川原字高川原2116-3	地下タンク貯蔵所
石井町クリーンセンター	高川原字高川原2158-2	地下タンク貯蔵所
石井町一般廃棄物最終処分場	浦庄字上浦841-1	地下タンク貯蔵所
フジグラン石井	高川原字天神544-1	地下タンク貯蔵所
久米プロパン店	石井字石井455-4	プロパンガス販売
細井燃料店	石井字石井409-7	プロパンガス販売
(有)カトー金物総合センター	藍畑字高畑497-2	プロパンガス販売
高力プロパンガス	藍畑字高畑382-2	プロパンガス販売
伊藤忠エネクスホームライフ 西日本株式会社徳島営業所	藍畑字西覚円1100	プロパンガス販売
四国アセチレン工業(株) 徳島工業	藍畑字西覚円1100	一般高圧ガス製造販売
日本フードパッカー 四国株式会社	高川原字高川原838-1	冷凍高圧ガス製造 (アンモニア)
石井エコ・ステーション	高原字西覚円377-3	E V充電スタンド

## 2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

### 1 第一種製造者

#### (1) 一般

令和2年7月1日現在

事業名	所在地	電話番号	摘要
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	石井町藍畑字西覚円1100	088-674-1711	炭酸ガス、酸素、アルゴン【休止中】 窒素【休止中】
(株)イシイフーズ 食品工場	石井町高川原字加茂野65	088-675-1136	炭酸ガス

#### (2) 液石

令和2年7月1日現在

事業所名	電話番号	所在地	主要貯蔵設備	備考
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	088-674-1711	石井町 藍畑字西覚円1100	貯槽(30t、15t)	充填所、スタンド

#### (3) 冷凍

令和2年7月1日現在

事業所名	所在地	冷凍能力 (トン/日)	電話番号	摘要
石井養鶏農業協同組合	石井町石井字白鳥310	51.10	088-675-1111	
日本ハムファクトリー(株) 徳島工場	石井町高川原字高川原838-1	59.30 アンモニア	088-674-9725	

## 2 第一種貯蔵所

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	石井町藍畑字西覚円1100	088-674-1711	酸素、亜酸化窒素、ヘリウム、フルオロカーボン他

## 3 石井町毒物・劇物取扱施設数

令和2年6月30日現在

業種 市町村	販 売 業			
	一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業	計
石井町	8	7	0	15

## 4 放射性同位元素保有事業者一覧表

平成31年3月31日現在

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
徳島県立農林水産総合技術支援センター	779-3233	徳島県名西郡石井町石井字石井1660番地の1	○			他	届第8-3163号	15



## 6 防災資器材等に関する



## 6 防災資器材等に関する

### 1 水防倉庫設置および備蓄資材の状況

#### (1) 石井町備蓄資器材

水防 管理 団体名	設 置 場 所	河川名 海岸名 港湾名	照 明 器 具	器 具 資 材																				
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジョレン ハグチ	カケヤ ハンマー類	土のう袋類	むしろ・ビニ ールシート	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
				個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	束	本	本	本	枚	Kg	Kg	本	個	m <sup>3</sup>	袋
石井町	西覚円 水防倉庫	吉野川		13	6		32		15	35	11			50		100	500							
〃	平島 水防倉庫	〃		1	6	1	25	20	15	18	6	1150												
〃	浦庄、上浦 消防詰所	立石谷川 瑞泉寺谷川					6			6		200												
〃	高川原 役場倉庫	町内各河川					10					1000						20						100
小 計			0	14	12	1	73	20	30	59	17	2,350	0	50	0	100	500	0	0	20	0	0	0	100

## 2 林野火災用空中消火資機材等保有状況

### (1) 県保有分

資器材等の名称	数量	規格等
散布装置（水のう型）	14 基	中型ヘリ用 700リットル型
混 合 機	4 基	
組 立 水 槽	6 基	2,500リットル型
可 搬 式 動 力 ポ ン プ	4 台	B-3級
ホ ー ス	24 本	口径65mm 長さ20m
吸 管	6 本	口径75mm 長さ 8m
消火薬剤（20kg入）	100 缶	エフアールS
消火薬剤（20kg入）	100 缶	エフアールT
展着剤（20kg入）	50 袋	CMC
着色剤（5kg入）	4 缶	
バケツ	4 基	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7570型1基（大型ヘリ用） （保管場所：徳島県消防防災航空隊）</li> <li>・ 1590型3基（うち2基は海上自衛隊徳島教育航空群に貸与中）</li> </ul>

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県立防災センター備蓄倉庫（連絡先：徳島県消防学校（088-683-2200）

：徳島県立防災センター（088-683-2100））

連絡先：徳島県危機管理部消防保安課（088-621-2284）

### (2) 名西消防組合保有分

資機材 団体名	ジェットシューター	チェーンソー
名西消防組合	4	3

### 3 給水容器の備蓄状況

令和3年4月1日 現在

市町村名	給水タンク・ウォーターバルーン等			携行容器			給水袋・非常用飲料部袋・ポリ袋		
	～0.9t	1.0～1.4t	1.5～2.0t	10L	18L	20L	4～6L	10L	20L
石井町	2	2					790	220	

### 4 応急食料及び副食調味料調達先一覧表

食品名	生産者団体業者	所在地	電話番号	備考
米 穀	全国農業協同組合連合会 徳島県本部	徳島県北佐古一番町 5番12号	(088) 634-2501	
米 穀	徳島県食糧卸協同組合	美馬郡つるぎ町貞光 字小山北115-3	(0883) 63-6015	
漬 物	徳島県漬物加工販売協同組合	名西郡石井町高川原天神 337-6	(088) 674-2503	たくあん 梅干し、 奈良漬、 きざみ漬等
味 噌	徳島県味噌工業協同組合	徳島市中昭和町1丁目 95番地の1 (葵ハイツ内2F)	(088) 652-6472	
醬 油	徳島県醤油醸造協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088) 652-1871	
食 塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088) 664-6380	
魚肉練り製品	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	徳島市北沖洲4丁目1-38	(088) 628-2259	
水産加工品	徳島県漁業協同組合連合会	徳島市東沖洲2丁目13	(088) 636-0500	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名) 旭食品(株) 徳島営業所 八百秀(株)	板野郡松茂町住吉  徳島市金沢町1丁目	(088) 699-3355 (088) 664-0260	

## 5 災害救助物資備蓄数

令和2年4月1日 現在

物資名	規格	数量		保管場所
毛布(圧縮真空パック)	140 cm×190 cm	3,420	枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本通運株式会社徳島支店沖洲事務所松茂倉庫</li> <li>板野郡松茂町中喜来字稲本183</li> </ul>
		1,800	枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫</li> <li>小松島市立江町大田ノ浦 11-12</li> </ul>
		3,960	枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立防災センター</li> <li>板野郡北島町鯛浜字大西 165</li> </ul>
		790	枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部総合県民局美阿南庁舎</li> <li>阿南市富岡町あ玉谷46</li> <li>・阿南保健所</li> <li>阿南市領家町野神319</li> <li>・南部総合県民局美波庁舎</li> <li>海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1</li> <li>・海陽町立海南病院</li> <li>海部郡海陽町四方原字広谷 16-1</li> </ul>
		250	枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西部総合県民局美馬庁舎</li> <li>美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73</li> </ul>
		250	枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西部総合県民局三好庁舎</li> <li>三好市池田町マチ 241</li> </ul>
計		10,530	枚	
日用品セット	タオル、箸、スプーン、石鹸、コップ、軍手、ポリ袋、包帯、歯ブラシ、ポケットティッシュ	2,160	セット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本通運松茂流通センター</li> <li>板野郡松茂町中喜来字稲本 183</li> </ul>
		3,600	セット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫</li> <li>小松島市立江町大田ノ浦 11-12</li> </ul>
		1,910	セット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立防災センター</li> <li>板野郡北島町鯛浜字大西 165</li> </ul>
		40	セット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁倉庫</li> <li>徳島市万代町 1-1</li> </ul>
		1,480	セット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部総合県民局阿南庁舎</li> <li>阿南市富岡町あ玉谷46</li> <li>・南部総合県民局美波庁舎</li> <li>海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1</li> <li>・海陽町立海南病院</li> <li>海部郡海陽町四方原字広谷 16-1</li> </ul>

		240	セット	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 7 3
		240	セット	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ 241
	計	9,670	セット	

## 6 木材保有数

平成 31 年 4 月 1 日 現在

貯木場名	面積 (㎡)		貯木能力 (m <sup>3</sup> )		現在量 (m <sup>3</sup> )	備考
徳島県木材センター 協同組合	土場	13,300	製品	3,500	1,000	
	土場	4,752	素材	400	0	
株式会社ゲンボク	土場	31,750	素材	11,000	1000	
県営貯木場	水面	62,600	素材	15,500	0	
徳島県木材団地 協同組合連合会	土場	54,196	素材	154,000	4,000	
徳島中央森林組合 (神山本所)	土場	6,630	素材	1,700	500	
徳島中央森林組合 (上勝支所)	土場	3,850	素材	1,000	800	
木頭森林組合 (相生及び横石)	土場	27,000	素材	5,500	2,500	
美馬郡木材協同組合	土場	15,012	素材	7,000	650	
三好木材センター事業 協同組合	土場	45,080	素材	15,000	1,000	
計	土場面積	201,570	製品	3,500	1,000	
	水面面積	62,600	素材	211,100	0	
					10,450	





## 7 報道体制に関する資料



## 7 報道体制に関する資料

### 1 日本放送協会の災害報道体制

#### 災害の種類と体制

- 災害には、地震、津波、台風、豪雨、大火、船舶・航空機・鉄道・バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる。
- 災害の規模により以下の体制をとる

体制	編成	動員
1種体制	警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。	体制別動員計画表に基づき動員
2種体制	平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する	1種体制の動員数を越えて動員
3種体制	平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。	動員対象者全員を動員

#### 気象警報等

対応	対象となる警報
G-E（スーパー） R1（上のせ） FM（上のせ）	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪 竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報 避難指示、避難勧告、避難準備の情報、ダム放流情報

#### 地震・津波情報

震度	管中（四国管内）	全中（全国）
1 2	テレビ：G（スーパー） ラジオ：GR1（上のせ）	
3 4	四国管内や徳島単で 特設ニュースの場合あり	テレビ：全波（スーパー） テレビ：R1（上のせ）
5弱・5強	全国で特設ニュースの場合あり （徳島から参加も）	テレビ：全波（ノルマル可） テレビ：R1-FM（上のせ） 津波注意報は震度5の全国対応同等
6弱以上 大津波・津波警報	全波臨時ニュース	

※総合テレビ・R1・FMは、24時間放送

## 2 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次の通り対策要綱を定める。

### 1 非常事態

ここにいう非常事態とは重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

#### I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

##### 1-1 ランク A 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度 5 弱以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報）
- c. 台風（第 2 室戸台風級の直撃）
- d. 大火（エリア内主要都市の人口密集地域での大火災）
- e. 航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
- f. 船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
- g. 列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
- h. その他ランク A の非常事態対策が必要な場合

##### 1-2 ランク B 非常事態ランク A に次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度 4、近県で震度 6 弱以上、首都圏で震度 6 弱以上）
- b. 津波（県沿岸に津波警報）
- c. 台風（進路からエリア内での被害発生が予想されるとき）
- d. その他エリア内住民の生命、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故等で非常事態対策が必要な場合

#### II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランク A（a～b の場合）	非常事態ランク A（c～h の場合） 非常事態ランク B
テレビ	① 第一報スーパー（CM・提供中も） ② NNNニュース 24 が地震情報ならカットイン ③ 体制が整えば「臨時ニュース」送出、スタジオ、情報カメラ、CG 等で続報 ※県から要請あれば対応。	① 第一報スーパー（CM・提供中を避けて） ② ①を繰り返しながら続報挿入 ③ 可能なところに「臨時ニュース」 ※CM、提供はテレビ編成と協議の上
ラジオ	① 番組・CM 中断で第一報（アナウンサー不在の場合は地震・津波 CD を送出） ② キー局で特番始まっていれば必要に応じてカットイン ③ 知事の要請によって「EWS」送出 ④ アナウンサー各保護に臨時ニュース ※必要に応じてテレビサイマル放送	① 第一報（CM タイムを避けて） ② ①を繰り返しながら続報挿入 ③ 可能なところに「臨時ニュース」 ※必要に応じてテレビサイマル放送

### Ⅲ 総合対策本部と放送対策部の設置

発生した非常事態の重大性により、非常災害総合対策本部を設置する。またその下部組織として放送対策部とBCP対策部も設置する。

#### 3-1 総合対策本部

総合対策本部はランクAに区分された非常事態のうち1-1 a項のエリア内で震度5以上の地震が発生した場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

#### 3-2 総合対策本部の構成

非常災害総合対策本部は会長、社長、常勤役員、局長により構成される。

(2018年度職制による 以下の記述も同じ)

本部長は社長があたり、社長不在の時は、役員局長が代行する。

#### 3-3 放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態の発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

#### 3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、報道制作局、技術局、営業編成局、ラジオ局、審議室の責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。(放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照)

#### 3-5 BCP対策部

BCP対策部は重要業務の継続、早期復旧をはかるため、社員と施設の安全確保、重要書類の確保、物流の調達や補給、救護所の設置などの業務にあたる。

#### 3-6 BCP対策部の構成

BCP対策部は、総務、経理、ラ・テ営業、営業開発の部員により構成される。

BCP対策部には部長を置き、総務局長があたる(組織図および役割は下記を参照)

### Ⅳ 非常事態発生時の連絡

非常事態の発生が、夜間および早朝の場合、勤務者はただちに報道責任者(部長、不在のときにはデスク)に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は、有線連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

(緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照)

### Ⅴ 非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋ね人のような個人レベルでの安全確認報道等、2011年3月11日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にす。

プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆なでするような放送は厳に慎まなければならない。

VI 非常事態下の対策本部組織図

次表参照

STAGE 2 災害・放送対策本部 組織図

RANK A 全員出社体制

非常災害総合対策本部 [5F 社長室]  
 ■ 会長  
 ■ 社長  
 ■ 役員・局長

放送対策部  
 ■ 報道制作局長 (取材センター)  
 ■ 技術局長 (放送維持センター/番組センター)  
 ■ 営業編成局長 (番組センター)  
 ■ ラジオ局長 (番組センター)  
 ■ 審議室長 (視聴者センター)

BCP 対策部 I [5F 総務局]  
 ■ 総務局長  
 ● 社員安全確保  
 ● 重要書類確保  
 ● 施設の安全確保、復旧  
 ● 物資調達、補給  
 ● 交通手段確保  
 ● 風水対策の確認  
 ● 救護所設置  
 総務、経理、ラ・テ営業、営業開発

放送維持センター II  
 ● ラ・テ親局各子局放送機能確保  
 ● ラ・テ本社送出機能確保  
 ● 通信手段確保  
 技術センター (アイテック)

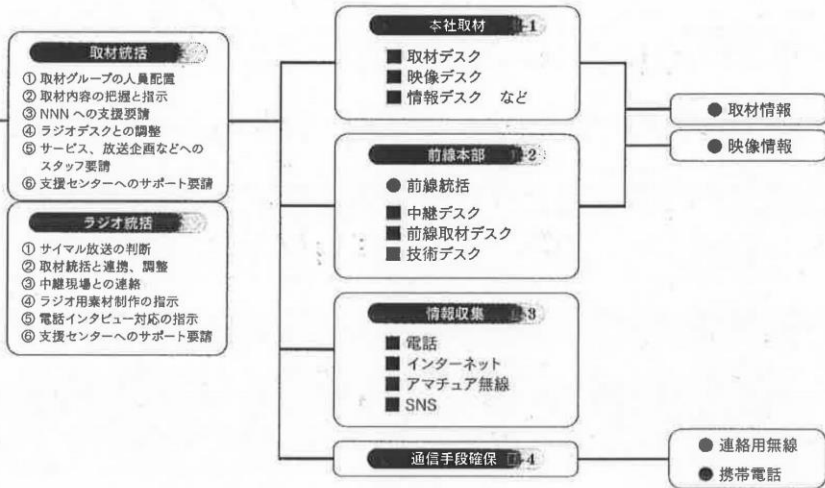
取材センター [4F] III  
 ● 各種情報収集 ● 他局支援受入  
 ● 通信手段確保 ● 中継 など  
 報道情報センター、アナ、編成制作、技術センター、車両、サービス、放送、報道経験者

番組センター II  
 ● 特番編成 ● CM 処理  
 ● 放送実施記録 ● 回線手配  
 ● スポンサー手当 など  
 編成・編成制作、ラ・テ営業、東阪高支社  
 ● 特番送出  
 報道情報センター、アナ、編成制作、技術センター、テレビ編成

視聴者センター  
 ● 問い合わせ対応  
 ● 情報収集  
 審議室

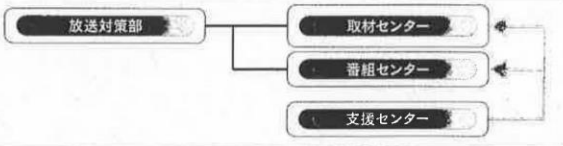
支援センター  
 ロジスティクス担当者を派遣  
 S1 (総務) 安否、交渉 など  
 S2 (補給) 燃料、車両、事務用品 など  
 S3 (給養) 食料、飲料、救護 など  
 S4 (保全) 建家、水道、電力 など  
 ■ S1~4サポートデスク  
 総務、経理、ラ・テ営業、営業開発

page 11



RANK B 限定出社体制

各センターの内容はランクAに準ずる



### 3 エフエム徳島非常事態対策要綱

#### [1] 非常災害の定義

震度5以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はA級非常災害とする。

震度4以下の地震、A級に次ぐ災害はB級非常災害とする。

#### [2] 非常災害時と初期報道

##### 1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

<通常の放送設備では放送できない場合>

S T L送信機損壊の場合は本社演奏所から、FM変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

##### 2. 非常災害のランク

(1) A級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例] 県内に発生した震度5以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

(2) B級・・・非常災害A級に次ぐもの。

[想定例] 震度4以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

##### 3. 非常災害発生時の番組編成措置

###### (1) A級

###### a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

###### c CM 処理

CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。

###### (2) B級

###### a 臨時ニュースの挿入

A級に準ずる。番組の一時中断も可。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

(ふさわしくない内容は中止又は変更する)

###### c CM処理

A級に同じ。

##### 4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする(合議)。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

### [ 3 ] 非常災害対策本部の設置

#### 1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

#### 2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

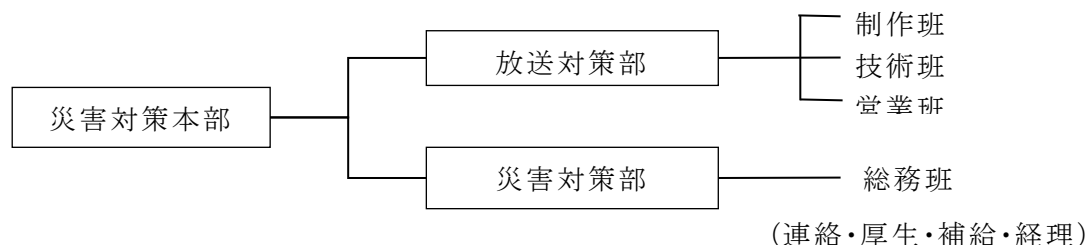
#### 3. 非常災害発生時の連絡

- (1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。
- (2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示を受けるものとする。
- (3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。
- (4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

#### 4. 非常災害下の放送内容規制

- (1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。
- (2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。
- (3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。
- (4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

#### 5. 非常災害下の対策本部組織図





## 4 緊急警報放送

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予知情報や警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機にスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめて受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源をいれるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、**1 k H z** 近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本県では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は、当面、次の3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には、すべての受信機を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信機により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号、広域符号及び県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信機では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また、時計付きの受信機では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

緊急警報信号の種類

区 分	開 始 信 号	地 域 符 号
大 規 模 地 震 の 警 戒 宣 言	第 1 種	徳 島
津 波 警 報	第 2 種	徳 島
災 対 法 に よ る 放 送 要 請	第 1 種	徳 島



## 8 災害救助に関する資料



## 8 災害救助に関する資料

### 1 災害救助法の適用基準

石井町

人口数（人）	適用世帯数（世帯）	
令和2年10月1日 （国勢調査）	① 被害世帯数	② 被害世帯数
24,833	50	25

（備考）被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1／2、床上浸水等は1／3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

## 2 平成 29 年度災害救助基準

(令和 3 年 6 月 18 日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、言に救助を要するものに供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物等の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		

炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季、(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

被災した住宅の応急修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り</p> <p>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p>	<p>災害発生の日から3ヵ月以内</p> <p>（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）</p>	
学用品の給与	<p>住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内</p> <p>小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 5,200円</p>	<p>災害発生の日から</p> <p>（教科書） 1ヵ月以内</p> <p>（文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>1体当たり</p> <p>大人（12歳以上） 215,200円以内</p> <p>小人（12歳未満） 172,000円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる</p>
死体の捜索	<p>行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によるすでに死亡していると推定される者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>
死体の処理	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。</p>	<p>（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内</p> <p>一時保存： ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり5,400円以内</p> <p>検案、救護班以外は慣行料金</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	<p>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に使用をきたしている場合で自力では除去することのできない者</p>	<p>市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	



輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内															
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費														
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会見年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の生産する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。														
<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3千万円以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table>					イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を超える部分の金額については100分の4
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 3 災害救助法による救助の実施機関

- 1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- 2 市町村長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- 3 知事から市町村長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。
- 4 なお、市町村長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実施機関	備 考
1 避難所の設置	市町村	
2 応急仮設住宅の供与	県、市町村	
3 炊き出しその他による食品の給与	市町村	
4 飲料水の供給	市町村	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市町村	
6 医療及び助産	県、市町村	
7 被災者の救出	市町村	
8 被災した住宅の応急修理	市町村	
9 学用品の給与	県、市町村	
10 埋葬	市町村	
11 遺体の搜索	市町村	
12 遺体の処理	市町村	
13 障害物の除去	市町村	

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

## 9 医療・防疫に関する資料



## 9 医療・防疫に関する資料

### 1 病院及び病床数（医療機関一覧表）

医療機関名	所在・氏名	診療科目	収容能力	電話番号	備考
石井 虹の橋クリニック	石井字石井231-1 竹内 真由子	外・循・内・ 消・整・リ・ 心・精	19	088-674-2311	
手束病院	石井字石井434 手束 典子	外・内・循・ 他	93	088-674-0024	
阿部内科・胃腸科	高川原字南島371 阿部 秀幸	内・胃・放・ 理	0	088-674-1201	
伊勢内科小児科	石井字石井726-7 伊勢 正夫	内・小・胃 ・循・呼・神	19	088-675-0535	
上田医院	高原字東高原181-2 上田聡一郎	内・小・消 循・呼	0	088-675-1130	
川村医院	浦庄字上浦154-4 土井 章良	内・神・精心	0	088-674-0120	
須見医院	藍畑字高畑1311 須見 昌輝	内・循	0	088-674-0178	
田中医院	浦庄字下浦689-1 田中 治	内・小・循・ 呼・消	0	088-674-6181	
多田内科クリニック	藍畑字東覚円510 多田 直史	内・小	0	088-674-0250	
遠藤眼科医院	石井字石井486-1 田近 智之	眼	0	088-674-1110	
遠藤産婦人科	石井字石井513-1 遠藤 誉富	産・内	19	088-674-6818	
なかたに産婦人科	石井字石井554-7 中谷 宏行	産	10	088-674-1295	
川原内科・外科	高川原字天神712-1 川原 弘行	内・外・整 ・胃・呼・肛 ・リ・循・小	0	088-675-0015	
宇高耳鼻咽喉科医院	石井字石井635-29 宇高 二良	耳	0	088-675-0750	
恵美クリニック	石井字白鳥221-6 恵美 滋文	内、循	0	088-675-0855	
記本耳鼻咽喉科 クリニック	高川原字高川原500-1 記本 晃治	耳	0	088-674-8778	
医療法人有誠会 天神リハビリテーシ ョンクリニック	高川原字天神725-4 内藤 史子	内・リ・外・ 整	0	088-675-2311	

医療機関名	所在・氏名	診療科目	収容能力	電話番号	備考
麻野皮膚科	石井字石井 540-3 麻野誠一郎	皮	0	088-674-7871	
健生石井クリニック	高川原字高川原2155 樋端 規邦	内・消	0	088-675-1033	
石岡整形外科	高川原字桜間215 石岡 博文	整・内・外・ リ	19	088-674-8800	
尾崎医院	高川原字加茂野318-8 尾崎 敏夫	内・呼・胃・ 小・放・リ	0	088-674-8855	
遠藤整形外科	石井字石井1263 遠藤 健次	整・内・リ	0	088-674-0066	

(注) 内…内科      神…神経科      循…循環器系      耳…耳鼻咽喉科  
外…外科      皮…皮膚科      呼…呼吸器系      理…理学診療科  
小…小児科      眼…眼科      産…産婦人科      整…整形外科  
胃…胃腸科      消…消化器系      放…放射線科      リ…リハビリテーション科  
肛…肛門科      精…精神科      心…心療内科      脳…脳外科

## 2 特定施設に係る医療機関一覧表

### 1 透析施設

	施設名	所在地	電話番号
1	住友内科病院	徳島市安宅2丁目3-5	088-622-1122
2	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8-8	088-622-7111
3	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
4	赤沢医院	徳島市川内町沖島68-1	088-665-3091
5	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
6	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9-1	088-622-7771
7	川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	088-631-0110
8	川島透析クリニック	徳島市北佐古一番町6-1	088-634.0200
9	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
10	小倉診療所	徳島市蔵本町2-27	088-632-1151
11	徳島大学病院	徳島市蔵本町3丁目18-15	088-633-7184
12	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	088-642-5050
13	亀井病院	徳島市八万町寺山231	088-668-1177
14	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
15	藍住 たまき青空クリニック	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜110-5	088-678-7727
16	鳴門川島クリニック	鳴門市大津町段関字西68-5	088-683-0810
17	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
18	岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855
19	小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
20	岡崎内科循環器科	鳴門市鳴門町高島字中島1-1	088-687-2720
21	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノロ103	0885-32-2555
22	ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	0885-37-1811
23	小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211
24	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
25	阿南川島クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地80-1	0884-44-6556
26	玉真病院	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
27	お山のクリニック	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-1030
28	牟岐診療所	海部郡牟岐町大字中村字山田25-1	0884-72-2856
29	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
30	小松泌尿器科	板野郡藍住町東中富字傍示15-1	088-692-1277
31	矢野病院	板野郡藍住町矢上字西160-102	088-692-4411
32	藍住川島クリニック	板野郡藍住町徳名字前須西98-11	088-692-0110
33	浦田病院	板野郡松茂町広島字美波ハリ13	088-699-2921
34	中山医院	阿波市吉野町柿原ノタ原42	088-696-4662
35	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
36	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
37	鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
38	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
39	脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	0883-55-0110
40	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
41	三木医院	三好市三野町芝生1027	0883-77-3900
42	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

## 2 ペースメーカー施設（体外ペースメーカーキングを実施する施設）

	医療機関名	所在地	電話番号
1	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111(代)
2	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
3	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555

## 3 救急病院等一覧表

### 1 災害拠点病院

#### (1) 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

#### (2) 地域災害拠点病院（10箇所）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
東部Ⅱ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険 海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：救急医療圏



## 2 DMAT 指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111 (代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
東部Ⅱ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131
	阿南中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※ 圏域：保健医療圏

## 3 救急告示医療機関

### (1) 二次救急医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46-11	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲町1丁目31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町1番39	088-631-7711
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9-1	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1014
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8-8	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	088-642-5050
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
	稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757

	独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北 1-1	088-672-1171
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ 13	088-699-2921
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保 30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島 497	0883-24-2957
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下 190-1	0883-36-5151
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島 105	0883-24-4880
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石 14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国 13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松市大林町字北浦 21-1	0885-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生 40-11	0884-44-6111
南部Ⅱ	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井 105-1	0884-78-1373
	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷 266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 130-3	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拝原 2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生 1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂 1883-4	0883-82-3700

(2) 三次救急医療機関(救命救急センター等)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131

※圏域：救急医療圏

#### 4 石井町救急自動車・（患者輸送車）保有状況

種別	台数	定置場所	所有者	備考
救急自動車	2	名西消防組合石井消防署	名西消防組合	088-674-6788

#### 5 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

##### 1 医薬品

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	株)アスティス徳島営業部	徳島市川内町平石夷野224-30	088-666-0600
2	四国アルフレッサ(株) 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野224-29	088-665-3111
3	(株)よんやく徳島営業部	板野郡北島町鯛浜字中須4-2	088-697-0222
4	(株)幸耀徳島営業部	徳島市川内町加賀須野463-23	088-665-3131
5	四国アルフレッサ(株) 徳島第一支店徳島西部出張所	美馬郡つるぎ町貞光字小山北89-6	0883-63-6111
6	(株)よんやく徳島西部支店	美馬市美馬町字養泉14-1	0883-55-2166
7	県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
8	海陽町立海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
9	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-73-1373
10	県立中央病院	徳島市蔵本1丁目10-3	088-631-7151
11	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
12	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
13	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111
14	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
15	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田中藪234-1	0883-64-3145
16	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	0883-26-2222
17	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777

2 防疫用薬剤、衛生材料

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	東部保健福祉局（徳島保健所）	徳島市新蔵町3丁目80	088-652-5151
2	鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141
3	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町1-27	0885-32-2135
4	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4152
5	南部総合県民局（阿南保健所）	阿南市領家町野神319	0884-22-0072
6	南部総合県民局（美波保健所）	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	0884-74-7343
7	東部保健福祉局（吉野川保健所）	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-24-1114
8	西部総合県民局（美馬保健所）	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017
9	西部総合県民局（三好保健所）	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1122
10	薬学会館	徳島市中洲町1丁目58	088-655-1100

6 防疫用機材保有数

平成24年4月1日現在

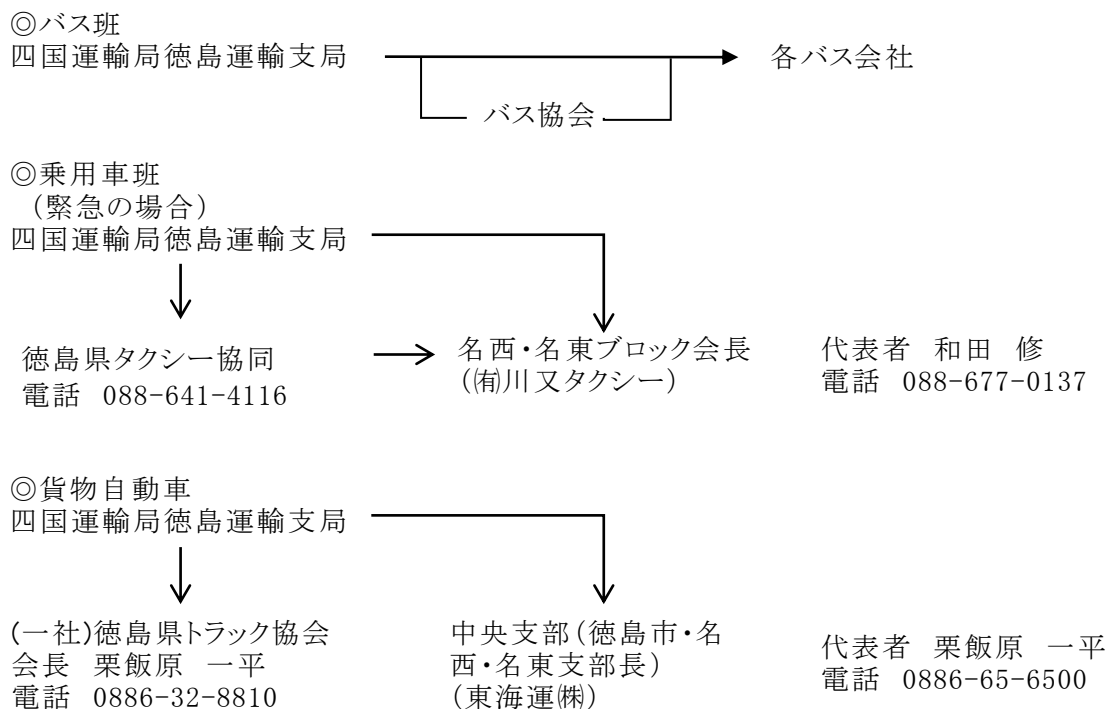
市町村名	動力噴霧機				電動噴霧機	電動煙霧機	車載煙霧機	背負式噴霧機	肩掛式噴霧機	手動噴霧機
	粉対応	液対応	粉・液対応	その他						
石井町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

## 10 交通に関する資料



## 10 交通に関する資料

### 1 輸送確保に関する責任者及び連絡方法



### 2 主要道路交通途絶予想箇所一覧表

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長 km	迂回路	備考
東部県土整備局 (吉野川)	主 徳島吉野線	冠水	名西郡石井町高瀬橋	1.0	石井引田線 六条大橋	
東部県土整備局 (吉野川)	主 石井引田線	冠水	名西郡石井町南島橋北詰	0.5	なし	

### 3 荷重制限橋梁の状況（橋長 15 m以上）

（令和3年4月1日現在）

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員 m	荷重制限 t
高瀬橋	主要地方道 徳島吉野線	石井町西覚円～ 上板町高瀬	522	4.0	9
西地橋	一般県道 平島国府線	石井町高川原	33	6.6	18

### 4 町有自動車数

（令和3年9月1日現在）

普通車		小型車		特種	軽四	乗合	特殊	広報	合計
乗用	貨物	乗用	貨物						
0	6	7	1		28		6		48



## 5 徳島県雪害防止対策要綱

### 第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

### 第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係行政機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するように努めるものとする。

### 第3 道路除雪対策

#### 1 県が行う除雪

##### (1) 除雪する路線名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次表のとおりとする。(石井町関連抜粋)

(平成27年1月1日現在)

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 k m	
東部県土整備局吉野川庁舎	主 徳島吉野線	石井町藍畑～阿波市吉野町柿原	15.5	
	主 石井神山線	石井町石井～神山町界	1.9	
	主 徳島鴨島線	石井町高川原～吉野川市鴨島町知恵島	14.6	
	主 石井引田線	石井町石井～上板町泉谷	14.4	
	一 石井(T)線	石井町石井～石井	0.2	
	一 第十白鳥線	石井町藍畑～石井	3.4	
	一 高原石井線	石井町高原～石井	2.4	
	一 平島国府線	石井町高原～徳島市界	5.4	

##### (2) 除雪機械投入計画

ブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりとする。

(石井町関連抜粋)

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	機械種別	台数	運転日数	備考
東部県土整備局吉野川庁舎	ショベル	7	7	借上
	グレーター	2	2	〃
	作業車	1	1	県直営
	計	10	10	



## 11 自衛隊に関する資料



## 11 自衛隊に関する資料

### 1 災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複
石井中学校	石井町高川原字高川原121-4	石井町教育委員会	088-674-7505	小	重複
石井河川防災ステーション	石井町藍畑西覚円1282-1地先	国土交通省 徳島河川国道事務所	088-654-2211	大	重複
前山公園 グラウンド	石井町石井字城ノ内923	石井町建設課	088-674-1117	小	重複
石井町地域防災交流センター	石井町石井字石井365-1	石井町 危機管理課	088-674-1171	小	重複



12 石井町災害対策本部等に関する資料





## 12 石井町災害対策本部等に関する資料

### 1 石井町災害対策本部条例

(昭和 37 年 10 月 16 日条例第 23 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、石井町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 石井町災害対策本部運営規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規定は石井町災害対策本部条例（昭和37年石井町条例第23号）第4条の規定に基づき石井町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長をもって充てる。

2 災害対策部長付（以下「本部長付」という。）は教育長、参事、総務課長、消防長、防災対策課長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は各課長

(本部会議)

第3条 災害応急対策の基本方針を決定するため本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部町付、本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。

(班)

第4条 本部に次の表の左欄に掲げる班を置き、当該班の班長は当該中欄に掲げる本部員をもって充て、その分掌事務は右欄に掲げるとおりとする。

区 分		業 務 分 掌
班	班 長	班 員
総務班	総務課長 危機管理課長	総務課 危機管理課
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部設置及び廃止</li> <li>2. 職員の動員、配備</li> <li>3. 国、県等の連絡調整</li> <li>4. 県災害対策本部、県警察本部及び自衛隊及び消防等関係機関との連絡調整</li> <li>5. 他の市町村等からの災害復旧活動に対する応援の調整</li> <li>6. 本部員会議及び関係本部員会議</li> <li>7. 本部長命令の示達</li> <li>8. 被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ、報告</li> <li>9. 本部として行う発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事</li> <li>10. 本部の処務</li> <li>11. 消防団の召集</li> </ol>
経理班	財政課長 会計管理者	財政課 出納課
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予算及び経理</li> <li>2. 災害救助物資</li> <li>3. 義援金品の受入</li> </ol>
情報広報班	住民課長 議会事務局長	住民課 議会事務局
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民への周知広報</li> <li>2. 災害時の広聴及び相談</li> <li>3. 外国人に関する連絡調整</li> <li>4. 住民からの情報収集、及び伝達</li> <li>5. 災害記録の収集</li> </ol>

班	区 分		業 務 分 掌
	班 長	班 員	
救助班	福祉生活課長 長寿社会課長 税務課長 農業委員会局長 給食センター所長	福祉生活課 長寿社会課 税務課 農業委員会 給食センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設、収容及び管理</li> <li>2. 避難誘導の指示</li> <li>3. 避難行動要支援者(高齢、障害者等)の安否確認及び避難誘導に関すること</li> <li>4. 被害者、避難者への食糧確保及び配給</li> <li>5. 災害用衣料、寝具及び生活必需物資の確保、配給</li> <li>6. 物資運搬車輛等の調達及び燃料の確保</li> <li>7. 被災家屋の判定基準、家屋被害の調査</li> <li>8. 罹災証明(火災は除く)等の災害に関する証明の発行</li> <li>9. 住民の安否確認、被災者台帳に関すること</li> <li>10. 福祉避難所の開設、収容及び管理</li> <li>11. 要配慮者への支援</li> </ol>
衛生班	健康増進課長 環境保全課長	健康増進課 環境保全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救護班の編成、救護所の設置その他医療助産の調整</li> <li>2. 衣料品、衛生材料の確保</li> <li>3. 被災者の心と体の健康対策</li> <li>4. 仮設トイレの確保、設置</li> <li>5. 被災地の防疫</li> <li>6. 遺体捜査、収容、安置、処理、埋葬等に関すること</li> <li>7. 一般廃棄物の収集、処理、処分</li> <li>8. 災害廃棄物の撤去、処理、処分</li> <li>9. 死亡獣畜の収集、処理</li> <li>10. 災害救助に関し他の所管に属さないこと</li> <li>11. 災害救助法に基づく助産</li> </ol>
産業班	産業経済課長	産業経済課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林水産業施設の防災及び復旧</li> <li>2. 農産物、家畜等の災害対策</li> <li>3. 中小企業への災害復旧資金の融資</li> <li>4. 農林水産業の災害復旧資金の融資</li> <li>5. 産業、経済に係る被害状況の調査</li> <li>6. 観光客等帰宅困難者の避難誘導に関すること</li> </ol>
土木班	建設課長 水道課長	建設課 水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 河川、道路、橋梁、宅地等の被害状況把握及び応急復旧</li> <li>2. 水防計画の実施についての連絡、調整</li> <li>3. 災害救助法に基づく障害物の除去</li> <li>4. 配水施設等の防災及び復旧</li> <li>5. ライフラインの防災及び復旧</li> <li>6. 緊急輸送路の確保</li> <li>7. 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理</li> <li>8. 町有建物の復旧</li> <li>9. 災害応急工事の契約</li> <li>10. 飲料水の供給</li> <li>11. 給水区域への給水の確保</li> <li>12. 水路等の環境整備</li> </ol>

教育班	教育次長 幼稚園長	教育委員会 各幼稚園	1. 児童、生徒の保護及び応急教育 2. 教育施設の防災及び復旧 3. 災害救助法に基づく学用品の支給 4. 園児の保護及び応急教育 5. 文化財の保護及び応急対策
施設班	子育て支援課長 保育所長	子育て支援課 各保育所	1. 入所児の保護及び応急保育 2. 保育施設の防災及び復旧
災害ボランティア	社会福祉協議会 事務局長	社会福祉協議会	災害ボランティアの募集、調整、指揮
災害対策班	名西消防組合 消防長	名西消防組合 石井消防署	1. 被災者の救護、救出 2. 火災、水害対応 救急対応

(配置体制)

第5条 本部長は災害の種類，規模及び程度によって次の種類の配置を定めるものとする。

(1) 普通配置 本部長が指定する班により災害応急対策を実施する体制

(2) 特別配置 本部の全組織を動員して災害応急対策を実施する体制

(補 則)

第6条 この規定に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

13 石井町防災会議及び防災関係機関に関する資料



## 13 石井町防災会議及び防災関係機関に関する資料

### 1 石井町防災会議条例

(昭和 37 年 10 月 16 日条例第 22 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、石井町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 石井町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 名西消防組合の職員のうちから町長が任命する者及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は 20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則 （平成 12 年 3 月 23 日条例第 21 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 17 年 3 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 石井町防災会議運営規程

(目 的)

第1条 この規定は石井町防災会議条例（昭和37年石井町条例第22号）第5条の規定に基づき石井町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議は会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災会議は毎年度の当初に開く。ただし災害の発生その他の事由により防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の召集を求めることができる。

第4条 会長は前条の規定にかかわらず次の場合は適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し防災会議を開くいとまがないとき

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき

(3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(補 則)

第5条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長がその都度防災会議にはかって定める。



### 3 石井町防災会議委員名簿

会 長 石井町長

(令和3年4月現在)

機関名	住所	備考
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 吉野川鴨島出張所 所長	吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5	
徳島県東部県土整備局 吉野川庁舎 副局長	吉野川市川島町宮島736-1	
徳島県東部保健福祉局 徳島保健所庁舎 副局長	徳島市新蔵町3丁目80	
徳島県東部農林水産局 徳島庁舎 副局長	徳島市新蔵町1丁目67	
四国電力送配電(株)徳島支社 総務部長	徳島市寺島本町東2-29	
西日本電信電話(株)徳島支店 支店長	徳島市西大工町2丁目5-1	
徳島名西警察署 署長	徳島市庄町3丁目5	
名西消防組合 名西消防組合消防長	名西郡石井町高川原字高川原66-8	
石井町消防団 石井町消防団長	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	
石井町教育委員会 石井町教育委員会教育長	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	
石井町役場 石井町副町長	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	
石井町役場 総務課 石井町総務課長	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	
石井町役場 建設課 建設課長	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	
石井町役場 福祉生活課 福祉生活課長	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	
石井町役場 長寿社会課 長寿社会課長	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	
石井町役場 危機管理課 危機管理課長	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	

## 4 防災関係機関連絡一覧表

平成 29 年 4 月

関係機関名		電話番号	F A X 番号	県ネットワーク 無線電話
自衛隊	陸上自衛隊第14旅団 司令部	平日 0877-62-2311 内線 2235, 2236, 2237 夜間・休日 0877-62-2311 内線 2208	0877-62-2311 内線 2238	(衛星系のみ) *-90-037-200-466 -504
	陸上自衛隊第14旅団 第14飛行隊 (松茂)	平日 088-699-5118 内線 3903 夜間・休日 088-699-5118 内線 3990 (分屯地当直指令)	088-699-5118 内線3905	
	陸上自衛隊第14旅団 第14施設隊 (徳島駐屯地)	平日 0884-42-0991 内線 230, 231, 202 夜間・休日 0884-42-0991 内線 248 (部隊当直室) 内線 302 (駐屯地当直室)	平日 0884-42-0991 内線 219 (電話にて内線番 号の報告後、送 信) 夜間・休日 0884-42-0991	電話 施設隊事務室 425 当直室 425**1 会議室 425**2 FAX 8-425
	海上自衛隊徳島教育航空 群	平日 088-699-5111 内線 3213 夜間・休日 088-699-5111 内線 3222, 3223	088-699-6116	電話 群当直室 355 作戦室 355**1 FAX 8-355
	自衛隊徳島地方協力本部	平日 088-623-2220 ～2222・2215 夜間・休日 088-623-2220 ～2222・2215	088-623-2319	
	海上自衛隊 第24航空隊	平日 0885-37-2111 内線 213～217 夜間・休日 0885-37-2111 内線 223～225	0885-37-1180	電話 運用作業室 397 当直室 397**1 FAX 8-397

関係機関名		電話番号	F A X 番号	県ネットワーク 無線電話
警察	徳島県警察本部	警備課 平日 088-622-3101 内線5740 (災害対策官) 夜間・休日 088-622-3101 内線2070, 2071 (総合当直)	088-621-2956	電話 警備課 088-621-9560 総合当直室 088-621-9561 FAX なし
		捜査第一課 平日 088-622-3101 内線 4150 (上席検視官) 夜間・休日 088-622-3101 内線 2070, 2071 (総合当直)	088-622-7114	
	徳島名西警察署	088-632-0110	088-632-0248	
消防	名西消防組合石井消防署	088-674-6788	平日 088-674-6706 夜間・休日 088-675-0341	電話 通信指令室 327 消防長室 327**2 FAX 8-327
県	危機管理部 危機管理政策課	平日 国民保護等 088-621-2708 夜間・休日 088-621-2057 (衛視室)	088-621-2987 088-624-1063 (衛視室)	電話 (危機管理部) 088-621-9503 088-621-2708 (衛視室) 088-621-2057 FAX 088-621-2987 088-621-9366 (市町村等から) 8099**2987 8099**9366

関係機関名		電話番号	F A X 番号	県ネットワーク 無線電話
県	とくしまゼロ作戦課	平日 (防災担当) 088-621-2716 088-621-2281  夜間・休日 088-621-2057 (衛視室)	088-621-2987 088-624-1063 (衛視室)	電話 (危機管理部) 088-621-9500 088-621-2281 (衛視室) 088-621-2057 FAX 088-621-2987 088-621-9366 (市町村等から) 8099**2987 8099**9366
東部	東部県土整備局 吉野川庁舎	0883-26-3711	0883-26-3992	
	東部保健福祉局 (徳島保健所)	088-652-5151	088-652-9334	
	東部農林水産局徳島庁舎	088-626-8500	088-626-8733	
気象台	徳島地方気象台	平日 088-626-0676 夜間・休日 088-622-3857	平日 088-626-0680 夜間・休日 088-652-9407	電話 観測予報管理監室 221**1 防災管理監室 221**2 FAX 8-221
放送機関	N H K	088-626-5975	088-626-5974	電話 報道部 372.372**1 技術部 372**2 FAX 8-372
	四国放送	088-626-2801	088-625-5441	電話 373 373**1 FAX 8-373
	F M 徳島	088-656-2111	088-624-3515	電話 事務室 375 技術運行課 375**1 FAX 8-375
	F M びざん	088-656-5000	088-656-0791	

関係機関名		電話番号	F A X 番号	県ネットワーク 無線電話
通信機関	西日本電信電話(株) 徳島支店	088-602-1141	088-655-7914	
	株式会社 NTT フィールドテクノ 四国支店徳島営業所	088-637-0810	088-633-4992	
国交省	四国地方整備局 徳島河川国道事務所	代表 088-654-2211 内線405・281 直通 088-654-9610	088-654-9616	
農林省	中国四国農政局 徳島支局	平日 088-622-6131 夜間・休日 災害時優先 088-622-6132	088-626-2091	
運輸省	四国運輸局 徳島運輸支局本庁舎	088-622-7622	088-654-0790	
J R	JR四国徳島保線区	088-652-6864		
電力	四国電力(株)徳島支店	代表 088-622-7121 直通 088-656-4591	088-656-4511	
石井町	危機管理課	平日 088-674-1171 夜間・休日 088-674-1111	088-675-1500	電話 危機管理課 323 休日受付 323**1 会議室 323**2 FAX 8-323
町内	県立名西高校	088-674-2151	088-674-8315	
	石井中学校	088-674-1344	088-674-7625	
	高浦中学校	088-674-1219	088-674-1282	
	石井小学校	088-674-0019	088-674-6692	
	浦庄小学校	088-674-0142	088-674-2988	
	高原小学校	088-674-1204	088-674-6695	
	藍畑小学校	088-674-1604	088-674-6698	
	高川原小学校	088-674-0105	088-674-6697	
	社会福祉協議会	088-674-0139	088-675-2655	

## 5 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年度法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。

ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は応援状況等について、適宜県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月5日

徳島県		三好市	
徳島県知事	飯泉 嘉門	三好市長	俵 徹太郎
徳島市		勝浦町	
徳島市長	原 秀樹	勝浦町長	中田 丑五郎
鳴門市		上勝町	
鳴門市長	泉 理彦	上勝町長	笠松 和市
小松島市		佐那河内村	
小松島市長	濱田 保徳	佐那河内村長	原 仁志
阿南市		石井町	
阿南市長	岩浅 嘉仁	石井町長	河野 俊明
吉野川市		神山町	
吉野川市長	川真田 哲哉	神山町長	後藤 正和
阿波市		板野町	
阿波市長	野崎 國勝	板野町長	玉井 孝治
那賀町		上板町	
那賀町長	坂口 博文	上板町長	納田 伸春
牟岐町		つるぎ町	
牟岐町長	福井 雅彦	つるぎ町長	兼西 茂
美波町		東みよし町	
美波町長	影治 信良	東みよし町長	川原 義朗
海陽町			
海陽町長	五軒家 憲次		
松茂町			
松茂町長	広瀬 憲発		
北島町			
北島町長	古川 保博		
藍住町			
藍住町長	石川 智能		



## 6 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

石井町（以下「甲」という。）と社団法人名西郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、石井町地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、石井町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- (7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、石井町地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成17年12月15日から平成22年12月14日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を称するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(旧協定書)

第15条 平成8年12月25日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書については、この協定の締結をもって廃止するものとする。

平成17年12月15日

甲 名西郡石井町  
石井町長 坂 東 忠 之

乙 社団法人 名西郡医師会  
会 長 田 中 治

## 7 災害時相互応援に関する協定

岡山県和気町及び徳島県石井町（以下「協定町」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定町に災害が発生した場合、相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする町（以下「被災町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電信、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援しようとする町（以下「応援町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時の自主的応援活動）

第5条 地震等の大規模な災害時において、通信途絶等により被災町から第3条の規定による要請がないときは、応援町は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援町は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと判断するときは、要請を待たずに、自主的に必要な応援体制等を編成し、応援活動を実施するものとする。

（住民ボランティアへの支援等）

第6条 応援町は、被災町でのボランティア活動を希望する住民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災町又は応援町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報交換)

第9条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、前条に定める連絡担当部局その他必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町は署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月17日

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1

石井町

## 8 災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第7条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については、被災町が負担するものとする。

(1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費

(2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費

(3) 協定第2条第4号に掲げる応援（以下「応援業務」という。）に要する経費のうち、応援町の職員に関する規定による算出した旅費及び諸手当の範囲内の額

2 次の各号に掲げる経費については、応援町がその経費を負担する。

(1) 応援町の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

(2) 協定第2条第4号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与

3 応援職員が応援業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災町と応援町との間で協議して定める。

5 協定第2条第5号に要する経費については、被災町と応援町との間で協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援町の首長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任者を經由して被災町の首長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第5条2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。ただし、応援町が負担しようとする場合はその限りでない。

(連絡責任者)

第5条 相互応援のための連絡責任者を次のとおり定める。

(1) 岡山県和気町総務部総務課長

(2) 徳島県石井町防災対策課長

2 連絡責任者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に交換するものとする。

(応援職員の業務)

第6条 応援職員は、応援町名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(宿舎のあっせん等)

第7条 被災町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

第8条 この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、協定町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月17日

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1

石井町

## 9 災害時における相互応援に関する協定書

熊本県益城町と徳島県石井町（以下「両自治体」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両自治体のいずれかにおいて、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）が応急対策及び復旧活動を円滑に遂行できるように、被災自治体の要請に応え、相互に応援、協力を行うことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員、応援の期間その他必要な事項
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。



(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合(第4条第2項の規定により応援する場合を含む。)には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体への往復経路の途中に生じたものを除き、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に防災知識の共有、情報の交換及び資料の提供を行うものとする。

(データの保管)

第9条 両自治体は、いずれかの自治体から住民、税等に関するデータの保管の要請があった場合は、その情報を保管するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、両自治体が署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年(2020年)10月8日

熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地  
益城町  
益城町長 西村 博則

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1  
石井町  
石井町長 小林 智仁



## 14 その他の資料



## 14 その他の資料

### 1 町内大規模災害発生時における支援活動に関する協定締結業者

地区	住所	会社名	代表者名	電話番号
石井	石井字石井 355-1	三工建設(株)	桑村 重男	088-674-6555
	石井字城ノ内 776-4	(株)栄和建設	中林 祥高	088-674-6986
	石井字城ノ内 160-1	笠井建設(株)	加納 英次	088-674-2220
	石井字城ノ内 583	(有)山口企画建設	山口 工	088-674-2051
	石井字重松 549	三木建設	三木 文雄	088-674-2428
	石井字尼寺 134-1	上藤宗(株)	藤原 宗三	088-633-0215
	石井字尼寺 134-1	(有)若松組	西川 砂恵子	088-633-8195
	浦庄	浦庄字上浦 473-1	(株)アモウ	天羽 正
浦庄字下浦 784		(有)荒木組	荒木 一昭	088-674-2474
浦庄字諏訪 950-9		(株)阿部建設	阿部 晋也	088-654-3276
高原	高原字関番外 234	(有)犬伏建設	犬伏 淳一	088-674-0538
	高原字中島 511-1	上村工業	上村 健治	088-675-1580
	高原字関 452-1	片岡組	片岡 昭勝	088-674-7007
	高原字桑島 203	関西住建(株)	高力 次良	088-675-0335
	高原字池北 257-1	(有)幸土建	仁木 幸生	088-674-5033
	高原字中島 452	ダイヒョウ(株)	木内 年則	088-674-1470
藍畑	藍畑字西覚円 941	津崎興産(有)	尾関 真司	088-674-7770
	藍畑字東覚円 245	(株)廣常工務店	廣常 雅彦	088-674-1436
	藍畑字東覚円 79-12	酒井建設(有)	酒井 学	088-674-2176
	藍畑字高畑 730-1	川上建設(有)	川上 清美	088-674-0817
	藍畑字第十 507	尾上建設(有)	尾上 登志男	088-674-1434
高川原	高川原字南島 508	(有)乾建設	乾 好勝	088-674-5553
	高川原字高川原 559-2	太田建設	太田 隆之	088-674-0053
	高川原字天神 192	久米建設(有)	久米 克典	088-674-0488
	高川原字南島 305-6	剣菱建設(株)	元木 孝好	088-674-1330
	高川原字高川原 1696-1	四国リサイクル(株)	川真田 汪	088-675-1222
	高川原字加茂野 477	(株)土肥産業	土肥 俊夫	088-674-1613
	高川原字南島 144-1	(株)中野組	中野 義則	088-674-1221
	高川原字高川原 624-1	(株)廣田組	廣田 ちづる	088-675-1121
	高川原字桜間 223-3	(株)星崎重機	星崎 弘子	088-674-6193
	高川原字高川原 1696-1	阿波道路(株)	福生 武彦	088-674-2217

## 2 石井町内の指定工事事業者

(石井町指定給水装置工事事業者)

令和4年2月現在

番号	会社名	代表者	住所	電話
1	(株)アモウ		浦庄字上浦 473-1	088-674-3828
2	阿波道路(株)石井支店		高川原字高川原 1696-1	088-674-2217
3	石井設備		石井字白鳥 321-1	088-679-1922
4	(株)上村工業		高原字中島 511-1	088-675-1580
5	楓設備		藍畑字高畑 363	088-674-5534
6	(有)カトー金物総合センター		藍畑字高畑 497-2	088-674-0829
7	岸田工業(株)		石井字石井 407-6	088-674-0046
8	久米ポンプ店		高川原字高川原 80-1	088-674-1627
9	剣菱建設(株)		高川原字南島 305-6	088-674-1330
10	(株)古高設備		高原字平島 167-2	088-674-5194
11	清水電機		石井字石井 409-1	088-674-0175
12	住まいるアシスト		藍畑字高畑 1111-2	088-674-8862
13	ダイヒョウ(株)		高原字中島 452	088-674-1470
14	高橋電機店		高原字平島 341-2	088-674-2544
15	(有)多田設備		石井字石井 1581-23	088-674-6846
16	(株)平野電気ユーリティーズ		高原字西高原 218-1	088-674-1608
17	松原工務店		高原字西高原 351-7	088-674-0344
18	森配管合同会社		高原字東高原 219-9	088-674-7713

### 3 一部事務組合（消防）一覧表

平成 29 年 4 月

機関名	課室等	県ネットワーク無線電話	電話番号
徳島市消防局 〒770-0855 徳島市新蔵町 1-88	警防課 通信指令課	地域衛星電話 (警防課) *90-386-2200 (通信指令課) *90-386-2800  地域衛星 FAX *90-386-2290  県ネットワーク電話 通信指令課 381 会議室 381**2  FAX 8-381	<電話番号(平日)> 088-656-1192(警防課) <電話番号(夜間・休日)> 088-656-1190(通信指令課) <ファクシミリ> 088-656-1202 <徳島市災害対策本部> 088-621-5010
鳴門市消防本部 〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字 東浜 170	予防課 消防署	電話 通信指令室 351 会議室 351**1  FAX 8-351	<電話番号(平日)> 088-684-1335 <電話番号(夜間・休日)> 088-685-2009 <ファクシミリ> 088-685-4313
小松島市消防本部 〒773-8501 小松島市横須町 1-1	消防課 消防署	電話 通信指令室 393**3 消防事務室 393**2  FAX 8-393	<電話番号> 0885-32-0119 <ファクシミリ> 0885-32-3595
阿南市消防本部 〒774-0001 阿南市辰己町 1-33	消防本部 消防署	電話 通信指令室 424 事務室 424**2  FAX 8-424	<電話番号> 0884-22-1120(情報管制課) <ファクシミリ> 0884-22-1190(情報管制課)
美馬市消防本部 〒779-3601 美馬市脇町字拝原 1742-1	消防本部（署）	電話 通信指令室 257 本部事務室 257**2  FAX 8-257	<電話番号(平日)> 0883-52-3061 <電話番号(夜間・休日)> 0883-52-3025 <ファクシミリ(平日)> 0883-53-9550 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0883-53-9458

機関名	課室等	県ネットワーク無線電話	電話番号
那賀町消防本部 〒771-5206 那賀郡那賀町百合字 石橋 250	消防本部 消防課 那賀町消防署	電話 通信指令室 454 消防本部 454**1  FAX 8-454	<電話番号(平日)> 0884-62-1191 <電話番号(夜間・休日)> 0884-62-1119 <ファクシミリ(平日)> 0884-62-1235 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0884-62-1922
海部消防組合 〒775-0004 海部郡牟岐町大字川 長字新光寺 98-1	消防本部 総務課 警防課 予防課	電話 通信指令室 484**1 本部事務室 484  FAX 8-484	<電話番号(平日)> 0884-72-0600 <電話番号(夜間・休日)> 0884-72-0999 <ファクシミリ(平日)> 0884-72-2999 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0884-72-0367
海部消防組合 海南消防署 〒775-0203 海部郡海陽町大里字 松ノ本 67-1	海南消防署		<電話番号> 0884-73-0999 <ファクシミリ> 0884-73-2999
板野東部消防組合 〒771-0201 板野郡北島町北村字 大開 11-1	消防本部警防課 第1消防署 第2消防署	電話 通信指令室 354 第1消防署 354**1 警防課 354**2  FAX 8-354	<電話番号> 088-698-9119(通信指令室) <ファクシミリ> 088-697-3014(通信指令室)
板野西部消防組合 〒779-0114 板野郡板野町羅漢字 前田 35	消防本部	電話 通信指令室 338**2 警防課 338  FAX 8-354	<電話番号> 088-672-0198 <ファクシミリ(平日)> 088-672-2977 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-672-3911
名西消防組合 〒779-3223 名西郡石井町高川原 字高川原 66-8	消防本部 石井消防署 神山消防署	電話 通信指令室 327 消防長室 327**2  FAX 8-327	<電話番号> 088-674-6788 <ファクシミリ(平日)> 088-674-6706 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-675-0341



機関名	課室等	県ネットワーク無線電話	電話番号
徳島中央広域連合消防本部 〒776-0013 吉野川市鴨島町上下島 21-1	消防課 通信指令室	電話 通信指令室 326 指揮本部室 326**1  FAX 8-326	<電話番号(平日)> 0883-26-1191 <電話番号(夜間・休日)> 0883-26-1195 <ファクシミリ(平日)> 0883-24-9918 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0883-24-9917
美馬西部消防組合 〒771-2106 美馬市美馬町字天神 119-1	消防本部 消防署	電話 通信指令室 258 総務課 258**2  FAX 8-258	<電話番号> 0883-63-2214 <ファクシミリ> 0883-63-5601
美馬西部消防組合 一字出張所 〒779-4302 美馬郡つるぎ町一字 字赤松 541-2	一字出張所		<電話番号> 0883-67-2938 <ファクシミリ> 0883-67-2939
みよし広域連合 消防本部 〒771-2502 三好郡東みよし町足代 345-1	消防本部	電話 通信指令室 255  FAX 8-255	<電話番号(平日)> 0883-76-5119 <電話番号(夜間・休日)> 0883-76-5118 <ファクシミリ(平日)> 0883-76-5121 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0883-76-5120
徳島県消防長会 〒770-0855 徳島県徳島市新蔵町 1-88 徳島市消防局内	徳島市消防局 総務課	地域衛生電話 *90-386-2110  地域衛生 FAX *90-386-2190	<電話番号(平日)> 088-656-1191(総務課) <電話番号(夜間・休日)> 088-656-1190(通信指令課) <ファクシミリ(平日)> 088-656-1201 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-656-1202
(公財)徳島県消防協会 〒770-0847 徳島市幸町 3 丁目 79			<電話番号> 088-625-8342 <ファクシミリ> 088-678-8346

## 4 避難場所一覧表

### 広域避難場所

公園、緑地、広場その他公共空地

番号	避難場所	所在地
1	前山公園	石井字城ノ内 923
2	石井中学校 (グラウンド)	高川原字高川原 125-1
3	高浦中学校 (グラウンド)	浦庄字国実 100
4	飯尾川公園	高川原字高川原 2115-3
5	石井町防災センター (三郎広場)	藍畑字西覚円 1282-1 先

### 指定避難所

住宅の倒壊や焼失で生活の場を失った場合一定の期間、生活の場として指定している施設

地区名		施設名	所在地	電話番号	構造等
石井	1	尼寺教育センター	石井字尼寺 53-1	641-4332	鉄筋平
	2	石井町保健センター	石井字石井 380-11	674-0001	鉄筋二
	3	石井町中央公民館	石井字石井 480-1	674-2002	鉄筋二
	4	石井町公民館石井分館	石井字石井 431-1	674-0109	鉄骨二
	5	石井小学校	石井字石井 1184-1	674-0019	鉄筋三
	6	徳島県農林水産総合技術支援センター	石井字石井 1660	674-1660	鉄筋三
	7	前山公園屋内運動場 (体育館)	石井字城ノ内 923	675-1300	鉄骨平
	8	石井町地域防災交流センター	石井字石井 365-1	675-3345	木造平
浦庄	9	浦庄小学校	浦庄字下浦 475-1	674-0142	鉄筋三
	10	石井町公民館浦庄分館	浦庄字下浦 602-1	674-0049	鉄骨二
	11	高浦中学校	浦庄字国実 100	674-1219	鉄筋三
高原	12	高原小学校	高原字東高原 250-1	674-1204	鉄筋三
	13	石井町公民館高原分館	高原字東高原 223-1	674-1207	鉄骨二

藍 畑	14	藍畑小学校	藍畑字東覚円 670	674-1604	鉄 筋 三
	15	石井町公民館藍畑分館	藍畑字東覚円 671-1	674-0052	鉄 骨 二
高川原	16	高川原小学校	高川原字高川原 1167	674-0105	鉄 筋 三
	17	石井中学校	高川原字高川原 125-1	674-1344	鉄 筋 四
	18	石井町公民館高川原分館	高川原字高川原 1276	674-0044	鉄 筋 二
	19	名西高等学校	石井字石井 21-11	674-2151	鉄 筋 四
	20	高川原福祉会館・公会堂	高川原字高川原 666-1	674-0403	鉄 筋 二 (公会堂は鉄骨二)

## 一時避難所

一時避難所とは、大規模火災や大地震など災害が発生した場合に、広域避難所や指定避難所に集団で避難するために、一時的に集まる場所です。

番号	施設名	所在地
1	関 農業構造改善センター	高原字関 357-1
2	下浦東 農業構造改善センター	浦庄字下浦 915
3	高畑東 農業構造改善センター	藍畑字高畑 436-5
4	重松 農業構造改善センター	石井字重松 235-4
5	大万 農業構造改善センター	浦庄字大万137-1
6	南島 農業構造改善センター	高川原字南島627
7	加茂野 農業構造改善センター	高川原字加茂野145
8	石井町竜王集会所	藍畑字竜王52-9
9	石井町上南集会所	浦庄字上浦662-7
10	石井町高畑西集会所	藍畑字高畑1155-1
11	石井町消防団石井分団第2部詰所	石井字石井958-12
12	石井町消防団石井分団第6部詰所	石井字石井2480-3
13	石井町消防団石井分団第7部詰所	石井字白鳥553
14	石井町消防団浦庄分団第1部詰所	浦庄字大万122-8
15	石井町消防団藍畑分団第7部詰所	藍畑字東覚円483-2
16	石井町消防団高川原分団第3部詰所	高川原字南島477地先
17	石井町消防団藍畑分団第5部詰所	藍畑字高畑1852-1
18	石井町消防団藍畑分団第6部詰所	藍畑字西覚円996-1
19	石井町消防団浦庄分団第2部詰所	浦庄字上浦649-1
20	石井町消防団浦庄分団第3部詰所	浦庄字諏訪943-8
21	石井町消防団藍畑分団第4部詰所	藍畑字第十123-1
22	石井町消防団藍畑分団第3部詰所	藍畑字西覚円1392-3

## 福祉避難所

避難行動要支援者が介助等の必要な支援を受けるための避難施設

番号	避難所	所在地	電話(088)
1	障害者支援施設 有誠園	石井字城ノ内 563	674-7200
2	特別養護老人ホーム 青藍荘	高原字中須 8-1	674-1230
3	れもん	石井字白鳥 73-1	674-1333
4	グループホーム濃姫	石井字重松 208-1	679-7778
5	デイセンター上総介	石井字重松 208-1	679-7777

## 5 指定緊急避難場所一覧表

番号	避難施設名	緯度	経度	住所	対応災害					避難所区分	収容人数	連絡先
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫			
1	前山公園	34度 3分 26.723秒	134度 26分 10.594秒	石井 字城ノ内 923	○	○	○	○	○	2	7900 (屋外)	088-675 -1300
2	石井中学校	34度 4分 28.074秒	134度 26分 21.746秒	高川原 字高川原 125-1	○	○	○	○	○	1・2	960	088-674 -1344
3	高浦中学校	34度 4分 34.964秒	134度 25分 14.686秒	浦庄 字国実 100	○	○	○	○	○	1・2	740	088-674 -1219
4	飯尾川公園	34度 5分 29.00秒	134度 24分 50秒	高川原 字高川原 2115-3		○	○	○		2	5200 (屋外)	088-675 -2211
5	石井町 防災センター (三郎広場)	34度 5分 3.48秒	134度 26分 47.202秒	藍畑 字西覚円 1282-1先		○	○	○	○	2	2700 (屋外)	088-674 -6171
6	石井小学校	34度 3分 56.588秒	134度 26分 38.933秒	石井 字石井 1184-1	○	○	○	○	○	1	490	088-674 -0019
7	石井町保健 センター	34度 4分 12.245秒	134度 26分 43.472秒	石井 字石井 380-11		○	○	○	○	1	60	088-674 -0001
8	石井町 中央公民館	34度 4分 4.627秒	134度 26分 47.551秒	石井 字石井 480-1		○	○	○	○	1	290	088-674 -2002
9	公民館 石井分館	34度 4分 8.4秒	134度 26分 36.182秒	石井 字石井 431-1		○	○	○	○	1	70	088-674 -0109
10	前山公園 屋内運動場 (体育館)	34度 3分 28.242秒	134度 26分 6.716秒	石井 字城ノ内 923	○	○	○	○	○	1	220	088-675 -1300
11	尼寺教育 センター	34度 4分 8.177秒	134度 28分 2.647秒	石井 字尼寺 53-1		○	○	○		1	20	088-642 -4332
12	名西高校	34度 4分 21.295秒	134度 26分 26.344秒	石井 字石井 21-11	○	○	○	○	○	1	400	088-674 -2151
13	徳島県 農林水産 総合技術支援 センター	34度 3分 44.618秒	134度 26分 24.976秒	石井 字石井 1660	○	○	○	○	○	1	370	088-674 -1660
14	石井町 地域防災交流 センター	34度 4分 15.827秒	134度 26分 47.602秒	石井 字石井 365-1		○	○	○		1	50	088-675 -3345
15	浦庄小学校	34度 3分 59.339秒	134度 24分 58.504秒	浦庄 字下浦 475-1	○	○	○	○	○	1	290	088-674 -0142
16	公民館 浦庄分館	34度 4分 1.409秒	134度 25分 11.96秒	浦庄 字下浦 602-1		○	○	○	○	1	60	088-674 -0049

番号	避難施設名	緯度	経度	住所	対応災害					避難所区分	収容人数	連絡先
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫			
17	高原小学校	34度 5分 0.787秒	134度 25分 16.331秒	高原 字東高原 250-1	○	○	○	○	○	1	360	088-674 -1204
18	公民館 高原分館	34度 5分 2.519秒	134度 25分 18.422秒	高原 字東高原 223-1		○	○	○	○	1	40	088-674 -1207
19	藍畑小学校	34度 5分 51.972秒	134度 26分 25.566秒	藍畑 字東覚円 670	○	○	○	○	○	1	320	088-674 -1604
20	公民館 藍畑分館	34度 5分 54.22秒	134度 26分 22.35秒	藍畑 字東覚円 671-1		○	○	○	○	1	70	088-674 -0052
21	高川原小学校	34度 4分 38.723秒	134度 26分 54.373秒	高川原 字高川原 1167	○	○	○	○	○	1	390	088-674 -0105
22	公民館 高川原分館	34度 4分 36.163秒	134度 26分 57.732秒	高川原 字高川原 1276		○	○	○	○	1	70	088-674 -0044
23	高川原 福祉会館 ・公会堂	34度 4分 25.478秒	134度 26分 43.48秒	高川原 字高川原 666-1		○	○	○		1	120	088-674 -0403
24	関農業 構造改善 センター	34度 4分 50.329秒	134度 24分 13.05秒	高原 字関 357-1		○	○	○		3	25	
25	下浦東農業 構造改善 センター	34度 3分 45.99秒	134度 25分 20.68秒	浦庄 字下浦 915			○	○	○	3	25	
26	高畑東農業 構造改善 センター	34度 5分 33.655秒	134度 26分 49.873秒	藍畑 字高畑 436-5		○	○	○	○	3	25	
27	重松農業 構造改善 センター	34度 4分 19.034秒	134度 26分 1.496秒	石井 字重松 235-4		○	○	○		3	25	
28	大万農業 構造改善 センター	34度 4分 33.053秒	134度 25分 43.14秒	浦庄 字大万 137-1		○	○	○		3	25	
29	南島農業 構造改善 センター	34度 4分 48.511秒	134度 25分 47.118秒	高川原 字南島 627		○	○	○		3	25	
30	加茂野農業 構造改善 センター	34度 5分 8.43秒	134度 27分 24.869秒	高川原 字加茂野 145		○	○	○	○	3	25	
31	石井町 竜王集会所	34度 5分 36.586秒	134度 27分 7.081秒	藍畑 字竜王 52-9		○	○	○	○	3	15	
32	石井町 上南集会所	34度 3分 57.326秒	134度 24分 16.15秒	浦庄 字上浦 662-7		○	○	○	○	3	25	

番号	避難施設名	緯度	経度	住所	対応災害					避難所区分	収容人数	連絡先
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫			
33	石井町 高畑西集会所	34 度 5 分 36.798 秒	134 度 26 分 16.804 秒	藍畑 字高畑 1155-1		○	○	○	○	3	25	
34	石井町消防団 石井分団 第2部詰所	34 度 3 分 54.677 秒	134 度 26 分 58.333 秒	石井 字石井 958-12		○	○	○	○	3	15	
35	石井町消防団 石井分団 第6部詰所	34 度 4 分 1.038 秒	134 度 27 分 16.949 秒	石井 字石井 2480-3		○	○	○	○	3	10	
36	石井町消防団 石井分団 第7部詰所	34 度 4 分 3.698 秒	134 度 27 分 32.976 秒	石井 字白鳥 553			○	○	○	3	15	
37	石井町消防団 浦庄分団 第1部詰所	34 度 4 分 29.064 秒	134 度 25 分 48.119 秒	浦庄 字大万 122-8		○	○	○		3	15	
38	石井町消防団 藍畑分団 第7部詰所	34 度 5 分 45.103 秒	134 度 26 分 10.928 秒	藍畑 字東覚円 483-2		○	○	○	○	3	35	
39	石井町消防団 高川原分団 第3部詰所	34 度 4 分 18.559 秒	134 度 25 分 56.438 秒	高川原 字南島 477		○	○	○	○	3	10	
40	石井町消防団 藍畑分団 第5部詰所	34 度 5 分 54 秒	134 度 26 分 52 秒	藍畑 字高畑 1852-1		○	○	○	○	3	20	
41	石井町消防団 藍畑分団 第6部詰所	34 度 5 分 39 秒	134 度 25 分 11 秒	藍畑 字西覚円 996-1		○	○	○	○	3	20	
42	石井町消防団 浦庄分団 第2部詰所	34 度 3 分 58 秒	134 度 24 分 19 秒	浦庄 字上浦 649-1		○	○	○	○	3	15	
43	石井町消防団 浦庄分団 第3部詰所	34 度 4 分 24 秒	134 度 24 分 35 秒	浦庄 字諏訪 943-8		○	○	○	○	3	20	
44	石井町消防団 藍畑分団 第4部詰所	34 度 6 分 15.53 秒	134 度 27 分 23.45 秒	藍畑 字第十 123-1		○	○	○	○	3	20	
45	石井町消防団 藍畑分団 第3部詰所	34 度 5 分 45.51 秒	134 度 25 分 42.55 秒	藍畑 字西覚円 1392-3		○	○	○	○	3	20	

※避難所区分 1・・・指定避難所 2・・・広域避難場所 3・・・一時避難所



## 6 消防水利一覧表

水利種別 地区名		消 火 栓					私 設 消 火 栓	防 火 水 槽		そ の 他				計
		管 径 7 5 m m 未 満	管 径 75mm	管 径 100mm	管 径 150mm 以 上	小 計		40 m <sup>3</sup> 未 満	40 m <sup>3</sup> 以 上	打 込 井 戸	池			
石井町	石井		84	35	52	171	1 (3)	(2)	4	102	6			284 (5)
	浦庄		24	15	32	71		(1)	4	98				173 (1)
	高原	(1)	19	18	20	57 (1)				137				194 (1)
	藍畑		23	16	30	69			2	105				176
	高川原	(1)	47	34	21	102 (1)	2	(6)	4	131				239 (7)
計		(2)	197	118	155	470 (2)	3 (3)	(9)	14	573	6			1,066 (14)

( ) 内は基準未満又は夏期のみ

## 7 石井町消防団組織

幹部 15 名（団長 1 人・副団長 4 人・分団長 5 人・副分団長 5 人）				5 分団	26 部
団	部	定 数	実 数	消 防 装 備	
石 井 分 団	① 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	2 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（普通）	
	③ 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	4 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（普通）	
	6 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（軽四）	
	⑦ 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	9 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（軽四）	
浦 庄 分 団	① 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	2 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（普通）	
	3 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（普通）	
	④ 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	⑤ 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
高 原 分 団	① 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	② 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	④ 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
藍 畑 分 団	① 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	3 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（軽四）	
	4 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（軽四）	
	5 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（普通）	
	6 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（軽四）	
	7 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（軽四）	
高 川 原 分 団	① 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	② 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	
	3 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（普通）	
	4 部	10	10	小型動力ポンプ積載車（普通）	
	⑤ 部	15	15	普通消防ポンプ自動車	

定数 340 人    実員 340 人    ポンプ車 13 台    普通車 7 台    軽四 6 台  
（計） 26 台

## 8 車両等現有一覧表

	呼車名	登録番号	車種	種別	年式	ポンプ形式	級別
石井消防署	消防ポンプ自動車	徳島 830 は 12	日野	普通	平成 29年	長野ポンプ	A2級
	消防ポンプ自動車	徳島 800 さ 2314	三菱	普通	平成 13年	GMいちほら	A2級
	水槽付消防ポンプ自動車	徳島 830 に 18	日野	普通	平成 28年	GMいちほら	A1級
	救急車	徳島 800 さ 7238	トヨタ	普通	平成 24年		高規格
	救急車	徳島 830 せ 2012	トヨタ	普通	平成 24年		高規格
	指揮支援車	徳島 831 そ 119	日野	普通	平成 24年		
	指揮車	徳島 800 さ 4653	トヨタ	普通	平成 17年		
	資器材搬送車	徳島 800 す 375	トヨタ	普通	令和 3年	ダイナ Wキャブ	
	救助工作車	徳島 830 つ 119	日野	普通	平成 13年	GMいちほら	II型
	可搬ポンプ積載車	徳島 880 あ 867	ダイハツ	軽自	平成 28年	トーハツ B2級 ハイゼットカーゴ	
	救急普及啓発広報車	徳島 800 さ 9239	日産	普通	平成 29年		
	連絡用軽自動車	徳島 580 ほ 1626	日産	普通	平成 30年		
	救助艇	第 280- 12876 号	ヤマハ	汽船	昭和 56年	MERC20ELHPT (船外機付)	
	救助艇	第 280- 44110 号	ZODIAC YL310R	汽船	平成 26年	船外機 マーキュリー (9.8PS)	
	救助艇	第 280- 43852 号	AVON	汽船	平成 25年	スズキ DF20A 20PS 船外機	
ボート トレーラー	徳島 800 る 297	SOREX 組立	普通	平成 25年	被牽引車		

## 9 主な消防器材の配置状況

所属 器具別			計	石井消防署
放水器具	ホース	65 mm	168	107
		50 mm	49	49
		40 mm	67	43
		計	284	199
		ラインプロポーションナー	2	2
		簡易発泡器	4	3
		インパルス消火システム	1	1
		泡プロバック	1	
		ジェットシューター	4	4
	保安器具	空気呼吸器（ボンベ除く）		19
空気呼吸器用ボンベ		41	29	
医療用酸素ボンベ		32	22	
救助器具	救助用ボート		2	2
	ゴムボート		2	2
	空気式救助マット		1	1
	浮環		13	10
	船外機		3	3
	マット型空気ジャッキ式		1	1
	救命索発射銃		1	1
	エンジンカッター		3	2
	ポートパワー			
	チルホール		4	3
	油圧式救助器具		1	1
	救助マット		1	1
	カギ付きはしご		4	3
	バスケットストレッチャー		4	2
	チェンソー		3	2
ガス溶断器		1	1	
その他	投光器		13	7
	発電機		11	8
	充電器		2	1
	コンプレッサー		2	1
	小型動力ポンプ		2	1
	人工蘇生訓練用人形		13	11
	ホース洗浄機		1	1

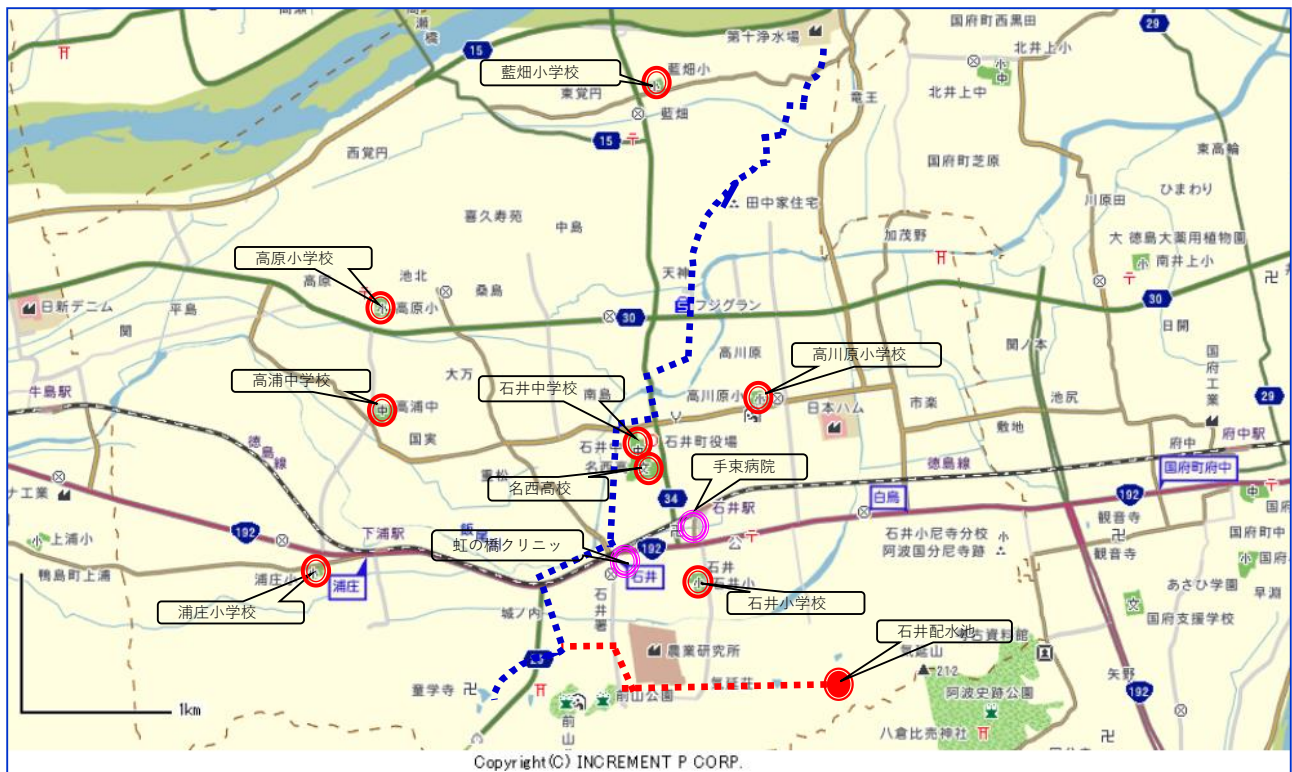
## 10 重要給水施設

地震などの災害時は、避難所や病院等の重要施設へ優先的に応急給水を実施する。  
本町では、下記の避難施設等を重要給水施設として定める。

※応急給水確保のために、配水池には緊急遮断弁を設置している。

	施設名称	所在地	電話番号
1	石井中学校	石井字石井	674-1344
2	高浦中学校	浦庄字国実	674-1219
3	名西高校	石井字石井	674-2151
4	石井小学校	石井字石井	674-0019
5	浦庄小学校	浦庄字下浦	674-0142
6	高原小学校	高原字東高原	674-1204
7	藍畑小学校	藍畑字東覚円	674-1604
8	高川原小学校	高川原字高川原	674-0105
9	石井 虹の橋クリニック	石井字石井	674-2311
10	手束病院	石井字石井	674-0024

### ◆重要給水施設位置図



○ 小学校・中学校・高校

○ 病院

● 石井配水池

--- φ 500, φ 600

配水管本管

--- φ 400

※石井配水池から 8.6km

## 1 1 要配慮者利用施設

### 【児童福祉施設】（保育所等）

	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水 想定 (吉野川)	洪水浸水 想定 (飯尾川)	洪水浸水 想定 (江川)	洪水浸水 想定 (鮎喰川)
1	光の子保育園	石井 556-5	674-2530		○	○		
2	気延のもりの保育園	石井 2033-2	674-8355	○	○	○		
3	浦庄保育所	国実 115-1	674-6792		○	○		
4	高原保育所	西高原 214-1	674-3289		○	○	○	
5	高川原保育所	高川原 202-1	674-6849		○	○		
6	いしいキッズ	高川原 313-9	674-7898		○	○		
7	さくら認定こども園	高川原 1254-1	675-0280		○	○		

### 【児童福祉施設】（学童保育）

	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水 想定 (吉野川)	洪水浸水 想定 (飯尾川)	洪水浸水 想定 (江川)	洪水浸水 想定 (鮎喰川)
8	石井学童にこにこクラブ第1	石井 1214-5	674-1910		○	○		
9	石井学童にこにこクラブ第2	石井 1214-5	674-1910		○	○		
10	石井学童にこにこクラブ第3	石井 1214-5	674-1910		○	○		
11	浦庄ともだちクラブ	下浦 475-1	674-8656		○	○		
12	高原学童キッズクラブ	東高原 252-1	674-9581		○	○		
13	藍畑学童保育クラブ	東覚円 670	674-4157		○			
14	高川原なかよしクラブ	高川原 1161	674-6241		○	○		
15	高川原第2なかよしクラブ	高川原 1161	674-6241		○	○		

【高齢者施設】

	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水 想定 (吉野川)	洪水浸水 想定 (飯尾川)	洪水浸水 想定 (江川)	洪水浸水 想定 (鮎喰川)
16	デイケア ミハス	石井 231-1	674-2352		○	○		
17	ローテンプルク虹の橋	石井 233-30	674-6610		○	○		
18	養護老人ホーム仁寿園	石井 1994	675-1035	○	○	○		
19	デイサービスセンター気延の里	石井 1994	678-5252	○	○	○		
20	グループホーム希	石井 1994	675-1036	○	○	○		
21	デイセンター上総介	重松 208-1	679-7777		○	○	○	
22	グループホーム濃姫	重松 208-1	679-7778		○	○	○	
23	デイサービスセンターあい介護	重松 680-1	675-3530		○	○	○	
24	ケアハウスオブリガートハウス	上浦 240-6	674-9988		○			
25	グループホームみま石井	上浦 524-9	674-0234		○	○		
26	デイサービスくつろぎ	上浦 524-10	674-6210		○	○		
27	デイサービスセンターリン	下浦 341-1	661-3087		○			
28	明日香デイサービスセンター	下浦 342-1	678-7181		○			
29	ケアハウスまこと	桑島 558-1	675-3177		○	○		
30	グループホームまことの家	桑島 558-1	675-3177		○	○		
31	介護老人保健施設喜久寿苑	桑島 561-1	674-7755		○	○		
32	喜久寿苑通所リハビリテーション	桑島 561-1	674-7755		○	○		
33	特別養護老人ホーム青藍荘	中須 8-1	674-1230		○	○	○	
34	デイハウス青藍	中須 8-1	674-7989		○	○	○	
35	とおりゃんせ	高畑 166-1	675-2861		○	○		
36	デイサービスともに	高畑 1028-3	635-9280		○	○		
37	グループホーム花乃苑石井	東覚円 70-3	674-0216		○			
38	デイサービスセンター藤の里	東覚円 103-1	674-8680		○			
39	希の里	東覚円 103-2	615-8666		○			
40	デイサービスセンターひかりの家	東覚円 202	674-2358		○			

41	合同会社徳島県ふれあい介護支援センター通所介護事業所	天神 671-3	674-7915		○	○		
42	石井デイサービスセンター	天神 725-1	674-7672		○	○		
43	仁誠天神	天神 725-4	675-2377		○	○		
44	ショートステイ昭誠館天神	天神 725-4	675-2355		○	○		
45	介護老人保健施設健生石井老健うぐいす	高川原 2155	675-3166		○	○		
46	健生石井クリニック通所リハビリテーション	高川原 2155	675-1033		○	○		
47	石岡整形外科通所リハビリテーション	桜間 215	674-8800		○	○	○	○

【障がい児・者施設等】

	施設名	住所	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定 (吉野川)	洪水浸水想定 (飯尾川)	洪水浸水想定 (江川)	洪水浸水想定 (鮎喰川)
48	地域活動支援センターれもん	石井 154-5	674-2777		○	○		
49	ウェルケア徳島	石井 745-2	674-4343		○	○		
50	有誠園地域活動支援センター	城ノ内 563	674-7200	○				
51	障害者支援施設有誠園	城ノ内 563	674-7200	○				
52	れもんホーム1	白鳥 69-1	675-2333		○	○		○
53	れもん	白鳥 73-1	674-1333		○	○		○
54	れもんホーム6	白鳥 74-3	675-2333		○	○		○
55	れもんワークス	白鳥 204-1	674-2200		○			
56	スタジオれもん	尼寺 138-2	679-6208		○			○
57	れもんホーム4, 5	下浦 230-6	674-8511		○	○		
58	れもんホーム2, 3	下浦 230-8	674-8511		○	○		
59	ナイスくわじま	桑島 282-2	679-1350		○	○		
60	とおoryんせ2	高畑 1311	635-7861		○			



61	とおりゃんせ3	高畑 1311	635-7861		○			
62	キッズサポートあいいろジュニア	天神 717-1	660-7156		○	○		
63	キッズサポートあいいろ	加茂野 171-6	661-2811		○	○	○	
64	ケアセンターれもん	市楽 501	679-1414		○	○		○
65	ミライズ	竜王 51-82	677-7220		○			

【医療施設】

	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水 想定 (吉野川)	洪水浸水 想定 (飯尾川)	洪水浸水 想定 (江川)	洪水浸水 想定 (鮎喰川)
66	石井虹の橋クリニック	石井 231-1	674-2311		○	○		
67	手束病院	石井 434-1	674-0024		○	○		
68	遠藤産婦人科	石井 513-1	674-6818		○	○		
69	なかたに産婦人科	石井 554-7	674-1295		○	○		
70	伊勢内科小児科	石井 726-7	675-0535		○	○		
71	石岡整形外科	桜間 215	674-8800		○	○	○	○

【幼稚園】

	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水 想定 (吉野川)	洪水浸水 想定 (飯尾川)	洪水浸水 想定 (江川)	洪水浸水 想定 (鮎喰川)
72	石井幼稚園	石井 1165-2	674-1799		○	○		
73	浦庄幼稚園	下浦 481-1	674-4042		○	○		
74	高原幼稚園	西高原 214-1	674-4219		○	○	○	
75	藍畑幼稚園	東覚円 670	674-4679		○			
76	高川原幼稚園	高川原 1258	674-3442		○	○		

【学校施設】

	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水 想定 (吉野川)	洪水浸水 想定 (飯尾川)	洪水浸水 想定 (江川)	洪水浸水 想定 (鮎喰川)
77	石井中学校	高川原 125-1	674-1344		○	○	○	
78	高浦中学校	国実 100	674-1219		○	○		
79	石井小学校	石井 1184-1	674-0019		○	○		
80	浦庄小学校	下浦 475-1	674-0142		○	○		
81	高原小学校	東高原 250-1	674-1204		○	○	○	
82	藍畑小学校	東覚円 670	674-1604		○			
83	高川原小学校	高川原 1167	674-0105		○	○		

